

10月2日(月)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 つる 伸一郎 君
同 石田 ちひろ 君
委員 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 高橋 伸明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 横山 由香理 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 須貝 行宏 君
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡部 茂 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 藤原 正則 君
同 西本 貴子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

企画部財政課長
秋 山 徹 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 川 正 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 みゆき 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅由樹 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

福祉部高齢者地域支援課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者福祉課長
中山文子君

福祉部生活福祉課長
矢木すみを君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
西田みちよ君

健康推進部健康課長
川島淳成君

健康推進部国保医療年金課長
三ッ橋悦子君

品川区保健所生活衛生課長
井浦芳之君

品川区保健所保健予防課長
舟木素子君

都市環境部長
藤田修一君

都市環境部都市計画課長
中村敏明君

都市環境部住宅課長
長尾樹偉君

都市環境部都市開発課長
稲田貴稔君

都市環境部建築課長
鈴木和彦君

品川区清掃事務所長
工藤俊一君

防災まちづくり部長
松代忠徳君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
曾田健史君

防災まちづくり部土木管理課長
今井裕美君

防災まちづくり部交通安全担当課長
桑波田幸喜君

防災まちづくり部道路課長
（用地担当課長兼務）
多並知広君

防災まちづくり部公園課長
溝口雅之君

防災まちづくり部河川下水道課長
持田智彦君

会計管理者
齋藤信彦君

教育長
中島豊君

教育委員会事務局教育次長
本城善之君

教育委員会事務局庶務課長
品川義輝君

教育委員会事務局学務課長
有馬勝君

教育委員会事務局品川図書館長
横山莉美子君

選挙管理委員会事務局長
安井裕彦君

監査委員事務局長
江部信夫君

区議会事務局長
久保田善行君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る9月22日の本会議におきまして、35名の委員により設置されました。これまでと同様に、理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、平成28年度各会計決算の審査を行うものであります。

このたび、委員長の大役を皆様方のご推挙により、私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして、各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから着席のまま発言をさせていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○濱野区長　決算特別委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成28年度各会計歳入歳出決算につきましては、去る9月22日の本会議におきましてご提案いたし、そしてまたご説明を申し上げたとおりでございます。平成28年度一般会計決算、実質収支44億8,755万円余でございます。経常収支比率につきましても71.8%ということで、引き続き健全財政を堅持しているところでございます。しかしながら、ふるさと納税制度によります減収額が年々増加していることに加えまして、2年後には消費税率の改定が見込まれるなど、さまざま不確定要素がございます。社会・経済状況をしっかりと見きわめながら運営をしていかなければならないと考えているところでございます。

こうしたことを踏まえつつ、前年度に引き続き、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた、一歩先を行く施策、そして未来志向でチャレンジする施策を、積極的に進めてまいりたいと考えております。また、子育て支援、高齢者支援、災害対策など、従来からの重要な施策につきましても、真に必要な施策を迅速かつ的確に推進しているところでございますが、これにつきましても鋭意、引き続き努力を重ねてまいりたいと思っております。

本特別委員会におきましてご審議いただく中で、さまざまなお意見あるいはご要望等があらうかと存じます。こうしたことを真摯に受けとめまして、これからの区政運営に活かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長　それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議をいたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、つる副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○つる副委員長　決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。まず第1項、理事および理事会の設置についてでございます。本委員会を円滑に運営するため、先の正副委員長互選のために開催された委員会におきまして設置されたものであります。その組織、構成員および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予

定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更はいたしません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定足数に達し次第、開会いたしますので、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。また、閉会予定時間は、区役所の執務時間と同じく、午後5時15分を目途といたします。

次に第4項、款別審査の質疑等でございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められました質問時間の枠の中で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通して通告をお願いいたします。なお、無所属の委員が質問する場合も、通告をお願いいたします。

また、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、会派で割り振ることとしております。質問数はその時間内であれば問いません。なお、無所属の委員の質問時間は、答弁時間も含めて1日につき10分となります。質疑の際は、最初に記載ページおよび質問内容をお示しください。また、資料を提示される場合は、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても直ちに取りやめていただきます。関連質疑につきましては、委員長の許可により、5分以内で行うことが可能でございます。関連質疑の終了時間のお知らせは、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

次に、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営といたします。終了時間につきましては先ほどご説明いたしましたが、終了予定時間を超えて大幅な遅れになると判断した場合は、質問者数または質問時間を調整することがあります。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、一問一答形式にならないよう簡潔な質疑をお願いいたします。質疑の順序は、大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますようお願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取り扱いにつきましては、従前どおり、5階の理事者控室に当委員会の模様を放送いたしますので、そちらでお聞きいただきます。

次に、第7項、資料要求につきましては、あらかじめ理事会で協議のうえ、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。なお、審査の途中での資料要求につきましては、前もって正副委員長までお申し出いただきたいと思っております。

また、本決算特別委員会におきましては、会場の都合により、審査に直接関係のない理事者の方々は、適宜、自席または隣の第2委員会室に待機くださるようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 説明が終わりました。ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長 ご質疑等がないようですので、以上の説明について、すべてご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、平成28年度決算の概要説明をお願いいたします。

○齋藤会計管理者 一般会計決算の概要をご説明申し上げます。「主要施策の成果報告書」の59ページをお願いいたします。

初めに上の表をご覧ください。歳入総額は1,662億4,150万9,267円で、対前年度10.6%、金額では159億4,332万3,910円の増であります。

歳出総額は1,609億4,504万2,340円で、対前年度10.8%、156億9,712万2,333円の増であります。

このため、2行下の形式収支は52億9,646万6,927円で、これから、翌年度へ繰り越すべき財源、8億891万円を除いた実質収支は、44億8,755万6,927円の黒字決算となりまして、これから前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、1億8,920万8,423円のマイナスとなるものであります。

次に、下の表をご覧ください。性質別に見た決算の内訳につきましては、人件費は250億6,377万円で、対前年度0.8%、1億9,326万4,000円の増、構成比は15.6%で、1.6ポイントの減であります。

投資的経費は434億7,752万円で、対前年度48.7%、142億3,765万1,000円の増、構成比は27.0%で、6.9ポイントの増であります。

消費的経費は924億375万2,000円で、対前年度1.4%、12億6,620万7,000円の増、構成比は57.4%で、5.3ポイントの減であります。

以上で概要の説明を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、平成28年度決算の概要説明を終わります。

次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について発言を求められておりますので、説明を願います。

○秋山財政課長 それでは私から、決算状況につきまして、決算統計上の数値と財政健全化法に基づきます各指標について、ご説明させていただきます。

まず、決算統計上の数値につきましては、主要施策の成果報告書238ページ、一番後ろのほうでございますが、そちらをお開きください。

238ページと239ページが決算状況の一覧となっております。字が小さくて恐縮でございますが、この一覧表は、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査、決算統計と申しますが、国の統一ルールに基づいてまとめたものでございます。計算方法や様式も全国統一のものでございます。こちらの表でございますが、品川区での区分である一般会計や特別会計への計上方法とは異なり、特別養護老人ホーム等については公営企業会計として処理いたしますので、先ほど会計管理者から説明させていただきました数値と若干数値が違うこともございますので、よろしくをお願いいたします。

まず最初に、決算状況の概略でございます。平成28年度におきましても、主要な財政指標の数値も良好で、引き続き財政の健全性を維持しているという状況になってございます。

では、その具体的な内容ですが、まず左側のページの上、2つ目の表をご覧くださいと思います。平成28年度の歳入総額Aは1,645億4,336万7,000円で、対前年10.4%の増、その下の歳出総額Bが1,592億4,690万円で、10.6%の増。その下の歳入歳出差引額がCで、52億9,646万7,000円で、この金額が形式収支でございます。

そこから、その下の翌年度に繰り越すべき財源を差し引きまして、実質収支Eが44億8,755

万7,000円。この実質収支につきましては、引き続き黒字となっております。

その下、Fの単年度収支につきましては、実質収支が前年より減額しておりますので、1億8,920万8,000円のマイナスとなっております。

次に、右側の239ページをご覧ください。ページ左上の、まず歳入でございますが、特徴的な点をご説明させていただきます。

まず初めに、一般財源でございます。1行目、特別区税ですが、469億5,365万2,000円で、5.7%の増であります。その2行下、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては大幅に減少しております。これは、株価の低調や税制改正によるものであります。5行下、財政調整交付金については、409億9,288万6,000円で、1.4%の増でございます。

それらによりまして、一般財源の計は、その4行下ですが、1,001億7,855万8,000円と、対前年度比1.4%の増でございます。

それから、その下以下は特定財源でございますが、国や都の支出金や基金繰入金の増などにより、643億6,480万9,000円、28.0%の増となっております。

一般財源、特定財源の合計は、歳出合計ですが、その下、1,645億4,336万7,000円、10.4%の増でございます。

次に、その右側の性質別歳出でございます。一番上の人件費については、0.9%の増でございます。歳出総額に対する人件費の割合であります人件費率は、表の中の構成比の欄と同じでございますが、15.4%となっております。

その下の扶助費は、私立保育園経費等の増によりまして6.8%の増。

以上によりまして、上から8行目、義務的経費の計は3.9%の増でございます。

続きまして、その表の一番下のほうで投資的経費がございまして、50.4%の増となっており、内訳としては、普通建設事業費の補助事業費が79.7%と大きく伸びてございます。

次に、左下の目的別歳出をご覧ください。民生費の構成比が43.8%で第1位。以下、土木費、教育費という順になってございます。

恐れ入りますが、238ページに戻っていただきまして、上段の中ほど右側の、財政力指数以下の、実質収支比率、経常収支比率の指標がございまして。まず上から、実質収支比率は4.6%で、昨年度より0.4ポイントの減、その下の経常収支比率については71.8%で、昨年度より0.7ポイント上昇しております。また、その下の地方債現在高は147億801万円で、昨年比べて17億円余の減となっております。

その下の表、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の各指標ですが、後ほど、報告第20号で説明させていただきます。いずれも早期健全化基準を十分クリアしているものでございます。

このページの一番下、右側になりますが、積立金でございます。平成28年度末の積立金は916億4,890万4,000円で、昨年より33億円余の増となっております。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。報告第20号ということで、A4、3枚にとじたものをご覧ください。そちらに基づきましてご説明させていただきます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして4つの指標を公表するとともに、それぞれ設定された早期健全化基準、財政再生基準を上回った場合に、健全化計画あるいは財政再生計画を策定する義務が各自治体に課せられるものでございます。数値につきましては、先ほどの決算状況

一覧表にも出ておりますので、こちらをご覧ください。この法律の中で、地方公共団体は毎年、この健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表するものとなっております。

まず1 ページ上段の表でございますが、4つの指標がございます。左側から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率でございます。

まず実質赤字比率でございますが、これは一般会計等が対象とされておりますが、品川区の場合、一般会計のみ対象となっております。実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。算出しました数字は、品川区の場合、黒字でありますので、公式比率としては赤字ではないため、横棒のバー表示となっております。その下の段は括弧書きでマイナス4.59%の表示となっております。その下の、早期健全化基準11.25%および財政再生基準20.00%が基準値となっており、品川区の数値はそれぞれ基準値よりかなり離れており、良好な状態を示すというものでございます。

連結実質赤字比率でございますが、こちらは一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額を標準財政規模に対する比率であらわしたものでございます。こちらも品川区は黒字でございますので、公式比率は横棒のバー表示となっております。算出した比率は6.27%のマイナスでございます。早期健全化基準はそれぞれ16.25%、財政再生基準は30.00%ということで、こちらも基準値より低い数字となっております。

次に3つ目の、実質公債費比率でございます。これは借入金の返済額およびそれに準じる額の大きさを指標化したものでございます。品川区の場合、マイナス4.2%ということで、こちらも基準をクリアしているものでございます。

4つ目の将来負担比率でございますが、こちらは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債を把握するための比率で、現在の負債の解消のために、仮に税収等の一般財源ベースでの全収入を充てたら何年かかって完済できるかを示すもので、こちらもマイナス136.5%となっております。こちらもクリアしているというものでございます。

以下は説明資料ですので、ご覧いただければと存じます。決算上の数値と健全化判断比率についての説明は以上でございます。

○鈴木（真）委員長 以上で、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして、歳出のうち第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますのでご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 それでは初めに、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。事項別明細書の26ページをお願いいたします。成果報告書では72ページでございます。

第1款特別区税は、予算現額、左から5列目、「計」の下でございますが、443億2,860万円であります。4列右にまいりまして、収入済額は469億5,365万2,440円で、収入率は105.9%、対前年度25億1,114万1,070円、5.7%の増であります。

各項の収入済額につきましては、1項特別区民税は433億5,794万5,005円で、対前年度25億3,029万143円、6.2%の増であります。

2項軽自動車税は、1億2,369万4,941円で、対前年度3,038万9,677円、32.6%の増であります。

3項特別区たばこ税は、34億7,201万2,494円で、対前年度4,953万8,750円、1.4%の減であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億2,000万円、収入済額は5億3,233万2,001円で、収入率は102.4%、対前年度672万9,007円、1.2%の減であります。

次のページにまいりまして、中ほど少し上になります。第3款利子割交付金は、予算現額1億8,000万円、収入済額は1億6,437万8,000円で、収入率は91.3%、対前年度4億2,333万2,000円、72.0%の減であります。

第4款配当割交付金は、予算現額6億8,000万円、収入済額は5億3,713万9,000円で、収入率は79%、前年度1億7,253万8,000円、24.3%の減であります。

次のページにまいりまして、第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額5億2,000万円、収入済額は3億1,334万4,000円で、収入率は60.3%、対前年度3億8,807万6,000円、55.3%の減であります。

第6款地方消費税交付金は、予算現額103億円、収入済額は102億5,538万9,000円で、収入率は99.6%、対前年度7億982万3,000円、6.5%の減であります。

第7款自動車取得税交付金は、予算現額1億7,000万円、収入済額は2億4,194万2,000円で、収入率は142.3%、対前年度8万6,000円の減であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額1億5,000万円、収入済額は1億5,563万1,000円で、収入率は103.8%、対前年度723万円2,000円、4.9%の増であります。

1枚おめくりいただきまして、32ページ、上のほうになります。成果報告書では、75ページの中ほどでございます。第9款特別区交付金は、予算現額398億円、収入済額は409億9,288万6,000円で、収入率は103%、対前年度5億7,946万8,000円、1.4%の増であります。

1目普通交付金の収入済額は、389億7,214万8,000円で、対前年度8億6,750万9,000円、2.3%の増であります。

2目特別交付金は、20億2,073万8,000円で、対前年度2億8,804万1,000円、12.5%の減であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,200万円、収入済額は3,186万5,000円で、収入率は99.6%、対前年度178万5,000円、5.3%の減であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額29億4,446万9,000円、収入済額は29億7万1,540円で、収入率は98.5%、対前年度9,283万8,160円、3.3%の増であります。増の主なものは、特別養護老人ホーム等管理費負担金であります。

1枚おめくりいただきまして、34ページ、下のほうになります。成果報告書は78ページでございます。第12款使用料及び手数料は、予算現額42億1,780万7,000円、収入済額は40億4,386万2,539円で、収入率は95.9%、対前年度1,396万9,712円、0.3%の増であります。

1項使用料の収入済額は34億3,257万9,108円で、対前年度2,067万4,983円、0.6%の増であります。増の主なものは、道路占用料であります。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、38ページ下のほうに、成果報告書では84ページのほうに記載しております。2項手数料は6億1,128万3,431円で、対前年度670万5,271円、1.1%の減であります。減の主なものは、廃棄物処理手数料であります。

2枚おめくりいただきまして、42ページの中ほどになります。成果報告書では86ページでございます。第13款国庫支出金は、予算現額332億1,128万6,000円、収入済額は301億9,043万3,199円で、収入率は90.9%、対前年度71億4,981万3,098円、31%の増であります。

1項国庫負担金の収入済額は166億3,495万189円で、対前年度3億9,061万5,489円、2.4%の増であります。増の主なものは児童保育費であります。

1枚おめくりいただきまして、中ほどになります。2項国庫補助金は135億4,637万7,605円で、対前年度67億6,439万3,810円、99.7%の増であります。増の主なものは、社会資本整備総合交付金であります。

2枚おめくりいただきまして、48ページの中ほどになります。成果報告書は91ページでございます。3項国庫委託金は910万5,405円で、対前年度519万6,201円、36.3%の減であります。

1枚おめくりいただきまして、第14款都支出金は、予算現額138億9,450万7,000円、収入済額は135億4,490万1,504円で、収入率は97.5%、対前年度26億6,926万5,307円、24.5%の増であります。

1項都負担金の収入済額は40億9,598万9,190円で、対前年度1億9,038万3,002円、4.9%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

2項都補助金は81億8,880万7,187円で、対前年度23億3,991万5,057円、40%の増であります。増の主なものは、都市計画交付金であります。

58ページにまいりまして中ほどになります。3項都委託金は、12億6,010万5,127円で、対前年度1億3,896万7,248円、12.4%の増であります。増の主なものは、都知事選挙費であります。

1枚おめくりいただきまして、60ページ下のほう、成果報告書では100ページになります。第15款財産収入は、予算現額8億5,659万7,000円、収入済額は9億1,834万8,914円で、収入率は107.2%、対前年度2億7,281万5,614円、42.3%の増であります。増の主なものは、地所賃貸料であります。

2枚おめくりいただきまして64ページになります。第16款寄附金は、予算現額2,595万5,000円、収入済額は3,029万8,497円で、収入率は116.7%、対前年度9,332万9,560円、75.5%の減であります。減の主なものは、公園整備指定寄附金であります。

同じページの中ほど少し下でございます第17款繰入金は、予算現額93億6,596万5,000円、収入済額は45億6,383万9,000円で、収入率は48.7%、対前年度35億176万5,000円、329.7%の増であります。これは基金からの繰り入れであります。

1枚おめくりいただきまして中ほどでございます第18款繰越金は、予算現額50億5,026万5,000円、収入済額は50億5,026万5,350円で、収入率は100%、対前年度10億6,879万5,065円、26.8%の増であります。

第19款諸収入は、予算現額50億5,345万3,000円、収入済額は48億2,093万283円で、収入率は95.4%、対前年度8,661万9,451円、1.8%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は8,138万8,738円で、対前年度1,899万5,925円、18.9%の減であります。

1枚おめくりいただきまして、2項特別区預金利子は46万1,657円で、対前年度59万3,331円、56.2%の減であります。

3項貸付金元利収入は5億666万2,465円で、対前年度3,294万440円、6.1%の減であります。

1枚おめくりいただきまして、中ほどにございます、4項受託事業収入は21億2,443万6,123円で、対前年度2億2,375万9,432円、11.8%の増であります。増の主なものは、排水施設建設費収入であります。

同じページの一番下にございます、5項収益事業収入は4億3,211万301円で、対前年度6,336万3,927円、17.2%の増であります。

1枚おめくりいただきまして、6項雑入は16億7,587万999円で、対前年度1億4,797万4,212円、8.1%の減であります。減の主なものは、都市基盤整備費収入であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

はじめに議会費ですが、76ページをお願いいたします。成果報告書は107ページでございます。第1款議会費は、予算現額、左から6列目になりますが、8億3,735万5,000円、その3列右になりますが、支出済額は8億967万7,169円で、執行率は96.7%、対前年度5,623万9,038円、6.5%の減であります。

次は、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが156ページをお願いいたします。成果報告書は191ページでございます。第8款公債費は、予算現額21億4,529万円、支出済額は21億3,922万5,505円で、執行率は99.7%、対前年度2億6,974万2,094円、11.2%の減であります。

第9款予備費には、支出済額はございません。

以上で説明を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、28名の方の通告をいただいております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。なお、委員の皆様におかれましては理事者の答弁時間を配慮した上での質疑を、そして、理事者の皆様には簡潔かつ的確なご答弁をお願いいたします。

これより質疑に入ります。ご発言願います。渡部委員。

○渡部委員 本日より7日間、10月16日まで、よろしくをお願いいたします。

昨日、一昨日、水辺の観光フェスタは大きなにぎわいを見せてまいりました。区内における諸課題等もたくさんあると思います。私どももしっかり研究等を重ねさせていただいて、本日から質問させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ページ数は成果報告書ですと72ページ以降、歳入全般の中で少しお伺いさせていただきたいと思いますが、ただいまご説明いただいた中で、歳入増減、さまざまありました。例えば国庫支出金等では国庫補助金の額が大きい、ほぼ倍増ということで、これは品川区の政策の中でさまざまな再開発等が順調に進んでいるがための社会資本整備ということだと思っておりますが、例えば歳入を見ていきますと、財政課長からも説明がございました、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の3交付金を合わせると、やはり10億円近く減になっている。パーセンテージも、先ほど伺って、確認したのですが、大きく、とりわけ税制の変更があったものというところがありました。その辺の説明をお伺いしたい。

私も少し確認していたのですが、例えば利子割交付金の7.2%減に関しては、基本的に平成28年予算設定時におおむね、その減少が出ていましたので、そういうものだと思うのですが、詳しいその辺の減少についてわかりませんでしたので、少し教えていただきたいと思います。配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金につきましては、昨今の経済状況によりということなのか、当然これは品川区の問題にかかわらず全国的な問題だと思うのですが、その辺を少し総括といたしまししょうか、お答えをいただければと思います。

それに関連してと申しますか、特別区民税を見ていきますと、こちらは順調に、例えば平成27年度と比較しましても、6.2%の増、約25億3,000万円でしょうか。その増加というのはどのように評価されておりますでしょうか。教えてください。よろしく申し上げます。

○秋山財政課長 歳入の交付金のお尋ねでございます。

まずは1点目、利子割交付金につきましては、平成25年度の税制改正で、法人分の利子割というのが廃止になりました。それで、都も区も合わせて利子割の20%のうちの5%が地方税でございますけれども、そちらが減っているというもので、これは制度改正でございますので、今後こういう形になってくるということでございます。それから、配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金なのですが、こちらは平成28年度、内外の株価が低調であったということで、このところ上がってきていて、2万円を前後しておりますけれども、この辺の企業ごとの決算時期が異なりますので、若干おくれて影響が出てくるということで、低調な部分があるまま入ってきたということでございます。

それから、特別区民税、25億円余のプラスということでございますけれども、基本的には、このところの品川区への人口流入ということで、その分、納税義務者が増えているというのが一番の原因であると評価しているものでございます。

○渡部委員 税制改正等においてということで、利子割交付金はわかりました。実は、この辺を少し比較させていただいていたときに、予算現額よりも配当割交付金ですか株式等譲渡所得割交付金のほうは、低調だったということは、なかなか経済が動いていないのかなと思いつつ、特別区民税のほうはこれだけ増えてきている。当然、品川区内の人口、納税者人口が増えているというのはあるのですが、それなりに高所得者の方々も流入されている、もしくは、品川区の納税者人口に対して増加比率を見ていると、高所得者の方が増えてきたというよりも、地域経済や賃金上昇等に伴い、ある程度、納税率、納税額が増えてきたのか等という判断をしていましたので、その辺についてお伺いさせていただきました。平成27年、平成28年と比べましても、この辺がまだ下がってきまして、これからしっかり上がってこない、何というのでしょうか、交付金というのは、ここでなくなったものをほかで穴埋めというようなことではないと思いますので、しっかり経済の底上げを国にも頑張っていたいただきたいという思いでございます。

少し細かいところに入りまして、特別区民税の中のたばこ税に触れさせていただきたいと思います。この税金がどうこうというよりも、こちら平成28年4月にたしか税制変更がありまして、配分等も変わってきているのかと思います。当然、この三十何億円という金額が入ってきていて、今回、税制改正で、配分額といたしまししょうか、税額が上がったにもかかわらず、減少があったということは、それなりに非喫煙者の方が増えている、喫煙者が減っているというようなことだと思います。

内容よりも、たばこに関する考え方を区のほうにお伺いしていきたいのですが、昨今、東京都議会におきましては、議員提出議案において、先進条例ではあるものの、子どものいる家庭に対しての条例ができました。その中で、私どもといたしましては、かなりプライバシーの侵害に当たるような踏み込ん

だ内容になっているのではないかと感じたところでございます。この間、厚生委員会でも、さまざまな請願、陳情等、対処してまいりました。そのときの考え方としましては、当然、国や都のほうの動きを見て、品川区ではどのように行っていくかというふうに対処していたと承知しております。それで、その条例の最後に、東京都としてこれからしっかりやっていきなさいということがうたわれていて、何らかが出てくると思うのですが、実際、その条例を見ていただいて、またこれからの動きに関して、もしお答えいただけるのであれば、品川区はどのような形でこのたばこ政策について考えていくのか、動いていくのか、お教えてください。

○川島健康課長 たばこに対する考え方ということで答弁させていただきます。

今、都議会において、先ほどお話がありましたとおり、議員提案の条例案が提出されたところと聞いております。9月29日の常任委員会で審議が始まったということでしたから、まだ議決には至っていないと聞いてございます。国のほうは、ご存じのとおり、さきの通常国会で法案の提出を予定してございましたが、それも見送りされているというところですが、厚生委員会の中でも答弁させていただいたとおり、こちらの動きを見させていただいて、それに沿ってすぐ対応できるように動くというのが、私どもの考え方でございます。

○渡部委員 当然、都のほうでも条例が出てまいりますと、それに従っていかなければならないというような思いではございますが、何分、今まで国、もしくは都の保健局のほうで進めていた内容と、若干異なるような条例になっていると私どもは考えております。喫煙者の方もそれぞれ権利もございます。健康被害等の問題、生活安全等の問題で当然、やっていかなければならないことを、品川区はやっていなかったのかと申しますと、相当、私は、力を入れてやっていたと感じます。2020年に向けて、当然、各区が独自のルールをつくっていくよりも、東京都で、東京都といってもそんなに広くございませんで、やはり日本全体で、どのような形で進めていくのかというのは、しっかり考えていかなければならないと思います。私ども、基礎的自治体の一員としまして、その辺は完全分煙なのか、しっかりこれから研究をしていかなければならないのかと思います。何よりも、確かに健康被害等はあつてはなりませんから、そこを第一に考えていくのは当然ですけれども、このまちで生活を営んでいらっしゃる方々、店舗の方々ですとか、さまざまいらっしゃいます。そういうことについて、基礎的自治体の一員である私たちも総合的な判断をして、この先、進めていかなければならないと思います。何より貴重な財源でございます。三十数億円入ってきます。この先どうなるかはわかっていません。また税額が上がっていくかもしれませんが、しっかりその時々に見合った対応をこれからもしていきたいと考えていますので、お互い、行政の方々も注視をよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私から2点、確認と要望をさせていただきます。78ページ、集会所使用料、90ページ、就学援助費についてご質問いたします。

まず集会所使用料についてですが、成果報告によりますと、14カ所の集会所の利用状況について、荏原区民センターのみ当初の予想よりも多く利用があったと報告されております。まず1点目に、集会所の利用数が、平成27年、平成28年と減少傾向にあります。どのような要因だとお考えでしょうか。そして2点目に、休館日の設定についてです。荏原区民センターを除く各集会所とも、月1日の日曜日と年末年始が休館となっております。例えば品川第一は第1日曜日、品川第二は第4日曜日となっておりますが、日曜日を保守点検日として休館としている理由を教えてください。

そして次に、就学援助費についてです。就学援助費は、経済的に苦しいご家庭の小・中学生に、学用

品や給食、また修学旅行等費用の一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度です。全国では150万人が受けているとされております。まず、品川区の就学援助費の現在の受給者数と、受給には至らないけれどもその申請者数について、ここ数年の推移、傾向を知りたいと思います。もう一つ、この歳入の内容を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○伊崎地域活動課長 それでは、私からは区民集会所の件について答弁申し上げます。

まず、利用者の減少についてでございます。歳入額につきましては5%ほどの減少でございますが、こちらは選挙もありましたので、その使用できなかった期間の影響もあり減っていると見ております。また、利用率で見ますと約2%の減少となっております。こちら、さまざま確認したところ、特段大きな理由というのは、今、見つからないところでございます。

それから休館日の設定でございますが、こちらは、今おっしゃられたとおり、日曜日に休館しております。その日曜日に、定期清掃や保守点検、あと必要な工事などを行っているところでございます。

○有馬学務課長 それでは私から、就学援助の関係についてお答えいたします。

まず、就学援助の認定率、人数の関係ですけれども、ここ3年ぐらいの傾向で申し上げますと、認定者が小・中学生を合わせまして4,713名、25.5%。これが平成26年度でございます。平成27年度が4,605名、24.4%でございます。平成28年度が4,397名、22.7%ということで、全体の傾向としては、少し少なくなってきたということでございます。それから申請者数につきましては、平成26年度が5,523名、平成27年度が5,629名、平成28年度が5,477名ということで、いずれも1,000人程度が認定者より上回って申請しているということでございます。それから歳入の中身でございますけれども、この就学援助に書かれております237万9,000円の内訳は大きく2つございまして、1つは要保護者に対する修学旅行費の補助です。もう一点が、特別支援学級に通っていらっしゃるお子さんに対する就学奨励費というもの。この2点でございます。

○伊崎地域活動課長 失礼いたしました。保守点検日を日曜日に設定している理由でございますが、先ほど申し上げたように、清掃、工事などございます。利用者の方がいらっしゃいますと、なかなかうまく実施できないということがございますので、日曜日とさせていただいております。

○新妻委員 選挙が大きな要因だということでございます。

また、日曜日を休館日として指定することに関しては、あまりよく理解できなかったのですが、私のところに、集会所の使用について具体的なご相談がありました。私の友人は英語を活かした仕事を平日している方です。そういう方が、地域貢献をしたい、仲間を増やしたいということで、団体登録をして集会所を借りております。その使用申請にあたり、使用料の支払いが窓口でないとできないということで、平日あいている夕方時間までにそこに支払いに行くことがなかなかできず、また夜遅くまであいている文化センターまで行かないといけないという状況があります。インターネットでも予約ができるにもかかわらず、その支払いは窓口のみというこの体制を、振り込みまたはクレジットカードでできるようにしてもらいたい。また、ネット予約においては、予約受付時間が窓口よりも遅いという予約の時間差があるということです。窓口優先の予約ということで、平日の午前中に申し込みに行けないグループに対しての配慮をお願いしたい、そういうご要望です。また、仕事をしている人が多いサークルですから、やはり土日を中心に活動したい。月1回の日曜日の休みであっても、その1日を活用したいという声が届いておりますので、それぞれご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

また、就学援助費に関しましては、減少傾向にある。経済効果が発揮されていると見るのか、少し格差が広がっていると見るのか。経済効果があるのだろうとも思っておりますが、我が会派から、この就

学援助費の支給につきましては要望させていただきました。今年の予算特別委員会で、いわゆる前倒し、入学前の3月に準備をとという要望をさせていただきました。検討をとということで、前向きなご答弁がありましたけれども、公明党の富田前議員がこれまで国会で発言したものが実現したものであります。しかし、区でこの制度を変えないと、前倒しはできないという状況でございますので、この点をどうお考えかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○伊崎地域活動課長 3点のご質問でございます。

利用料の支払いについて、振り込み等でできないかということ、あと集会所の予約受付時間のずれについて修正できないかということでございますが、こちら、これらも含めまして、今現在、施設予約システムの全体の見直しを進めておりますので、その中で改善の方法を考えていきたいと思っております。

それから休館日でございますが、先ほど申し上げましたように、定期清掃や工事など、区民の方がご利用になっていて危ないといったようなことなどございますので、今、日曜日とさせていただいておりますが、この件につきましても、ご要望を踏まえて、例えば日曜日、毎月ではなくて隔月にできないかなども含めて検討していきたいと考えております。

○有馬学務課長 新入学の学用品の前倒しの件でございますけれども、実は今年、平成29年3月31日付で、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が改正されて、今まで、児童ではない、要するに未就学の者は対象ではなかったというものを、対象となるようにするというような改正もございました。こういったことも受けまして、今、品川区としても、この前倒しについてできるかどうか、社会情勢の変化があったということで、検討を進めているところでございます。

○新妻委員 ぜひ、利用しやすい集会所として検討をお願いいたします。就学援助費の前倒しにつきましても、やはり対象の方が安心して4月に入学ができる体制のために、前向きな検討を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 私からは、成果報告書76ページの民生費負担金より保育園保育料、84ページの情報公開手数料について、それぞれ伺いたいと思っております。

まず認可保育園の保育料ですが、子ども1人について月額平均保育料、それと平均的な家庭における0歳児と3歳児の月額保育料は幾らなのか伺いたいと思っております。

○佐藤保育課長 保育園保育料の平均額でございます。第1子ですけれども、0歳児に関しましては3万7,004円、3歳児ですと大体2万6,422円、全年齢の平均ですと2万5,726円になっております。

○中塚委員 既に品川区では、子育て世代の経済的負担軽減に向け、幾つかの事業を実施しています。私は、お子さんが保育園にお世話になっている方から話を伺いましたが、保育園に入れず困っている方がいる中で言いにくい空気もあるけれども、1人目の子どもを出産して何かとお金がかかるこの時期に、毎月の保育料の負担が重い、何とかしてほしいと話しておりました。第1子目とはどの家庭でもあらゆるものをそろえる中で、平均的な経済力を持つ家庭においても、毎月2万円、3万円とかかる、この保育料は確かに負担が大きいと私は思います。子育て支援と位置づけて負担軽減を検討していただきたい。さらに、子育てに特別なお金がかからない社会への移転へ、保育園はもちろん幼稚園も含めて、保育料の無償化を目指していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 保育料関係の負担軽減等の考え方でございますが、保育料については幾つか規定が

ございまして、その一つに、家計に与える影響を考慮して、年齢に応じて定める額を徴収することがあります。この家計に与える影響の考慮という部分について、国が多子軽減の考え方を示しまして、区では適切に保育料に反映しているところです。また、保育園保育料の無料化の考えでございしますが、また一方で、保育料の負担に関しては、基本的な考え方といたしまして、法律で応能負担が定められておりますので、こちらのほうに関しても適切に対応していきたいと考えております。

○中塚委員 家計への影響を考慮した国の基準を区の基準にするのではなくて、区民生活の実態を基準にすべきだと私は思います。多くの方の実感でも、また各種の調査でも、子育て世代が、一番貯蓄をしにくい、難しい、むしろ貯金を切り崩して生活をやりくりしている実態があると思います。こうした子育て世代の貯金の難しさや生活のやりくりについて、品川区に実感はあるのか、お伺いしたいと思います。

現在、品川区では保育園保育料について、第2子目半額、第3子目無料としています。既に兄弟など多子軽減をしていますが、第1子について、子育てに必要な洋服はもちろん、紙おむつも含め、さまざまお金がかかります。第1子の軽減ができない理由というのは何なのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤保育課長 保育料に関するお尋ねでございしますが、まず保育園運営費に対する保育料の割合は約15%で、残りの85%は税で賄っている状況です。また、0から2歳児の乳幼児人口に占める保育園の利用率は35%です。在宅子育て世帯との公平、受益と負担のバランスの観点をもちまして、各世帯の信頼をいただいて、持続可能な負担の仕組みを行政として考えていかなければならないと考えております。

○中塚委員 持続可能な負担と言われましても、ご家庭にとっての負担が重いということを私は訴えたいと思います。私も大学生や社会人となり、将来の結婚を意識し始めると、ある一定の貯金が必要だと思って、こつこつためていました。多くの方がそうした体験があると思います。子育てとはそれだけお金がかかる。子どもに係る買い物をする機会がとても多いと思います。一から全てを買いそろえますので、とりわけ第1子というのは何かとお金がかかる。もちろんリサイクルやバザーなど生活の工夫をしても、それでもさまざまな経済的負担が大きいというのが、多くの方の実感です。この中で、毎月の保育料の負担が、0歳児で3万7,000円。負担が重過ぎると思いますが、0歳で毎月3万7,000円の負担について、区は家計にかかる負担が重いとは思わないのか伺いたいと思います。

○佐藤保育課長 引き続き、保育料の負担の考え方でございますが、繰り返す部分もございすけれども、0から2歳児等の乳幼児人口に占める保育園の利用率は35%です。在宅子育て世帯、ほかにもいらっしゃいますので、その方々とのバランスは見る必要があると考えております。また、国で幼児教育、保育料の無償化を議論しておりまして、年内に一定の結論が出るということもありますので、そちらのほうも見て、今後もさまざまな無償の関係について対応していきたいと考えております。

○中塚委員 私は、0歳児が3万7,000円というのは負担が重いとは思わないのかと伺いました。ご答弁いただきたいと思います。

○佐藤保育課長 0歳児の負担の3万7,000円というところなのですが、正確な数字は今出てこないのですが、0歳児に対する年間の運営費は、たしか1人当たり70万円を超える負担が必要になっております。そういった中で、国が決めました保育料の基準額というものもありますので、それらについてバランスよく今後も徴収をしていきたいと考えております。

○中塚委員 結局、負担が重いのかと聞いても答えられないということだと思います。やはり、国の基準で考えるのではなくて、区民の生活実態でこそ考えていただきたいと思います。単純に、毎月3

万7,000円、お父さんやお母さんのお小遣いよりも大きい金額が毎月支払われるというわけですから、これは区民にとっては負担が重いというのが実態だと思います。子育て世代が貯金がしにくい、それを取り崩しているということは、逆に言えば個人消費が多い世代だという意味にもなると思います。子育て世代の経済的負担というのは、子育て支援の充実、本人負担の軽減というのと同時に、個人消費を引き上げる経済効果もあると思います。今年は長期基本計画の改訂が行われておりますけれども、ここに新たな子育て世代の負担軽減の検討を追加していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。そして、緊急の待機児解消策とあわせて、公・私立の認可保育園、公・私立の幼稚園について、保護者負担の軽減、そして無償化へ、思い切った子育て世代の経済的充実を、長期計画の改訂にしっかりと位置づけて進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 まず、先ほどの答弁に訂正があります。0歳児の保育園の運営費にかかわる金額ですが、35万2,974円に訂正させていただきます。

また、引き続き保育料の無償化の関係でございますが、区といたしましては、これまでも幼児教育の無償化ということで、一定の負担軽減に努めております。また、平成27年度子ども・子育て支援新制度に基づきまして応能負担というものも取り入れるところで、今後も国や都の動向を見て、適切に対応していきたいと考えております。

○中塚委員 長期基本計画の位置づけを伺ったので、その点もご答弁いただきたいと思っております。先ほども伺ったのですが、確かに区は、第2子目半額、第3子目無料としておりますが、なぜ第1子目の負担軽減ができないのか、その辺についても改めて伺いたいと思っております。

○佐藤保育課長 長期基本計画への反映でございますが、こちらに関しましては、国や都の動向を見て、それぞれ判断していくところですので、計画に乗せるのは一定の検討が必要だと考えております。

また、第1子の関係ですが、こちらに関しましては、国との検討会議の中で、ひとり親であったり多子の負担の軽減というところでワーキンググループをつくっておりますので、その辺の情報を見ながら、第1子よりも多子のほうが基本的に大変だという考え方に基づいて対応していきたいと考えております。

○中塚委員 ご兄弟がいれば負担が重いというのはそのとおりだと思いますので、第2子目半額、第3子目無料はわかるのですが、それがなぜ第1子目の負担軽減をしない理由になるのか、そこがよくわかりません。先ほども述べましたが、1人目というのは何かとお金がかかります。初めての子育て、初めての生活で、一から全てそろえますから。そうした第1子目の負担軽減を、なぜ多子軽減をやっていることをもってやらないと考えるのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○佐藤保育課長 まず、繰り返しになりますが、在宅子育てでお子さんの保育をしている方もいらっしゃるし、また区といたしましては限られた財源を適切に使っていくということもありますので、その辺も含めて総合的に考えていきたいと考えております。

○中塚委員 なぜ第1子目が軽減できないのかについては、答弁できないということだと思います。在宅のお話もありましたが、私は保育園も幼稚園も子育てに特別なお金のかからない、そうした社会を目指していくため、子育て支援の充実が必要だと思います。ここは重ねて要望したいと思っております。

次に、情報公開手数料についてお伺いしたいと思います。情報公開、そして区政への住民参加を求めするために、たびたび手数料の無料化を求めてきました。まず23区の状況を伺いますが、品川区のほかには情報公開手数料が有料の区はどこなのか伺います。そして、東京都はこの手数料を無料といたしましたが、その趣旨は何か、ぜひ品川区もこれを機に無料化を進めてほしいと思っておりますけれども、なぜできないのか、お伺いしたいと思います。

○中元広報広聴課長 初めに、23区で情報公開手数料を有料にしている区でございますが、一定の条件のもと有料としている区も含めると、中央区、中野区、荒川区、板橋区でございます。また、被覆処理が必要な部分公開の場合、費用負担を求めているのが、足立区、江戸川区でございます。また、東京都が情報公開手数料を無料にした趣旨でございますが、平成28年9月に発足した都政改革本部におきまして、都政の透明化・見える化の推進策を検討する中で、都民がより公文書開示請求しやすい制度とするため、開示請求によって必要となる手数料額の見直しが行われ、閲覧手数料を廃止したということ聞いております。

品川区の場合でございますが、平成28年度の情報公開請求の実績で見ましても、約95%が企業の営利目的による請求という実態がございます。また、東京都の情報公開審議会に諮られた際におきましても、今後の課題として手数料を無料化することにより、以前からある請求権の乱用や過大な請求の増加への懸念が述べられております。また、受益者負担の考え方や税の有効利用の観点から、行政コストと手数料無料とのバランスにつきましては引き続き検討すべきであるとの答申がございました。そのようなことに鑑みまして、今後、品川区としましても、慎重に他区や都の運用状況を注視してまいりたいというところでございます。

○中塚委員 一定の条件の中でも有料としている区は全部で6区ということになるのでしょうか。品川区が導入しない理由に、95%が企業の営利目的だと話がありましたが、それをもって住民が負担しなければいけないという理由も私は納得がいきませんし、また企業は企業で経済活動をしているわけですから、自治体が持っている情報を公開するということは、これはこれで当然あっていいことだと思うのです。ぜひ無料化を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

もう一点、品川区民憲章の第1には、「自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します」と、区民の区政参加を掲げております。この理念からも、情報公開をレベルアップしていく必要が今あると思うのです。情報公開なくして住民参加なしだと私は思いますけれども、この区民憲章の理念からも情報公開の手数料を無料化する検討を今から始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 区民参加のところでございますけれども、情報公開の手続によらず、情報提供に切りかえられるものは切りかえていくということで、今後も情報公開のほうは推進してまいりたいというところでございます。区の窓口における情報提供ですとか、区のホームページでの情報提供を、今後も推進してまいりたいというところでございます。

○中塚委員 ホームページの充実はもちろんだと思いますが、区民が情報公開で請求している内容は、ホームページに載っていないから請求するわけです。住民自治の確立には積極的な情報公開が必要だと思います。その情報公開に手数料を取る姿勢は改めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 72ページ、特別区たばこ税について、4,900万円減ということですが、単に喫煙者減によって減ったのではなく、私はやはり加熱式たばこが増えて、税収が多分、低税率というのですか、そういう状況で減っているのではないかという思いになっているのですけれども、その要因、そして今後の見通し。

80ページ、屋外水泳場。これは平成28年度でありまして、短期間で1万3,711人。これが多いのか少ないのか。今年は結構、雨が多くて水温も気温も上がらない状況で、これがまた今年度決算では減収になるのではないかと思います。この金額的な部分の考え方。公園整備が進んでおりますので、

ぜひ屋外水泳場と連携した、例えば水族館と水泳場のセットのチケットを出すとか、あとは年間パスポートを出すとか回数券を出すという考えもあろうかと思いますが、どうのお考えかを教えてください。

あと82ページの道路占用料。これは、どこに入るかわからないのですが、電柱で、おそらく1本当たり幾らという金額を徴収していると思います。例えば2項道路を拡張したときに真ん中に電柱が残ってしまうケースはよくあると思います。実際、今、何本あるかは、私は把握していませんけれども、真ん中にある電柱も多分、占用料を取られていると思うのです。企業側が占用料を収めているのだから電柱が真ん中にあってもいいではないかぐらいの思いでいられても困るので、もしセットバックして電柱が真ん中に残ったとき、この占用料に関しては多少値上げをして、速やかに端に寄せるなり何なりをするということも一つの考えだと思いますが、いかがでしょうか。

あと、84ページの、住民票写、印鑑証明、課税納税証明、これはコンビニ交付分とあります。昨年の9月20日スタートで、約半年でこの件数は多いのか少ないのか、どう所管はお考えなのか。私はコンビニ交付、もちろんマイナンバーカードと比例して増えていかなければいけない部分だと思うのです。とはいえ私が何軒か回っても、品川区は始めましたというのぼりがあるわけでもなく、非常にわかりづらいついかなと思っております。以前も私は、コンビニなどでわかりやすい周知が必要ではないかと言ったのですが、それをやられたのか、どうなのか。

あと、これは教えていただきたいのですが、過誤納金というのですか、例えば品川区が区民に対して、該当者に助成金など、さまざまあると思うのですが、それを間違えて、例えば多く区民の方に交付してしまっただ。そうすると、後から気づいて、またそれを返してくださいという話になってくると思うのですが、それがこの決算書の歳入に入るのか、どうなのかという部分をお願いします。

○伊東税務課長 たばこ税の関係でございますけれども、確かに委員ご指摘のとおり、この間、減少傾向が続いているという状況でございます。あと一点、加熱式たばこというお話もございましたけれども、それにつきましては、ご存じのとおり、若干税率が低いという状況でございますので、普通のたばこが全部それに移行すれば、当然ながら、税率が低い関係で下がるということはあるかと思っております。そこまでの普及割合はまだ正確にはつかんでいないところでございますけれども、全体的に通常のたばこの消費が、この間の健康志向ですとか、たばこを吸う環境の問題ですとか、さまざまな要因、問題で、影響を受けているというような状況でございます。

それで、今後の見通しということでございますが、加熱式たばこに関しましては、税制の改正ということが今、検討されていると聞いてございますので、その動向を注視していこうかと思っております。また、通常のたばこに関しましては、やはりこの傾向は今後も続くのかということで、喫煙者調査というのがありますけれども、その中でも、若干減っていくだろうというような見込みがございますので、区のたばこ税に関しても、そういう傾向がどうしても続いてしまうのかなと思っております。

○池田スポーツ推進課長 私からは、しながわ区民公園の水泳場のニーズについてご説明させていただきます。

平成26年度に入場者数が1万1,000人ございまして、平成27年度に工事、平成28年度にリニューアルオープンいたしました。委員がお話のように、平成28年については約1万8,000人ほど入場がありまして、今年につきましては、8月に週末天候が悪くなったこと、それから平日につきましても気温が低くなったことにより、開場日数が減りまして、人数的には平成28年度と比べ多少減りました。ただ、新しくなったプール、特にバケツアウト、そしてきこの噴水の遊具ができたことで、

多くの幼児が増えているという状況ではございます。また、そういったことに鑑みまして、入場券について、例えば回数券とか、そういった要望がこちらのほうに届いております。そういったものにつきましては、今後いろいろ検討させていただいて、できることはやる、もしできないものについては、また皆様にご説明させていただきたいと考えているところでございます。

○溝口公園課長 私からは、プールと関連しまして、しながわ水族館といったところの、公園全体としての連携について答えさせていただきます。

しながわ区民公園につきましては、老朽化に伴いまして、現在、改築工事等を進めているところでございます。また、そういったところも踏まえて、水族館運営者とも協議しながら、どのような形で公園を利用していただくのかについて、引き続き検討していきたいと考えているものでございます。

○今井土木管理課長 現在、区内では、東京電力、NTTを合わせて約1万3,000本ほど電柱がございすけれども、災害でのセットバックの際には、セットバックの所有者等と十分協議を重ねつつ、またその取り組みを進めていきたいと思っております。

○堤坂戸籍住民課長 私からは、コンビニ交付の状況について答弁をさせていただきます。

平成28年度の予算を組んだ時は、ちょうど通知カードを送付している段階でした。どの程度、交付が進むかめどが立たない中で、予算上は住民票が1万5,000件、印鑑証明が8,600件と見込んでおりましたが、それから見ると少し少ない数字となってございました。実績は順調に伸びているところでございますが、ポスターの掲示ですとか、さまざまな啓発グッズを配るですとか、あと、今、キャンペーンもやっているところでございます。コンビニでの周知についても、それらとあわせて、今後のマイナンバーカードの普及と、コンビニ交付の状況に応じて、検討課題とさせていただきたいと思えます。

○秋山財政課長 補助金等の過誤納につきましては、年度内であれば、補助金の歳出を清算するという形で戻していただく。年度が過ぎた分については、過年度分ということで、雑入ということで歳入しています。

○いながわ委員 過誤納に関して、ある人から聞くと、来た通知の中に公金収納用の紙が入っていて、要は銀行とか、そういうところではないと取り扱いができない。ミスによって多く振り込んでしまい、それを返してくださいという通知の中に、コンビニで振り込めるような仕組みも必要ではないかという思いがありますので、その辺、もしお答えいただけるようであれば、お願いします。

あと、電柱に関しては、品川区は一方で密集市街地など、避難路の確保をしっかり今、進めているところで、その真ん中に電柱があるのはよろしくない部分だと思いますので、こういうところでお金を取って解決するかどうかは別ですけど、その辺はしっかりやっていただきたいと思えます。

公園に関しては、通年、しっかり区民の皆様が憩える公園にさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○秋山財政課長 税や、その辺の公金収納については、どのようなことができるのか、今のところ制度上の制約というのもあって、こういう形をとっているということでもありますので、その辺は、できれば研究はしたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 初めに92ページの国民健康保険についてお伺いしますが、まず質問させていただく前に、今日が初めての質問でございます。皆さん、会派がリセットしまして、須貝行宏委員と2人で希望を持ってこれからやっっていこうと思っております。改めてよろしくお願ひいたします。

それで、私は、月初めには、庁舎に8時半には来ようと思っております。その理由は、月初め、庁舎

内に区長のメッセージが流れる。区政はこういうふうに動くのだな、今月の重点的な施策はこうなのだなど、改めて確認できるすばらしいひとときを過ごしております。そういうときに、区長の声の張りで、これは気合いを入れてやりたいのだな、いや、これはあまりしたくないのだなというのを、私は個人的に感じているのですが、そんな中で、9月の区長のメッセージに「最後に、国保医療年金課では、国民健康保険料の収納率が23区中1位となりました。職員の皆様の日々の努力を積み重ねた結果であり、大変うれしく思います」とありましたが、具体的にこれはどういうことでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 平成28年度の収納率の状況のことをお示ししております。こちらは、現年度91.68%、23区中1位、そして滞納繰越分49.78%、23区中1位、そして総合が85.43%で23区中1位、トータルも1位となっております。こちらは職員の日々の努力が実を結んだと考えております。

○藤原委員 課長もまさにおっしゃるとおり、職員の方の日々の努力だと思いますし、平成28年度という意味で、課長には失礼なお話かもしれませんが、前年度の課長の成果というのものもあるわけです。ただ、課長、私も期待しております。そういう意味において、課長にかわってから、この数字が落ちるとするのは、あまり評価されることではないと思うので、その意気込みをお伺いします。それと、今日、職員の皆様はもしかしたら感じたかもしれませんが、今日の区長のメッセージは声が小さかったですよね。感じていないのならいいのですけれども、いや、ボリュームかもしれないですが、でも、あれ、区長、お元気なのかな。耳を集中して聞いていたら、何か最後のほうにシティプロモーションの話をなされたのですけれど、区長はシティプロモーション、消極的なのかなと、勝手に個人的に思ってしまったのです。声が小さいから。朝の放送を毎回聞いていますから、区長。この辺についてはいかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず私から意気込みを述べさせていただきたいと思います。健康というものは大切な宝物です。この宝物を守る制度として国民皆保険制度がございます。引き続き、国保につきましても、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

○中元広報広聴課長 申し訳ありません。本日の朝のメッセージはボリュームの問題です。区長の意気込みとは無関係でございまして、本当に私どもの機器の調整の不手際でございまして。区長は昨年度の坂井市で、次をやる、全国サミットに取り組むということで意思を表明して以来、熱心に取り組まれておりますので、そこのところは申しわけございません。ご容赦をお願いいたします。あくまで広報広聴課の機材の調整の問題でございました。

○藤原委員 区長、私も月初めのを楽しみにしています。今日、心配もしておりました。ボリュームの関係でよかったです。皆さん、そういう意味において、あまりしたくないのかと勝手に思ってしまったので、あえて今日質問させていただきました。施策という意味で、またよろしく願いいたします。

それで次、59ページの決算の概況なのですけれども、単年度収支が2億円弱の赤字になっています。まずこれはどうしてでしょうか。お答えください。

○秋山財政課長 単年度収支でございすけれども、こちらは実質収支額の前年度との差というのをあらわしてございます。それで、平成27年度は実質収支が46億円、今年が44億円ということで、実質収支額が減っておりますので、単年度収支がマイナスということでございます。

○藤原委員 課長、でもうちの須貝委員がこの件をよく質問していると思うのですけれども、品川区は、この辺は微妙なさじかげんでしたよね。操作ではないけれども、うまくやっていたのに、1億円以上の黒字がそれで続いていましたよね。それも確認です。それで、例えば平成28年度の総務費で30

億円積み立てたということで、このうちの2億円を回せば黒字になったわけですね。それで、改めて、どうしてそういう意味において意図的に赤字にしたかということをもっと詳しく聞きたいのです。実質収支が黒字になり過ぎて、50億円を超えそうになったから、実質収支を減らし始めたのか。それとも、わずかな黒字を目指したのだけれども、少し数字のかげんで失敗してしまったのか。だって、赤字と出るよりも黒字のほうがいいですよね。その辺についていかがですか。

○秋山財政課長 そもそも財政の健全性をあらかず、財政の運営をどうあらかずかというところで歳入歳出の差を見るのが、数値を出すところの主な理由でございます。それで、その実質収支というのの前に形式収支もございませけれども、品川区の場合、過去に赤字を出してございませ。ご承知のとおり、昭和50年から3年間、実質収支の赤字というのがございませました。そういうことで、実質収支の赤字というのは、かなり地方自治体としてはあつてはならない。要は、歳入以上の歳出をしているということですから、そういうことでは区民の皆様の福祉ということにはつながらないだろうということ、それ以降、財政の運営をしてきた。それは、いわゆる調整ということではなくて、日々の歳出歳入をいかに効率よくするかという結果として、今までの財政運営の形が、こういう形に出てきたということでご理解いただければと思ひませ。

それで、平成27年度と平成28年度につきましては、平成27年度が非常に景気がよかつたというのもございませ、歳入が、特別区の区民税を含めて非常に伸びた。想定以上に伸びたと申し上げてもよろしいのかと思ひませるので、実質収支が大きく増えているというところもございませ。それで、平成28年度決算につきましては、均衡をとるという意味で、歳出歳入のほうの予算も含め財政運営をしていった結果、歳出の伸びが歳入の伸びを若干上回つたということ、実質収支が前年より減少していると私どもとしては捉えておりませ、結果としてマイナスということもございませ。

○藤原委員 はしよつて言うならば、いわゆる下から積み上げていったらこういう結果が出ましたという答弁だと思ひませるのだけれども、品川区の場合、下からよりも上から落として、数字をある意味、合わせていくというふうに、今まで健全的にやつてきたと思ひませるのだけれども、その辺についてはいかがですかということと、あと、性質別決算の内訳なのだけれども、人件費の構成比が、平成28年度は15.6%です。前年度の17.2%から1.6%も下がつてはいるのですが、これは23区中で何位で、またどういふ利点があるのかも教えてください。

○秋山財政課長 まず最初に、単年度収支の出し方のご質問もございませけれども、これは先ほどもお話しさせていただいたように、財政運営の結果だというふうには捉えています。それで、その財政運営の中には、歳出の大きさと、それからそれに見合つた歳入、その歳入の中にはもちろん繰入金という基金もございませ。ですので、あくまでも区民税や財調交付金だけではなくて、いろんなものを組み合わせて歳入を確保し、それをもつて歳出の事業を進めていくという財政運営を品川区はずつとやつてきた、赤字を出さないようにやつてきたというところの結果として、こういう形になつてはいると理解してはいるものもございませ。

それから人件費の比率もございませますが、高いほうから見て18位なので、低いほうから見ると6位です。

○藤原委員 それで、どういふ利点があるのかとお伺ひしたので、それも答弁してください。それと、体質的には黒字体質、健全ということにはわかるので、これからも堅実に施策はしてつていただきたいと思ひませるのですが、それで平成27年度と平成28年度を比較してみると、決算額全体で150億円増えています。中でも投資的経費が140億円増えています。歳入を見ると、国庫支出金と都の支出金も

約100億円増えていますが、改めてこの理由をお伺いします。

○秋山財政課長 まず歳出の投資的経費の伸び、それから歳出の理由でございますけれども、これは投資的経費の140億円余は、先ほどもご説明させていただきましたけれど、普通建設の補助事業ということで、基本的には土木費の再開発事業ということでございます。それから、歳入の国庫支出金、都支出金についても、それら補助金の国や都の負担分と考えているものでございます。

人件費の比率の利点ということですが、利点というと、利益ということでございますけれども、私どもはこれまで行政改革等につれて効率的な品川区の運営というのをやってまいりましたので、そういうものがここに表現されているのかと思います。それで、個々の人件費比率の額の差というのは、例えば給料の増減であったり退職職員の増減であったりということが出てくるものでございますけれども、概して品川区が23区の中で低いとか高いとか、上から数えたほうが早いというところにいる理由は、そういうことだと考えてございます。

○藤原委員 品川区のように再開発の進行がありますと、年度間で100億円以上も歳入歳出が増減してしまいます。すると、人件費比率も大きく増減していきます。果たしてこういう状況で人件費比率は正確な意味を表現しているのかどうか。再開発によって増減してしまうわけですね。この辺についてはどうしてお考えを持っていますか。

○秋山財政課長 人件費比率につきましては、分母は歳出という形になっていますので、歳出の伸びと、分母と分子の伸びの比率によって上下するという部分はあろうかと思いますが、そうはいつでも、基本的に、その人件費比率が分母の大きさによって変わるという割合がどのぐらいかということになるかと思うのです。昨年度も品川区の23区中の順位というのも、根本としてはそう変わっていないということがありますので、分母も含めて財政運営の結果と考えていただくというのがよろしいかとは思ってございます。

○藤原委員 人件費比率というのは大事な一つだと思っているのです。だから再開発等でこれだけの大きい金額が増減という形で出てくるときに、もう少し工夫というのか、具体的に人件費比率が出てくるような指標をこれからあらわしていけるなら、いったほうが私はいいと思うのですけれども、改めてその辺についてお伺いします。

それと、歳入の状況の表のところなのですが、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の3つが大きく減少しています。それで、利子割交付金は景気状況とともに日銀の低金利政策を反映していると思うのですが、5ページのところに「緩やかな回復基調」と書かれていますが、私自身は実感を得ていないのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○秋山財政課長 人件費の話と経済の見立てということでご質問でございます。

人件費につきましては、ずっとここ数年、人件費比率はマイナスというか下がっている状況でございますので、分母の再開発等の影響が年度ごと多少あるものの、基本的なトレンドとしては人件費比率は下がっているという形で考えておまして、その年度ごとに大きな事業があれば、その分、財政が増えるわけですが、そういう中でもトレンドでいっているのが、個別の事業ごとの影響を、どう加味してというか、排除してということは、特に考えているものではございません。

それから経済でございますけれども、これは国全体のどこの部分を見るかというところで、こういう表現をさせていただいています。ここのところの主語は「日本経済は」という形になっておりますので、日本経済としては緩やかな回復基調ということで、国もそういうふうな報告をしているところでございます。ただ、それが、一般、区内の中小企業であったり、そういうところで働いている従事者の方にま

でどうなのかなというところが、多分、実感がないとおっしゃられている理由なのかとは思ってございます。

○藤原委員 もう時間がないのですが、これから決算が始まっていきます。私も実はもっと勉強しなくてはいけないと思っていますのです。実感がないという話をさせていただいたのですけれども、よく国の借金が1,000兆円と言われていています。個人の金融資産は、私の感覚が古かった。そのとき1,400兆円と頭に入っていました。今、1,800兆円なのです。そして、品川区が調査した中においても、小学校2年生の父母にとったアンケートで、1世帯、年収1,000万円以上の方が、たしか33%以上いらっしゃる。この辺も私は考えながら、これからまた質問していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、84ページ、12款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料の情報公開手数料、86ページと88ページの、13款国庫支出金、1項国庫負担金と2項国庫補助金、1目民生費負担金と2目民生費補助金、その中から生活困窮者支援費と障害児通所給付費、もし時間があれば、99ページ、14款都支出金の3項都委託金、2目民生費委託金から障害児（者）基礎調査費について伺います。

最初に84ページの情報公開手数料です。先ほどご質問が出ましたけれども、生活者ネットワークとしても、写しをいただくためのコピー代はやむを得ないけれども、情報公開は無料であるべきと、従来主張してきております。それで、先ほどご答弁の中に、95%が営利の事業者ということでしたが、明らかに営利とわかる場合のみ有料にすることは不可能なのかということも1点伺います。

それからもう一点なのですが、これは私たちも区民の方から言われて初めて気づいたのですが、写しの交付を求めたのに、閲覧の料金と写しの料金を求められたのでおかしいというご意見がありました。つまり、ご存じだと思いますけれど、情報公開請求は、閲覧、視聴、写しの交付の3つから1つを選んで丸をするようになっていきます。それで、写しの交付に丸をすると領収書の備考に、閲覧と写しの交付、両方が請求されたというふうになるのです。だから閲覧には丸をしていないのに、領収書上は閲覧料を取られている形になるのです。私たちはもう、これは情報公開手数料だと理解していたので、あまり気づかなかったのですけれども、初めて請求された方から、これは二重に請求されているのではないかと言われて、なるほど、そうとれるなと思いました。基本は、先ほど申しましたとおり、閲覧に当たる部分、情報公開は無料にすべきと思っていますが、それが無理なら、せめて表記をわかりやすくすべきではないかと思いますが、ご見解を伺います。

○中元広報広聴課長 明らかに営利とわかる場合のみというご提案でございましてけれども、やはり個人のお名前が請求されたりした場合に、なかなかその判断が難しいところがあると思っていますのでございます。

また、今のところ、おそらく閲覧から写しの交付になった場合は、それを通して300円という形で設定してございますので、書式の表記を今後工夫してまいりたいと思います。

○吉田委員 最初から持って帰るつもりでコピーを請求したのに、領収書上は、丸をしていない閲覧分も取られているというふうになっています。やはり請求と領収書の表記に矛盾があるとよくないので、その辺はわかりやすく表記していただきたいと思っています。

同じく表記の問題なのですが、公開請求に対して非公開だった場合、通知の裏面に区民の権利として、不服がある場合の審査請求の権利と、品川区を被告とした処分取り消し訴訟の権利が示され

ています。しかし、その先の手順、つまり情報公開審査会にまで至る手順のチャートが示されていないのです。なので、できたら、やはり権利としてそこまでの手続があるということを表記すべきではないかと思います。

それからもう一点、非公開だった場合、さっきの不服申し立てや反論書には提出期限があります。今は90日になったのですか。それで、それに対して、処分庁、行政の側には、弁明書、再弁明書を出す期限がないのです。基本的には、なるべく早くということであらうと思うのですが、その辺は少し不公平なのではないか。やはり処分庁のほうにも、いついつまでには必ず出すという期限があつてしかるべきではないかと思うのですが、その辺についてもお答えください。

○中元広報広聴課長 手順のチャートのところでございますけれども、やはりケースによってさまざまなお話を窓口でお伺いし、ご相談に乗りながら、きめ細かく対応させていただきたいと思っておりますので、一概にお示しするのは難しいかなと思っておりますが、今後、事務上どうなのかという確認をして進めてまいりたいと思います。現段階では、丁寧に伺いながら担当のほうで対応しているところでございます。

また、提出期限のところでございますけれども、やはり各課それぞれケースごとにさまざまな状況がございます。各課に対して、なるべく早くということで、こちらの担当からもいろいろご相談をしているところなのでございますが、ただ、やはり状況によって難しい場合もあったというところかと思いません。

○吉田委員 ケースに応じて丁寧に対応しながらというのは大変結構なことだと思います。ただ、情報公開を求める権利があるということの中に、やはり情報公開審査会まで行くことの権利も入っておりますので、それはあらかじめ示されておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、期限です。やはり、求める側は、その期限が過ぎたらもう、当然、権利を失うわけです。そうであるならば、行政の側もきちんと期限を定めていただきたいと思います。例えば、その期限を過ぎたらもう無条件で公開とか、何かそういうことで、緊張感を持ってお互い情報公開を進めたいのではないかと思います。ただ、先ほど、基本的には情報公開を求める以前に情報公開を進めるという趣旨のご答弁をいただきましたので、ぜひそちらを強めていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

次に86ページと88ページから、生活困窮者支援費と生活困窮者支援費補助金について。2015年に始まった事業で、生活者ネットワークとしては、品川区が任意事業まで一気に取り組んだことを大変評価しております。ところが、事務事業概要を見ると、実績の数字が大変低くなっております。例えば家計相談などは、2015年は21件、そこそこあったのですけれども、2016年は5件となっております。ニーズはあると考えているのですけれども、この数字の意味を伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 それでは私から、家計相談5件の件数についてご説明申し上げます。こちらの件数につきましては、平成28年度に新たに家計相談支援事業のプランを作成した件数でございます。

○吉田委員 では、新たに始まったのが5件ということで、例えばその前の2015年の21件が継続してずっと今年度も続いていると理解していいのでしょうか。そういうことだったら、実績があるということだと思うのですが、数字が表に出ないと、こちらとしては、これが進んでいるのかどうか判断ができないので、もう少しその辺の実態がわかるような報告の仕方というのを検討していただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○矢木生活福祉課長 こちらの家計相談支援事業につきましては平成27年度からスタートしてござ

いまして、こちらの21件のうちのうち支援のほうは3カ月、6カ月ということで終了した方もいらっしゃるし、まだ引き続き継続していらっしゃる方もいらっしゃいます。

そして、また次の5件という件数のカウントの仕方でございますが、こちらは国庫補助を入れてございまして、そちらの報告の関係で、このような件数の計算の仕方になってございます。こちらにつきましては、例えば相談件数でありますとか自立支援人数でありますとか、そういったほかの指標を用いて、よりわかりやすい報告をさせていただく形にさせていただければと思っております。

○吉田委員 2015年の決算特別委員会でも、私は生活困窮者向けの相談事業について質問しております。そのときにも触れたのですが、生活困窮者というと、一般的に低所得者と思われがちなのです。でも、実は所得があっても、本当にささいなつまずきから生活困窮に陥る方たちの事例がたくさんあるのが実情だと理解しております。そういう方たちに対して、つまずいた早い段階で家計診断まで含めた生活相談などを行って、納税者で居続けていただく対応が、区の立場からも、これはぜひ必要ではないかと考えております。一方で、家計診断というのは、相談を受ける区のほうもかなり粘り強く継続した対応が必要になって、神経を使う困難さがあるということは承知しております。国からの補助事業ということで、区が勝手にできないということもあるかと思いますが、品川区として今後も力を入れていってほしいと思うのですが、例えばそういう相談員の人材育成も含めて、どのような方向性をお考えか教えてください。

○矢木生活福祉課長 相談員の人材育成でございます。現在、こちらの相談員は6名体制で行っております。主な資格といたしましては、社会福祉士、精神保健福祉士、福祉事務所のケースワーカー等々でございます。こちらの方々につきましても、引き続き内部で研修等の努力をしてみたいと同時に、人材確保に向けまして鋭意、努力してまいりたいと思っております。

○吉田委員 繰り返しになりますけれども、やはりこの事業は大変先進的な、でも必要な事業だと理解しております。ぜひ人材育成や、それから周知をもっとしていただき、広げていっていただきたいと思っております。今後もこの件については追っていきたいと思っておりますが、今日のところは次の質問に移ります。

障害児通所給付費の件です。予算よりも実績は増えております。それから、前年の予算・決算を見ても増えております。都の指定を受けた民間の事業者が増えたために実績が上がったということかと思っております。それはいいのですが、児童福祉法に基づく障害児の相談支援が進んでいないのではないかと懸念し、気になっております。児童福祉法は、障害児が障害児通所支援を利用するに当たり、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を定めております。厚生労働省は障害児相談支援について、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者について実施としておりますが、品川区では、2016年度の段階で結構ですので、対象となる障害児の何%の相談支援を行えているのか伺いたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 障害児にかかわる計画相談についてのお尋ねでございます。

このところ、例えば平成27年度は大体250人ぐらいの方が、この障害児の福祉サービスを使われていました。それが現在、550人の方が使われているということで、区のほうでも相談支援のところには力を入れているところではあります。今現在、65%ぐらいの方に計画相談を導入でき、モニタリングを行っているというところでございます。

○吉田委員 わかりました。まだ65%ということなのですが、本来であれば、もう100%になっていなければいけない時期なのかと思っておりますが、どうやってその数字までいくかという今後の

目標などを教えていただければと思います。

それからもう一つ、「障害者福祉のしおり」の96ページを見ると、障害児相談支援事業所の欄に5つの事業所が載っているのですが、実働しているのは品川区障害福祉課のみということを知っております。厚生労働省は障害児相談支援事業所について、市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り指定とするよう定めているはずですが、それで、支給決定を行う障害者福祉課の中に、この障害児の相談支援事業所があるというのは、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。厚生労働省の言う独立性の確保をどうやって担保しているのか伺いたいです。

○中山障害者福祉課長 まず、目標についてです。本来であれば、もう既に100%いっていただければいけないのですが、この間のサービスの伸びに合わせて、今現在65%ということになっています。今年度中には思っていたところではあるのですが、まだ伸び続けるような状況があるので、来年度中には100%に持っていきたいというふうに考えています。また、平成31年度に総合支援施設ができます。そうしますと、児童学園が仮移転しているところから本施設になりますので、できれば平成31年度には、区からまた地域の事業所へ、障害児の相談を移していければということで、今、調整をしているところでございます。

それから、区内に5つの事業所があるけれども、障害児の計画相談が民間で進まないというところがございますが、実はこれは児童だけではなく、障害者のほうも同じような状況でございます。基本的な相談を地域で受け、その中で計画相談に至っているようなところもございますので、ここにつきましては、まず地域の相談実績、まずは実績をつくるのが大事かと思っておりますので、障害者をまずやって、それから障害児のほうに移っていければ、そういう連携ができればと考えております。

最後に、支給決定と、それから相談を受けるところの区分けをどういうふうにしているかというお尋ねでございます。現在、障害者福祉課には、区としての機能、福祉事務所としての機能、それから基幹相談支援センターとしての機能ということで、機能が分かれて持っているような状況でございます。ここで、基本的な相談のところというのは、基幹型といいますか、相談支援センターの役割のところ、職員が十分にご家庭の事情ですとかお子様の状況の把握をするようにするとともに、支給決定のところは、逆にほかの大人の部分も入っての支給決定ということになりますので、メンバーを切り分けて適正にできるようにしているところでございます。

○吉田委員 来年度中には何とか100%までということだと思っておりますけれども、100%、一通り済んだとしても、これは一定期間ごとにモニタリングというのがありますので、やはりもう少し増やしていかないと、少し厳しいのかと思います。それと、やはり独立性、見た目というか、多分、当事者の方たちは、こういうふうに分けて役割分担していると思っていらっしゃるのかもしれないですけど、やはり客観的な独立性というのを区としても保つ必要があるのではないかと思います。なので、それをどう考えていらっしゃるのかというのが1点と、それから職員を分ける、担当を分けているということですけど、そもそも相談支援をしていくのが今まだ追いついていないという状況で、それぞれ何人ぐらいずつの配置でそれをやっていらっしゃるのか、もう一度教えてください。

○中山障害者福祉課長 独立性というところのご質問でございます。本来であれば私どもでやるよりは児童学園で思っていたところもございますので、平成31年度に向けて、区の役割、それから地域の相談支援事業所としての障害児の計画相談の役割というところについて独立性の担保をしていきたいと考えております。それから現在の職員体制というところですが、療育支援担当は職員が2人、それから非常勤で心理の職員を1人置いております。先月まではもう1人、心理の職員が常勤でございました。

この4人の体制で行っているのですが、係長は少しそこは違う仕事をしますので、おおむね1人当たり100から150件ぐらいのプランをつくっているような状況でございます。

○吉田委員 それはかなり大変ですね。やはり増やす方向で考えていただく必要があるかと思えます。それで、その人数を考えると、平成31年度からも児童学園1カ所では結構厳しいかと思えます。やはり、相談するほう、障害者も一緒かもしれませんが、特に障害児の場合、丁寧な相談というのを求めると思えますので、やはりそれは増やす方向で考えていただきたいと思います。

ではここで終了します。以上です。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時05分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑を続けます。横山委員。

○横山委員 私からは、81ページ、児童センター使用料、シルバーセンター使用料、高齢者多世代交流支援施設使用料について、また87ページ、私立幼稚園就園奨励費について、88ページ、保育所等整備交付金について、93ページ、高次脳機能障害者支援促進事業についてお伺いいたします。

1点目に、高次脳機能障害者支援促進事業についてお伺いいたします。昨日、第8回3区合同高次脳機能障害講演会で、突然家族が倒れたらをテーマに、元アナウンサーの松本方哉さんが、奥様のクモ膜下出血と、家族の視点からの介護生活について講演をされました。ご本人への相談と支援、また介護を担うご家族へのケアと相談の機能、社会全体としての支え方など、品川区、そして目黒区、大田区などの近隣区の状況との比較と、現在における品川区の現状や課題を教えてください。

○中山障害者福祉課長 高次脳機能障害についてのご質問でございます。

品川区では現在、心身障害者福祉会館に高次脳機能障害の専門の相談員を置いています。やはり、高次脳機能障害はわかりにくい障害であると同時に、お一人お一人の状況がさまざまです。まずきっちりと相談でお受けする中で、それぞれのご希望される生活といったものへ繋げていくということを行っています。このOTについては、利用者やその家族の相談だけではなく、例えばケアマネジャーですとか就労支援事業所といったところの相談も行っているところです。より専門的な分野については、品川区だけではなく、大田区、目黒区という中で、荏原病院と連携を図り、協力を得ながらやっているところでございます。

○横山委員 専門の相談員の方を置かれているということで、お一人お一人、また家族の方も、ご相談内容は多岐にわたってくるかと思えますので、今後もきめ細やかな相談機能の充実をお願いしたいと思います。また、荏原病院との医療連携ですとか理学療法士ですとか、そういった専門の方のご意見だったり、活用というところも今後進めていただければと思います。こちら、最後に一言お願いいたします。

○中山障害者福祉課長 高次脳機能障害の支援というところでは、福祉の現場だけではなく、医療現場との連携がすごく重要だと考えておりますので、三区中心としながら医療連携も進めていきたいと考えております。

○横山委員 次の質問に移りたいと思います。2点目は、私立幼稚園就園奨励費についてお伺いいたします。私立幼稚園就園奨励費は保護者に対する支援ですが、人づくり革命の推進に当たりま

して、私立幼稚園への支援に関する最近の傾向と幼児教育の無償化について、国の議論の最中ではあるのですが、現在の区のお考えというのをお聞かせいただけたらと思います。また、保護者への支援というところで、大津市の発達支援療育事業では、発達のおくれ自体は大きくないものの、言葉のおくれでしたり生活のしにくさなどが認められて、乳幼児健診で経過観察になった子どもたちへのアンケート調査を実施し、支援の対象を広げました。気づきの段階から保護者と子どもたちをスムーズにサポートするための支援対象者の捉え方について、現在の区のお考えをお聞かせください。

○佐藤保育課長 私立幼稚園に対するご質問でございます。

まず1点目、補助金の関係ですが、今現在、私立幼稚園に対しましては、まず心身障害児教育事業補助金といたしまして、平成28年度については750万円を支出しているところです。区といたしましては、これまでもタイミングを見て補助金の拡大をしているところです。

2点目、私立幼稚園に対する支援と相談の関係ですが、こちらに関しましては私立幼稚園協会からも要請を受けておりまして、平成28年度から学校心理士による巡回相談を行っております。

3点目、幼児教育の無償化につきましては、直接、私立幼稚園の保育料には反映はしないのですが、就園奨励費補助金への反映について考えているところでございます。

○横山委員 こちらの補助金等、今、充実を図っていただいている最中ということなのですが、特別支援教育に関しまして、平成25年、平成27年と、私立幼稚園への支援の充実を図っている点、また平成28年には心理士の巡回相談を開始していただきまして、現在も実施しているという点などは、大変評価できると考えております。心理士ですとか、またカウンセラーの人材育成について、現状と今後の課題を教えてくださいまして、現在も実施しているという点などは、大変評価できると考えております。心理士ですとか、またカウンセラーの人材育成について、現状と今後の課題を教えてくださいまして、現在も実施しているという点などは、大変評価できると考えております。また、公立保育園・幼稚園での特別支援教育の支援体制なのですが、こちらはどのようになっていますでしょうか。私立園への支援体制と違い等、何かそれぞれの特徴などございましたら、現時点における課題等を含めてお聞かせください。

○佐藤保育課長 公・私立の保育施設・教育施設に関する相談等の関係でございますが、これまででも特別支援児の関係に力を入れてまいりました。公立保育園は、平成28年の実績ですと、特別支援児250名、私立保育園は23名、私立幼稚園は25名と増加傾向にあります。これまでは、回っていただける人員がある程度限られていたのですが、今年度、ほぼ当たりまして、来年度からさらなる拡充に向けて人員の確保がつきそうですので、今後もさらに、特別支援児の教育相談、巡回等に向けて力を入れていきたいと考えております。

○横山委員 引き続き、早期発見と早期対応の仕組みづくりを支援していただきたいと考えています。心理士による巡回相談の回数を増やしていただくですとか、来年、人員確保ができそうだということは今少し見通しとして、ご答弁いただいたのですが、カウンセラーの増員ですとか人材育成などの研修ですとか、支援の充実を要望させていただきたいと思っております。こちらは要望のみです。

3点目なのですが、児童センター使用料、シルバーセンター使用料、高齢者多世代交流支援施設使用料、保育所等整備交付金についてお伺いいたします。平成28年度に開設されました、大崎ゆうゆうプラザ、平塚橋ゆうゆうプラザですが、施設利用の実績と多世代交流の成果について、現在の状況、平成28年の状況等を含めてお聞かせください。平成27年にさいたま市の公共施設マネジメント推進担当の方より、さいたま市の公共施設マネジメント計画についてお話をお伺いする機会がありました。市民との協働による推進として、市民、NPO、高校の漫画研究部などの参画による、わかりやすいパンフレットの作成ですとか、ロールプレー形式のワークショップの開催、また小学校の家庭科室と公民館の調理室の複合や、デイサービスと小学校の複合など、箱物施設の複合化の事例などもご紹介いただ

きました。80年建て替えというスパンで、長寿命化のイメージをし、計画的な中規模修繕、大規模修繕、機能回復のための長寿命化修繕など、長寿命化に向けた修繕、改修工事の考え方も示されていました。こちら、品川区シルバーセンター、児童センター、保育園の老朽化の状況と、今後の公共施設、インフラの寿命として、区が考える最適な設定期間と、それを達成するための修繕のあり方の方向性を教えてください。

○松山高齢者地域支援課長 それでは私から、まず平成28年度のゆうゆうプラザの実績と成果についてお答えいたします。

実績でございますが、平成28年5月開始以降、延べ利用者数が平成28年度末で、大崎ゆうゆうプラザが2万5,600人ほど、平塚橋ゆうゆうプラザが延べで3万8,000人ほどと、多くの方にご利用いただき、大変好評を得ており、現在も増加傾向でございます。また、成果といたしましては、高齢者以外の世代の方が増えたのはもちろんのこと、これまでシルバーセンターを利用していなかった高齢者の方、平成28年末までには、大崎ゆうゆうプラザは379人、平塚橋ゆうゆうプラザは387人に新たにご利用いただき、高齢者の方から利用しやすくなったというお声をいただいております。また、交流につきましても、子どもたちとの交流が盛んに行われまして、地域の方の自主的な力を活かせればと考えております。

○吉田保育施設調整担当課長 委員ご質問の保育園建て替え計画について回答いたします。

現在、区内の公設公営の区立保育園については43園ございます。そのうち、建設後50年以上経過した園が5園、40年以上経過したものが25園と、40年以上経過したもので約70%を占めております。区では、古いものから順に、併設する施設の条件や地域バランスを考慮しながら建て替えを計画しているところでございます。現在、建て替えや改修のための準備を進めており、平成31年度は八潮わかば幼稚園を改修し八潮南保育園を併設、平成32年度は八潮北保育園、平成33年度は八潮西保育園、南ゆたか保育園、平成35年度は三ツ木保育園、平成36年度は一本橋保育園が新しい園舎でスタートできるよう、建て替え、改築を準備しております。

○高山子ども育成課長 私からは、児童センターの施設の現状ということで答弁申し上げます。

児童センターにつきましては、区内25カ所に存するわけなのですが、この中で築50年を超えるものが4カ所ほどございます。そして、平均的な築年数で申しますと43年ということで、施設の老朽化なども見られることから、併設する文化センターでありますとか、あるいは保育園などの建て替えなどを視野に、児童センターにつきましても順次改修を進めてまいりたいと考えております。

○松山高齢者地域支援課長 シルバーセンターにおきましても、40年代に建てられておりますものがかなり多く見られ、改築計画というのはまだございませんけれども、長寿命化につきましては、今後、シルバーセンターのバリアフリー化を進めるとともに、老朽化の度合い、あるいは利用者の状況、地域の実情に合わせまして、ご意見を総合的に加味しながら、改築の際にはゆうゆうプラザへの転換を進めてまいりたいと思っております。

○横山委員 老朽化も進んでおりますので、品川区公共施設等総合計画に基づきまして、それぞれ改築計画を明確にさせていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

近年、人口推計、行政需要、財政面が常に変動がございます。そしてまた、変化のスピードも年々予測のしづらさが発生してきているというのが現状かと思えます。ハード、ソフト、両面ともに適時適切に対応できるよう、効果的・効率的な施設のマネジメントを実施することで、きめ細やかに変化に対応できる仕組み・体制づくりも必要だと思っております。社会情勢等の変化に対して、随時、見直しを行

しやすい計画としていただき、弾力化を向上させていただきたいと考えますが、勘案すべき点と検討の進め方をお示しいただけたらと思います。また、将来世代への負担が不公平にならないように工夫できる点がありましたら、あわせてお伺いいたします。

○柏原企画調整課長 施設の改修・更新に係る将来的な計画と申しますか、進め方のことであろうかと思えます。今ご指摘もありましたとおり、施設のいろいろな複合化であったり集約化であったり、ソフトの面も含めて有効的に活用できるようにということで進めてまいりたいと思っております。

それで、後段ご質問にございました後年度負担のところもございまして。こういったところも、財政負担がどのぐらいかかるということも大きく捉まえながら、それぞれの施設の特徴であるとかニーズであるとか、そういったところを総合的に勘案しながら今後も進めていきたいと思っております。

○横山委員 将来世代への負担の部分について、そちら、不公平にならないように、もし工夫できる点がありましたらお聞かせいただきたかったですけれども。また、防災の観点ですとか、それぞれ地域事情、適正配置のあり方という部分もあるかと思うのですけれども、そのあたりの進め方、考え方についてお聞かせください。

○柏原企画調整課長 現段階での、例えば施設に係る更新の費用であったりということは税の投入などもありますけれども、例えば、今、積み上げております基金の活用であったり、それから場合によっては必要な部分、施設によって特定財源の関係で起債の部分であったりというの、使えたりしますので、そういったところをうまく活用しながら、将来の負担に対しても公平になるようにと考えてございまして。それから防災の面におきましても、地域のいろいろなエリアによって、どういった機能が必要かというの、所管部門と調整等々しながら、公平性を保てるような形で進めていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、90ページ、教育費補助金、就学援助費、あわせて101ページ、一般寄附金、ふるさと納税寄附金71万円のところから、あわせて子どもの貧困対策について伺います。次に97ページ、土木費補助金、自転車走行空間整備事業費、関連して自転車保険について伺います。最後に時間があれば、83ページ、土木使用料、ロケーション・写真撮影等、673万8,036円について伺いたいと思います。

まず就学援助補助金額ですけれども、小・中合わせて237万9,000円となっております。皆様ご存じなので、確認なのですけれども、学校教育法第19条の規定に基づいて、学用品、就学用品、修学旅行費等を援助する。対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあるご家庭ということで、先ほど我が会派の新妻委員とのやりとりの中でもございましたけれども、3年分の対象人数を教えてくださいました。2016年が4,713名、これは区立生徒児童数の25.5%、2017年は4,605名で、区立生徒児童数の24.4%、2018年は4,397名で22.7%。いわゆる4人に1人ぐらいは受けられているが、これは年々減ってきている。こういうご説明だったと思います。年々、支給人数と区立小・中の生徒児童数の割合が減ってきているということですが、確認ですけれども、区立生徒児童数の全体が減った、つまり母数が減ったから、人数と割合も比例して減ったという結果なのかどうかを教えてください。

○有馬学務課長 就学援助受給者の母数の件でございまして、まず平成26年度は1万8,494名でございまして、平成27年度が1万8,905名、平成28年度が1万9,398名ということでございまして、この2年間、おおよそで900名増えているという状況でございまして、

○あくつ委員 母数が減ったからという理由ではなく、それは別の原因があると。もう一つ、一昨年の平成27年の決算特別委員会の総括質疑で、当時の福祉部長と就学援助についてのやりとりを行わせていただきました。当時は、区立小・中学生の25.5%が支給を受けているということで、全国平均が15.4%ですから、比較しても高い数字ですねとお話をさせていただきました。その上で、支給対象ではない私立学校や、6歳から15歳までのいわゆる就学人口全体で見たときの割合というのはどれぐらいなのですかというお話をさせていただいたところ、22.14%が就学援助もしくは教育扶助を受けているということでご返答いただいた記憶がございます。この3年間についても、区立学校だけではなくて就学援助の対象となっていない、私立小・中学校等に通っている全ての子ども的人数を足せば、ほぼ品川区における就学児童の人口というのはわかると思うのですが、こうした計算を行ったことがあるのでしょうか。また、同じように、もしわかれば、就学人口も合わせた就学援助を受けている割合を教えてください。

○有馬学務課長 委員がおっしゃるとおり、今お伝えした数字は、母数が区立の公立学校に通っている児童生徒ということになってございます。基本的に、1年生から9年生まで、国立・私立を含めた児童生徒を母数にした割合というものを一応参考にして出してございます。平成26年度でいきますと大体21.6%程度、平成27年度は20.7%、平成28年度は19.3%ということで、私立・国立は今のところ対象外となっていることから、この率も下がっているというような状況でございます。

○あくつ委員 いずれにせよ、これは減っている。当然ですね。そのように母数が増えれば減っていくのですけれども、この点について、先ほども若干ありましたけれども、2012年に自公政権を取り戻しまして、当時、めちゃめちゃであったこの国の経済状況を、この5年間、一途に再建してきた。株価は2倍となりまして、有効求人倍率も上がって、可処分所得が実際に増えてきたことの裏返しである。これはトリプルダウンの効果がないとおっしゃるところもあるのですけれども、実際、可処分所得は上がっているのです。ですから、後でまた述べますけれども、こう考えざるを得ないのですけれども、品川区としてどう分析されるのかご見解を伺います。

○有馬学務課長 この間、就学人口の認定者数は減ってきているということで、一定程度、所得は上がってきているのだろうということは想像しています。なおかつ、もう少し分析をしまして、認定するには幅、金額の上限が、ある程度あるのですけれども、大体どこに分布しているかというのをお見せしております。そうしますと、大体、その基準の上限値に近い人の割合も増えてきているというようなことで、相対的に収入は上がっている家庭が多くなっているというふうに、今のところ分析しているところでございます。

○あくつ委員 その根拠で、今年の6月に発表されました、厚生労働省の平成27年国民生活基礎調査によれば、最近の貧困率、これは相対的貧困率で、報道でも出ましたけれども、子どもの貧困については今まで6人に1人と言っていたものが、7人に1人に減少したというものでございました。前回から比べれば、全体で16.1%だったものが15.6%、子どもについては2.4ポイントも削減された。以前は16.3%だったものが、今回一気に13.9%まで削減されたということで、相対的貧困率が減少したのは2003年以来、12年ぶり。特に子どもの削減幅がとても大きい。17歳以下人口約2,000万人ですから、約48万人の子どもたちが、この3年間で貧困状態から脱却できたこととなります。48万人といえ、1学年3クラス、100人の小学校で800校分。静岡県や広島県の17歳以下人口を上回る数の子どもたちが一気に貧困状態から脱した計算となり、大変喜ばしい統計だと、こんな分析結果が出ております。調査によると、両親に子ども1人で月収20万円以下というの

は相当に厳しい生活だが、その層が減って、月収30から50万円程度の家庭が増えたことになる。もちろん、依然として貧困線のぎりぎり生活している方も多くいらっしゃるの、生活実感としてはそれほどではないけれど、景気が上向き、可処分所得が増えたとしか考えられない。これはそういう1つの調査結果であると思います。

就学支援制度の利用状況から、品川区の子どもの相対的貧困の改善状況について垣間見た思いがしましけれども、とはいえ、現状、少なくとも品川区内においては、5人から7人に1人の子どもが相対的貧困の状態であるということには変わりはありません。特にその中で、ひとり親家庭の貧困率は、前回の調査から比べると50.8%と3.8ポイント低下したものの、依然、5割を超えている。品川区についても同じことは言えると思うのですが、暮らし向きについて聞いてみると、母子世帯の82.7%が苦しい、37.6%の世帯は貯蓄がないと回答しておられるということでございます。

こうした子どもの貧困問題について、最後に少し就学支援にまた結びつけますが、品川区においてさまざまな対策を打っておられると思います。中でも子ども食堂の取り組みは全国的に広がってきており、品川区においてもそういうネットワークを立ち上げていらっしゃいます。私も出入りさせていただいている子ども食堂もありますが、区内における現状について、大体で結構なのですけれども、教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長 ひとり親の状態につきましては、ひとり親の手当の受給人数について、少しずつですが減っておりますので、若干、収入については上向いている状況ではあると思っております。また、子ども食堂のネットワーク等を実施しております、ひとり親だけではないのですけれども、今、調査集約しているところなのですが、区内で実際に子ども食堂をやっているところが8カ所、これから立ち上げたいと言っている方が4カ所というところで、まだ合わせても12カ所ほどになっております。やはり子ども食堂を運営する場所であるとか、支援の物資などが必要だというようなご意見を聞いているので、それを品川区としてどう支援していった、子どもたちに行き渡るようにするかというところを、今、模索しているところでございます。

○あくつ委員 これは、子ども食堂はなくなればいいとおっしゃるオーナーもいらっしゃいますけれども、たくさんあればいいというものではないですが、たくさん地域でやっていただくということも大事だと思いますので、ぜひ続けていっていただきたいと思います。本年の5月18日に、品川区青少年対策地区委員会連合会の主催で、日本の子どもの貧困とその解決方法として、認定NPO法人フローレンス代表の駒崎弘樹さんの講演会があり、私も会派数名と参加してまいりました。ご存じのとおり、病児保育や医療的ケア児の保育で大変著名な駒崎さんなのですけれども、品川区とは大変ゆかりが深い方でもございます。この講演のメインテーマというのが、そのとき5月だったのですけれども、その後、7月に各種報道で発表された、こども宅食、ほとんどその話で終わりました。NPO等が協働して文京区と行うということで、まだ5月の段階では、どの特別区と組むというのは伏せられていたのですけれども、事業のご紹介がありました。

ご存じだと思うのですが、一応、念のため紹介すると、さきの子ども食堂の取り組みが広がる一方で、支援を必要とする人が情報や社会資源にアクセスできない。みずから助けを求めに行けないといった課題もあるというところで、生活の厳しいひとり親家庭等の対象世帯、対象世帯は後で述べますけれども、文教区役所から事業を案内して利用希望者を募るところから始めます。具体的な対象者としては、児童扶養手当を受給するひとり親家庭700世帯、また就学援助を受給する1,000世帯が対象となります。この点でも品川区と全然母数が違うのですけれども、その文書に記載されているQRコードを携帯

のLINEのアプリで読み取って申し込むと、例えば今年の10月から半年間は2カ月に1度、それ以降は毎月、お米や飲み物、料理しやすいレトルト食品など約10キロが自宅に宅配されるというものです。申し込みが簡単なことですか、周りの目を気にせず支援を受けられる。これまでの支援方法の課題を克服した新しいやり方との話でございました。そのほかにも、利点としては、食品を届けたご家庭と役所がつながっていく、ソーシャルワークを行っていくことや、年間我が国で約621万トンにも上る食品ロスを活用して、パートナー企業から食品の寄附を受け付け、届ける。また、返品なしのふるさと納税を活用するなど、さまざまな可能性を持っている。こんな利点が強調されておりました。

文京区の認定NPO法人、駒崎さんのフローレンスのほかに、品川区も今、一緒に学習支援の事業をやっているキッズドアや各種NPO法人、あとは資金調達のため、投資家の村上さんの村上財団。こういったところが協力している。その講演会で私も駒崎さんに、就学支援が品川区で4,000人もいるのですけれど、品川区でできるのでしょうかという質問をさせていただきました。そんなにいるのですかと駒崎さんも驚きまして、現在、実施予定の区は、対象者がもう少し少ないということで、その当時、まだ発表されていなかったもので、詳細は詰めなければならないけれど、モデル事業として成果が出た際にはぜひ続いてほしいというご趣旨のご発言がございました。

ここから質問なのですが、品川区として現在構築を進めている子ども食堂ネットワーク。これに加えて、子ども食堂にさえ足を運ばない、こういう子どもたちに、どうアウトリーチを広げていくのか。こういうところで、ぜひ考えていっていただきたい。また、その講演会自体は地域活動課の所管だったのですけれども、こうしたことが耳に入っているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 宅食サービスにつきましては、地域活動課主催の講演会の内容についても、情報提供はリアルタイムでいただいているところでございます。この宅食サービス、文京区の場合は、委員がおっしゃるとおり、児童扶養手当、就学援助の人数が全く違うというところと、品川区につきましては宅食というよりも子ども食堂の支援から政策を進めているというところから、そちらの事業との整合性も考えながら、物の集め方や支援金の集め方がありますとか、また食事を届けるだけではなく相談にもつなげるような仕組みをつくっているということですので、それについてはお話を聞かせていただいて、文京区とは違った形になるかもしれませんが、品川区の施策として、何かやれることはないかということは研究してまいります。

○あくつ委員 ぜひ研究していただいて。文京区と同じことをやってくださいと言っているわけではありません。品川区に合わせた形で、支援が届かないところにぜひ届けてほしいという思いで質問させていただきました。

先ほどのふるさと納税なのですが、ふるさと納税を活用して資金を集めるということも今回のスキームの中に入っています。今回、ふるさと納税は71万円と出ているのですが、一応、この内訳、あと寄附者の数と、最高額・最低額を教えてください。また、こういう各自治体を見ますと、目的税ではないのですが、子どもの貧困対策という形で、ふるさと納税、寄附を募集しているところも結構あります。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○伊東税務課長 ふるさと納税の内訳ということでございますけれども、平成28年度に71万円ということなのですが、最高額で10万円、そして一番少ない額は1万円というような中身で、件数的には23件獲得ということでございます。このふるさと納税に関しましては、一般的に広く品川区を応援していただきたいということで募集をしているところで、今、話題になっています返礼品などということではなくて、お礼の品ということで返しているような状況でございます。件数的にはこういう

状況でございます。これを、さまざまな事業展開にということだと思いますが、事業規模にもよりますけれども、予定まで見込めるかどうか等、いろいろな部分で検討が必要なのかと思っておりますので、とりあえず現状では、この流れの中でどう考えるかということでございます。

○あくつ委員 規模が小さいからできないというのではなくて、おそらく目的がはっきりしないから規模が小さいのではないのかというのが率直な感想です。ぜひこういったところも省庁横断していただいて、例えば目的別にふるさと納税していただくといったことも、ぜひ検討を進めていただければと思います。

時間がなくなっていましたので、自転車は飛ばしまして、土木使用料のほうを伺いたいと思います。いろいろ聞きたかったのですが、時間がないので、今年度、フィルムコミッション事業が立ち上がりましてけれども、今年の「ふれあい」9月号に、品川区の本庁舎で撮影をしたという情報が事細かに載っており、フィルムコミッション部門が文化観光課の名前で出ていたのですけれども、これはどのように活用され、どのような課題があったのかというところを、ぜひ教えていただきたいと思います。例えば、早朝から夜まで、沢口靖子さんなど、有名な方がたくさんいらっしゃったのですが、お昼のロケ弁等の手配といったこともフィルムコミッション事業として行われたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○鈴木文化観光課長 ご質問いただきました、ドラマの撮影協力についてでございますが、この件につきましては、まずはテレビ局のほうから、庁舎をロケ場所として使用できないかというご相談をいただきました。それで、庁舎を管理をする部門とも調整しまして、休日、一般の方、区民の方の利用や、それから庁内の事業等がないときに、1日庁舎内で撮影できるというような調整を、文化観光課のほうでしたものでございます。現在、今年度、フィルムコミッション事業を区としてどこまで取り組めるのか、その辺を含めた基礎調査、それと体制整備をしているところでございますので、ロケ弁等の手配については今回は行っておりませんが、今後、区としてどこまで誘致や支援に力を入れるかというのを、今、検討しているところでございます。

○あくつ委員 まさに基幹的なフィルムコミッション事業をされたのかなと思います。もう1つ確認なのですけれども、私もずっとこれを夢見てきたのですけれども、ただ、これは全く周知がなかったので、番組自体、見ることができなくて、最後、エンディングロールにどういう形で品川区の名前が表記されたのか。私の希望としては、「協力品川区」というよりは、「品川フィルムコミッション」という名前が出てほしいという部分があったのですけれども、その点について確認いたします。

○鈴木文化観光課長 まず、事前のPRにつきましては、撮影内容、それから番組の予告上の関係で、区での情報提供は差し控えてほしいというのがご希望でございました。それからエンドロールにつきましては、今回、「協力品川区」ということで、基本的には区の取り組みでございますので、協力の名義表記は品川区というのが基本だというふうに、現在なっているところでございます。

○あくつ委員 今年は調査と、またどういうことができるのかという見きわめだというお話は、前々から伺っておりますけれども、これはおそらく品川区、これはもちろんそうなのですけれども、「品川フィルムコミッション」としたときに、品川区がこういうフィルムコミッション活動に力を入れているという、これは非常なメッセージになると思います。シティプロモーションの一環にもなりますので、表記についてもぜひご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木文化観光課長 現在、体制を整備する中で、区のフィルムコミッションの協力体制や、それから撮影可能なスポット等についてホームページでお知らせするようなことも考えていますので、その特

設サイトには、ぜひ品川区のフィルムコミッションというような表現を入れられればと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、南委員。

○南委員 78ページの使用料、83ページの自転車駐車場使用料。この2つを伺いたいと思います。時間が余ったら少しそれぞれ質問します。

とりわけ私は、区民集会所、文化センターなどについて伺いたいと思います。区民集会所も文化センターも、それぞれ目的を持って設置されている区の施設です。最近、昨年度との比較しかしていないのですけれども、利用が少し増えていると思っておりますけれども、その点、どんな状況かをまず伺いたいと思います。

○伊崎地域活動課長 区民集会所の利用状況でございます。平成28年度の利用率が62.2%、平成27年度の利用率が64.4%で、2%の減少となっております。

○鈴木文化観光課長 文化センターのほうの利用状況でございますが、全5館の利用を合計いたしまして、毎年3万8,000件程度のご利用をいただいております。利用率としましては、施設によって若干異なりますが、60%から70%ぐらいが、通常の集会などに使える部屋の利用率になっております。

○南委員 金額的には増えていたので、増えているのかと思って伺ったのですけれども、区民集会所については、改修しているということもあるので、マイナス2%と受けとめていいのかどうか、後でいいですから教えてください。

私は、区民がさまざま利用することが、豊かな生活や地域社会の構築につながるということだと思いますので、もっと利用しやすい施設にさせていただきたいという思いを持って質問したいと思います。まず第1に区民集会所ですが、和室がないところもあるかもしれませんが、大体、整備されていて、お茶やお華など、そういう活動をされる方も当然いらっしゃると思いますが、そうではない、懇談会や学習会など、いろんな内容で利用されているときに、結構、最近の生活様式で正座等々にはなれていないので、正座椅子のようなものも備えてという質問はこの議会でも出ていたように記憶しているのですけれども、どの程度整備されているのか、整備されているところとされていないところの内訳というのを、区のほうで持っておられて、これからその整備も進めていくという視点にあるのかどうか、そこを確認したいと思います。それと同時に、和室でも座るのでは嫌だから、椅子と机に座りたいというふうな要望も結構高いと聞いておりますけれども、その際、出し入れ、持ち運びにすごく苦勞して、私はよく、週1回ぐらいの割合で品川区の地域センターを利用させていただいていますが、その和室のもはもう本当に重くて、女性1人の力で出し入れ、持ち運びできないのです。したがって、軽いものにしていただきたいと思っております。そういう状況のところはどれぐらいあるのか、つかんでおられるのか、その方針についてどうするのかを伺いたいと思います。今、八潮の例を挙げましたけれど、全体的な状況をつかんで教えていただきたいと思っております。

それから、改修の際は磁気ループを整備すること。これはもう欠かせない条件ではないかと思っております。とりわけ高齢化社会になってくる中で、行っても聞こえないというと、この次、行こうという気持ちにはならないので、やはりそれは高齢者の生活自体が改善されないわけですから、健康で文化的に暮らしていただくには、やはりいろんなところに出向いていける。出向いていったときに、しっかりと情報をつかんで帰ってこれる。満足感を持って参加できるということが大事なので、そのためには磁気ループが大事だと思います。その整備について伺いたいと思います。それと、音響設備も悪いところが多いです。これは改修していただいていると思っておりますけれども、どの程度の状況かを伺います。

そして、駐輪場の整備がされていないところ、あっても本当に数台しか置けないところが、私がよく利用しているところでは3カ所あります。そういう状況をどういうふうに改善するのか。やはりこれから、安全なヘルシーな乗り物という点で自転車は大事だと思いますので、その辺の改修・改善を求めたいと思います。

そして、あとは八潮には印刷機があるのです。区民の皆さんはこれを無料で、紙はもちろん自分で用意するのですけれども、自分たちの活動を知っていただく、いろんな取り組みをお知らせしたいということで、使えます。皆さん、あるいは仲間に配ったりすることができ、本当に皆さん喜んでいらっしゃって、自治会の方々もよく利用していると聞いています。そういう設備というのは、私は八潮だけに限らず全区的にあるのではないかと考えておりますけれども、聞くところによると、ないところもあるというので、どの程度の整備になっているのか。やはり区民に向けて開放できるような状況になるべきだと思っておりますので、その辺についても伺います。

それから文化センターのほうなのですけれども、やはり文化センターの設備も、本当にお粗末と言っているのではないと思うぐらい、こんなに休館して、改修されたから、楽しみに行ってみたら、ちょっとがっかりしたみたいなどころもなくはないです。例えば荏原文化センターを利用されている方に聞いたのですけれども、スクリーンやプロジェクターが講習室に1カ所は備わっているけれど、ほかの講習室にはないために、備わっているところで使えず、ほかの施設を使ったら、カーテンもないので何を写しているのか全くわからなかったというようなことで、そんな状況でいいのかと思いますので、プロジェクター、スクリーン、そしてカーテン、そういう利用も可能なように、やはり講習室と名がついているところは、そういう設備が必要ではないかと考えておりますので、区の認識、そして設備の計画というものについて伺いたいと思います。また、文化センターでは、区民の方が自主的にセンターまつりをやるのですけれども、そのときの展示パネルが非常に重いのだそうです。これも何とか、皆さんが運び込める、使えるような軽量のものに変えてほしい。こういうことがあります。

○伊崎地域活動課長 区民集会所の利用率でございますけれども、こちら、工事等で使わない日につきましては利用率の母数から除いてございますので、あいている日の利用率ということで受けとめております。

それから、続いてのご質問、5点ございました。まず和室の件でございます。正座用の椅子が和室に整備されているかというご質問でございますが、今のところ、そういったセンターがあるとは私は聞いてはおりませんし、特に施設予約システムの中でもご案内はしておりませんので、利用者の方の声を聞きながら、また必要なものは整備していこうと考えております。それから、重い机があるというご指摘でございました。ご指摘の八潮につきましては、本年度、もう少し軽量のものに買いかえようという話をしているところでございます。ほかのセンターにつきましては、そういった声は特にいただいておりますが、必要に応じて区民の皆様が使いやすいものに変更していきたいと考えております。それから磁気ループでございますが、これはもう、改修に合わせてということもございしますが、改修の計画がまだなくても、入れられるところは入れていきたいと考えております。今のところ、そういった答弁をさせていただきます。あと、音響設備の改修でございますけれども、これも集会所の部屋の改修に合わせてやっていきたいと考えております。それから駐輪場でございますが、これは地域センターの設備といたしますか、面積等々、いろんな制約がございますので、現行、なかなか難しいのではないかと捉えております。それから印刷機は、軽印刷機のことと受けとめて答弁申し上げます。軽印刷機につきましては、地域センター全館に入っておりますので、町会・自治会活動や地区委員会の活動などにご利用いただ

いているところでございます。八潮につきましては、地域センターの集会室自体が文化センターの機能も兼ねているということで、そういった使い方をしていると聞いております。

○鈴木文化観光課長 文化センターのほうのご質問にお答えいたします。まず荏原文化センターの利用者の方からのご意見ということでございますが、改修工事につきましては、主に耐震工事、それからあと機械設備関係の更新工事ということで、平成26年の秋から長期の休館をいただいたときに、やはり利用者の方から、休んだわりには中がきれいになっていないというようなご指摘はいただいております。現在、ほかの文化センターも含めまして、躯体、建物自体の耐震化工事に続きまして、非構造部材の耐震化工事もやっているところでございますので、その工事と二度手間にならないように、計画的に内部の改修を進めたいと考えております。また、講習室等のスクリーンやプロジェクターについてでございますが、これは、どの文化センターももう古い建物でございまして、設置した当時はそういう需要があまりなかったものでございますので、今後の改修に合わせて必要な設備は整えたいと考えております。それから、センターまつりで利用者団体の方にお使いいただく展示パネルでございますが、これもやはり館を設置したときの古いものでございますので、今後、更新をかけながら、使いやすいものにしていきたいと考えております。

○南委員 全体的に、少し違うところもあるのですけれども、改修に合わせて等々、また磁気ループについては入れていくという話なので、受けとめていきたいと思っております。けれども、改修に合わせてとなると、やはり数年かかるわけですから、それまでの間の不便さというのは取れないので、できるだけ早く、改修ではなくても、できるところは整備をする。そういう工夫でやっていただきたいと思っております。

それから、自転車駐車場の一時利用について、今、民間の施設がほとんど無料、2時間は無料、それを超えたときは幾らか取るということになって、品川区内に8カ所あるところでは、1カ所を除いてほとんど大体100円なのです。だけど、品川区の場合は、時間に限らず1回利用が150円ということになっていて、私は、放置自転車とか、そういうものを解消するには、やはりスーパーや大型店が設定しているような、一定の時間無料で、それを超えたら料金を取るというふうな方向の一時利用を進めていかないと、なかなか解消しないと思っておりますので、そういうふうにしていただきたいと思っております。ですから、ぜひその点についての考え方を伺います。

○桑波田交通安全担当課長 自転車駐輪場の関係でありますけれども、区営では一時利用ということで、そちらは当日利用で150円いただいているところでございます。区営の駐輪場のほうは、通勤・通学といった、長時間ご利用いただく方を目的としておりまして、短時間の買い物等であれば、そういった民間の駐輪場、そちらをご案内してお使いいただくというふうにしていただいております。また、この辺を無料等にしていきますと、やはり本来長時間使いたい方の利用がなくなる可能性もあります。また、民間のほうは短時間で2時間等、無料にしていますけれども、その後、また課金されていきまして、1時間ごとにまた100円とか50円がかかっていくような状況になっております。やはり1日使って150円ということで現在進めさせていただきましますので、このようにやっていきたいと考えているところでございます。

○南委員 私は、短時間なら民間でという考え方ではなくて、品川区としても放置自転車をなくすということで、やはり無料で提供できるような方向で取り組むべきだと思っております。その考え方は、ぜひどうなのでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長 無料が多くなりますと、それだけ利用者も増えてしまい、やはりとめる

べき方がとめられなくなってしまう、あふれてしまうのではないかという考えもございますので、そういったところで考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、83ページの自転車駐車場使用料 26カ所、2つ目が102ページの歩行喫煙防止過料、3番目に100ページの地所賃貸料について伺いたいと思います。

まず初めに83ページのほうなのですが、定期利用のほうが前年度と比べて約2,000台減、バイクに関しても約500台減となっております。また、一時利用に関しては約4万台増、バイクのほうに関しては4,000台増となっております。これについてでございますが、定期利用と一時利用の増減の理由について伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長 駐輪場の利用状況でございますけれども、特に自転車のほうなのですが、こちらは定期利用が前年よりも減少しているところでございます。こちらにつきましては、やはり近年増加しております大型チャイルドシート付自転車でありますとか、またアシスト付自転車といった大型車が増えてきている状況でございます。やはり駐輪スペースが狭いと両脇にとめられないといった状況も見られますので、そういったところで減ってきている。この辺につきましては、今年度、各駐輪場の幅を広げるなり、また平置きにするなり、こういった駐輪場の改修を行って、あきがないよう、状況を解消する作業をやっているところでございます。また、効率につきましては、やはり定期は、決められた方が自分の場所に、常にいつ行っても使えるという状況でございますが、新規につきましてはそういった決めがございませんので、あいているところを誰でも使えるようになっております。ですから、この辺は、やはり使った方が、あけば、そこをまたご案内するということで、駐輪場の管理のほうでうまく回してもらっていますけれども、そういったところで利用率等が上がってきているという状況でございます。

○松永委員 それですと、効率化を図るために、定期より一時のほうを多くしたというふうに感じました。この定期についてでございますけれども、今現在、バイクで来て、なかなかとめられないという声が上がっているのですが、そうしたバイク利用、自転車も含めて、定期利用を待っている方たちというのはどのぐらいおられるのか伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長 キャンセル待ちに関しては、昨年度の数字になるのですが、やはり区民の方になるのですが、16%程度が待っているという状況にありますけれども、こちらは今年の4月1日に条例改正いたしまして、区民優先制を導入させていただいております。よって、こういった区民の方を先にまず受け付けしてお使いいただくというような取り組みもしておりますので、そういったところも解消していくものと考えております。

○松永委員 ぜひ、駐車場のほうも整備をしっかりとさせていただきたいと思います。

次に、102ページの歩行喫煙防止過料についてでございます。昨年度は17件で1万7,000円、今回は16件で1万6,000円ということでした。この過料について、16件の内容について伺いたいのですが、過料を取った方の中に外国人の方はいらっしゃったのか伺いたいと思います。また、品川区におかれましては、加熱式たばこもたばこの一種ということで昨年伺っていると思うのですが、そうした加熱式たばこで過料を支払った方はいらっしゃったのか、伺いたいと思います。

○菅生活安全担当課長 歩行喫煙の関係でございます。まず去年、平成28年中におきましては16件ということで、それぞれ過料を取っております。なお、この中に外国人が含まれているのかどうかは、

今、手元に資料がありませんのでわかりません。また、加熱式たばこにつきましては去年の過料の中には入っておらず、徴収まではしていません。

○松永委員 なぜこういう質問をしたかという、前回、我が会派の石田委員から、i Q O Sなど加熱式たばこについては、たばこの一種であるということで答えていただいて、本区をあわせて、たしか3区のみ、加熱式たばこはたばこの一種であるということで伺っていると聞いております。昨年の回答の中で、「電子たばこについては条例のたばこには当たりません。ですので、この点を整理いたしまして、きちんとホームページ等で周知していきたいと思います」というご答弁をいただきました。昨日、そのことについてホームページを調べたのですけれども、2016年のままでなかなか変わっていないという状況で、また喫煙場所におきまして、例えば五反田駅も1カ所なくなっていますし、大井町のきゅりあんのところでも公衆便所の横に移動したというの、まだ変わっていない状況でございますので、ぜひそうした部分を早急に、少しお金はかかるかもしれませんが、対応していただきたいと思えます。

最後に100ページの地所賃貸料について伺いたいと思えます。前回、地所賃貸料の横には、説明の欄に「旧第一日野小学校跡地等」と書いてあって、今回は「大崎ブライトコア5・6階等」と書いてあります。お金に関しては約2億2,000万円ぐらい変わっているのですけれども、まず説明欄のところは毎回変わるものなのか伺いたいと思えます。それで、約2億2,000万円の差について、どのような形でこのような結果になったのか伺いたいと思えます。

○立川経理課長 地所賃貸料についてのご質問でございます。ここの説明欄につきましては、一番金額が大きいものを載せるということでございまして、今年度につきましては大崎ブライトコアの5・6階等部分ということでございます。それで、2億2,000万円の増ということでございますけれども、こちらはブライトコアの貸付料について通年で家賃が入ってきましたので、約2億2,000万円増になったというものでございます。

○松永委員 いろいろ種類があり、主なところを載せるということでございました。では、この地所賃貸料に関しては大体何カ所ぐらいあるのか、少し伺いたいと思えます。

○立川経理課長 電柱等で貸し付ける部分もございまして、件数では約40件となっております。

○松永委員 その中の一つに、たしか、きゅりあんの駐車場についても含まれていると思うのですが、地域の方から伺ったのですが、きゅりあんの駐車場近辺の駐車料金は大体200円で30分とか300円で30分とか、そのような形で金額になっておるのですが、100円という単位ではなぜできないのか、少しその辺について伺って終わりにしたいと思えます。

○立川経理課長 駐車料金の設定の考え方でございますけれども、区の財産を駐車場として貸し付ける場合は、民業を圧迫しないという大原則がありまして、大井町駅周辺につきましては、イトーヨーカ堂も阪急大井につきましても30分200円という設定でございますので、それに合わせているということでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、ページ95の、14款1項都負担金、任意予防接種ほか6事業に関連して、おたふく風邪ワクチンについてと、ページ105の19款諸収入、病後児保育から、病児・病後児保育事業について、一般質問に引き続きお尋ねいたします。

まず、病児・病後児保育事業についてお伺いいたします。現在、品川区が4園で行っている病後児保育事業について、保育園保護者の間で認知度が低いこと、骨折など、利用できる疾患が限られているこ

とにより、利用者が減少し続けている状況を一般質問で取り上げました。病後児保育事業の現状を区はどのように把握・分析されているのでしょうか。ご質問いたします。

○佐藤保育課長 病後児保育の関係でございますが、平成28年度実績は590件で、前年度から239件減っております。乳幼児の病状は不安定なこともあり、医療機関併設型の病児保育を希望する保護者が増えているという影響から、病後児の利用が減っているという認識でございます。

○鈴木（博）委員 病後児保育所だけではなく病児保育所を保護者が希望しているという現状分析は、私たちも共通しているところであります。そのために、病後児保育所を廃止し、思い切って病児保育所に転用するという提案をさきの一般質問で行いました。今後の病後児保育事業について、区はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤保育課長 委員ご指摘のとおり、病後児保育のほうの需要は減少傾向にありますので、今後の事業展開につきましては、子ども・子育て会議の中で十分検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員 今ある資源を有効に活用し、病児保育所の増設を希望する区民のニーズに応える1つの方策として、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

9月の文教委員会で、病児保育所の新設の報告がありました。病児保育所の新設は、かねてから我が会派が繰り返し熱烈に要望してきたものです。今回の病児保育所新設を歓迎し、担当の方々のご努力に敬意を表したいと思います。

早速、9月23日の日経新聞でも「品川区に病児保育」と報道されていましたが、新しい病児保育所開設に至る経緯についてご説明をお願いします。

○佐藤保育課長 病児保育所開設の経過でございますが、最初のご相談は平成29年2月にございまして、そのときは場所が決まっていなかったもので、区の姿勢と、ぜひ区内にというお話をさせていただきました。その後、6月に、急に場所が決まったということでお話をいただきまして、その時点で国や都の補助金の申請期間が過ぎており、補助金を取らなければなりませんので、国や都のほうに強く要請しまして、今回、補助金のめどが立ちましたので、補正でお願いしているところでございます。

○鈴木（博）委員 いろいろご苦労さまでした。昨年の既存病児保育所の定員増員に次いで、新たに1施設が開設されることになり、病気の子どもに対する品川区の保育行政の取り組みを高く評価いたします。子ども・子育て計画の検討を踏まえて、今後の病児保育所の増設計画についてご説明をお願いいたします。

○佐藤保育課長 今後の増設の関係でございますが、現在の子ども・子育て計画では、約2,500ほど枠がまだ足りない状況であります。今回、補正でお願いいたしまして、平成30年4月から1施設開設いたしますが、まだ足りませんので、今後も医師会等と協議しまして、地域バランスを考えて計画達成に向けて努力していきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 ささまざまな医療機関とも協議しながら、今後も病児保育の増設に向けてご努力をお願いしたいと思います。

病児保育所は、病気の子どもを預かるという点で、通常の子どもを預かる保育所とは大きく性格が異なります。まず、預かり中に病状の急変も起こり得るし、事故が起こる可能性も高いです。また、子どもが健康な状態でないため、親とその保育内容に関してトラブルも起こりやすいと言われております。直接的には委託施設と利用者との問題となると思いますが、区はどこまでかかわろう、あるいはかかわることができるとお考えでしょうか。

○佐藤保育課長 施設開設の前の段階では、これまでの医師の経歴や熱意、動機等を確認させていた

だき、医師会等と情報を共有させていただきます。開設後につきましては、利用状況等の報告を医療機関からいただくのとあわせて、随時、意見交換をさせていただき、よりよい制度に向けて、見直しできる場所は見直していきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 病気の子どもが心身とも療養し、病気から早く回復できるように、区として必要な部分に関しては、子どものために、親と施設の両方にかかわるようお願いしたいと思います。

次に、おたふく風邪ワクチンについて再度お尋ねいたします。おたふく風邪は、流行性耳下腺炎、ムンプスと呼ばれ、耳の下の耳下腺、顎の下の顎下腺が腫れる、ムンプスウイルスによる感染症です。軽い発熱と、4から7日間、頬が腫れ、かなり痛みを伴います。おたふく風邪は、髄膜炎、脳炎、肺炎、睾丸炎、卵巣炎など、多彩な合併症が知られています。しかし、現在問題になっているのは、おたふく風邪にかかった後、耳が聞こえなくなる難聴、ムンプス難聴です。そのムンプス難聴について簡単にご説明をお願いします。

○舟木保健予防課長 おたふく風邪自体は、比較的、予後のよい感染症ではありますが、脳炎や難聴など、今おっしゃいましたように、予後の悪い合併症もあります。このムンプス難聴は急性に発症しまして、感音難聴で不可逆性のものなので、治療の効果が認められません。また、難聴の程度としては高度のものが多く、一側性の場合がほとんどなのですが、両側に発症する場合もあると言われております。

○鈴木（博）委員 今お話があったように、ムンプス難聴は一側性、片方の耳のことが多く、その聴力が失われます。感音性難聴というのは、耳の奥の内耳が障害されるために、聴力が戻ることはありません。合併する頻度は、おたふく風邪に感染した200人から1,000人に1人と言われ、一般質問でも紹介したように、日本耳鼻咽喉科学会の最近の調査では、この2年間で336人がムンプス難聴と診断され、約80%が高度難聴だったそうです。しかしながら、そもそもおたふく風邪にかからなければ、ムンプス難聴にはなりません。そして、おたふく風邪はワクチンで防げるわけです。おたふく風邪に対するワクチンの効果と、ワクチン1回接種、2回接種での予防効果の違いについて、簡単にご説明をお願いします。

○舟木保健予防課長 ムンプスワクチンの有効率についてです。こちらは、1回接種ですと抗体の陽性率が73%から91%、2回ですと79%から95%と言われております。ほかの国のデータでは、1回の定期接種で患者数自体は90%、2回定期接種することで患者数が99%減少したとも言われています。そのように、ムンプスワクチンについては、病気の発症予防だけではなく、合併症を予防する効果もあるということが言われています。

○鈴木（博）委員 昨年、おたふく風邪が全国的に流行しましたが、品川区では、東京都全国平均に比べて、おたふく風邪の届け出数が少なかったと、一般質問でご答弁いただきました。品川区はおたふく風邪の任意接種助成を行っているために、おたふく風邪を発病した人を減らすことはできました。しかし、おたふく風邪流行そのものを抑えることはできませんでした。現在、日本小児科学会あるいはVPDの会は2回接種を推奨しています。また、WHOの発表によれば、おたふく風邪ワクチンの定期接種を行っている世界118カ国のうち107カ国では2回接種を行っています。現在、おたふく風邪は、エジプト、リビアを除くアフリカ諸国と、日本など東アジアのみが流行が続いているのが現状です。補聴器をつけた難聴のお子さんと時々お会いします。中には人工内耳の手術をお待ちのお子さんもいらっしゃいます。みんな素直でかわいいお子さんたちです。全てがおたふく風邪の合併症ではありませんが、新生児聴覚スクリーニングで異常がなかった子に、その後、感音性難聴が見つかった場合、多くはおたふく風邪の合併症によると言われています。ムンプス難聴の看護師の方とお会いしてお話しする機会が

ありました。彼女は片側性の難聴のために日常生活には支障ありませんが、片方の聴力が完全に失われており、もしももう片方の耳が聞こえなくなったらどうなるか、考えると不安で、夜も眠れない日があるということでした。近い将来、おたふく風邪ワクチンはMRワクチンと一緒に、新三種混合ワクチン、MMRワクチンとして定期接種2回になる予定です。国もそのための準備をしています。しかし、今現在は任意接種であり、1歳のときにMR、みずぼうそうと同時に1回接種のみです。他の生ワクチンは全て2回接種です。ムンプス難聴はおたふく風邪ワクチンを2回接種することにより、おたふく風邪の発病を防げれば起こらない病気です。1回接種より2回接種のほうがより確実に防げると思いますが、品川区のお考えはいかがでしょうか。

○舟木保健予防課長 国において定期接種化に向けて、より安全性の高いワクチンの開発を進めていることは、こちらも存じております。区としましては、そちらの国の動向等を見ながら検討してまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、59ページの決算の概況のところでも少し質問させていただきたいのと、あと106ページの品川産業支援交流施設運営収入についてお伺いしたいと思います。

初めに59ページ、決算の概況で、先ほど、これまでの質疑の中で、今回、品川区としては単年度収支が赤字ということで、実質収支は黒字ですけれども、歳入よりも歳出の伸びが上回った結果であるというようなご答弁がございました。また、投資的経費というのが、今回、平成28年度は大変に前年に比べて増えておりますけれども、投資的経費の増えた原因、要因について最初にお伺いしたいと思います。

○秋山財政課長 投資的経費でございますけれども、こちらの主な原因は再開発等の補助金でございます。

○塚本委員 再開発、いわゆるそういった類いの新たなまちづくりというか、新規の事業というところなのかと理解いたしますけれども、投資的経費が増えるということは、そういう意味では、いわゆる財政の弾力化というものを見る経常収支比率といったことについて、経常収支比率が高くなるというのか、パーセントとしては低くなるということですか。経常収支比率に影響が出るのかと思ったりもしたのですけれども、実際、今年度の経常収支比率は、前年度より若干上昇で71.8%、いわゆる財政的にはやや硬直化したというような評価になるのかとも思うのですけれども、一方で、経常収支比率というものが高くなるということが、必ずしも近年においては財政が硬直化しているということには直結しないというような見方もあるようでございます。例えば基金の積み立ての額ですとか、債務の償還能力といったものも含めて、いろんな形で、財政の弾力性、どれだけいわゆる新しい事業とか、そういうことに税金を使える力があるのかというものを見るのが、なかなか経常収支比率だけでは判断できないというようなことが今あるみたいなのですけれども、そういった中で、今後、公共施設、品川区としてもたくさん老朽化が指摘されていて、そういうものに対応していく必要がある。また、いわゆる経常経費に充当する財源は、必ず支出していかないといけない財源というものも一方である中で、こういったもの、投資的に使えるお金が、一体、今、品川区にはどれほどの状況にあるのかというのが、なかなか見えにくいのかという思いがしておまして、少しその現状を今どのように捉えていらっしゃるか教えていただきたいと思えます。

○秋山財政課長 投資的経費等を含めて、どのぐらい施設の更新などに使えるような財源がということのご質問だと思います。

いわゆる一般財源の充足といえますか、それを考えますと、いわゆる施設等では比較的、特別財源が入ったりすることが多いということがありますので、その辺で、一般財源の負担率が、投資的経費の場合は比較的少ないというのがございますので、そういうところで、投資的経費が増えていくからといって、即、弾力性というのが落ちているとは考えづらいのかと思います。23区の場合、品川区もそうですけれども、債務の非債残高がどんどん減っておりますので、そういうところからも義務的経費が減っているというところがありまして、そういうことが言えるのかと思っております。

○塚本委員 今ご答弁いただいたのですけれども、やはりなかなか我々、決算書などを見て、弾力性など、今どういう状況に品川区があるのかというのを見るときに、より、もっとわかりやすいような指標みたいなものが出てくれるとありがたいなと思っております。例えばそういったものを見て、我々も政策提言をいろいろしていくときに、この財源がこれぐらい今まだ余裕があるのだから、こういった政策にもぜひお願いしたいというような判断にも使えると思いますので、そういった、何かもう一つわかりやすい指標といったところで、何かお考えがあるかお聞かせください。

○秋山財政課長 現時点といえますか、健全性をあらわす指標というのは、国の統一基準である健全化判断比率というものや財政収支等というのがあります。加えて、今、新公会計制度を導入させていただいております。その中では、建物の更新費用である固定資産台帳というものが、今よりは実情をあらわすようになってきているというところがございますので、その辺で今後必要な施設の改修のたびに、必要な経費等が出てくることとなりますので、そういうものを見ながら、健全性をあらわす指標というのを考えていきたいと思っております。しかしながら今の時点で新しい指標を品川区独自で考えるというのは、なかなか、これは難しいのではないかとと思っております。

○塚本委員 できるだけ、そういったことについてもわかりやすくできるようにしていただければという思いもございますので、研究のほどよろしくお願いします。

次に、106ページの品川産業支援交流施設運営収入でございますけれども、これは当初、平成28年度の予算にはなかったかと思いますが、これは平成29年度は予算化されていたのかということの確認も含めて、指定管理で運営されている施設からの収入でございますけれども、どういうものなのかというご説明をお願いいたします。

○山崎商業・ものづくり課長 平成28年度予算の編成のときには、この施設の運営のための支出予測をします。それから、施設を利用していただいた方の収入のマイナスを指定管理料で埋めるというような考え方でございました。当初、平成28年度予算では、1,100万円ほどの指定管理料を予算計上して、実際に支出してございます。ただ、結果としまして、利用が非常に高稼働だったこともあり、プラスとマイナスが逆転しまして、一旦お預けした指定管理料につきましては、歳出戻入という形で1,100万円をお戻しいただいて、かつこちらの歳入のほうで運営収入として5,600万円余をさらに歳入させていただいたというような流れでございます。

○塚本委員 わかりました。これは指定管理というところでののですけれども、例えばビジネスクラブ等の運営主体というところで、そちらのほうにはいろんな形での収支というものがまた別途、計上されていると思うのです。こういった指定管理については、今回の定例会の委員会で、モニタリングが提出され、報告されておりますけれども、今後、こういった指定管理の事業をいろいろ評価していく上で、やはりフルコストというのですか、施設の固定資産の減価償却みたいなものが、公会計になってくると入ってくるかと思っております。そういう中で、指定管理というものは、そういったフルコストで判断、評価していくという側面も必要になってくるのかと思っておりますが、来年度から公会計で、決算にこういうもの

が出てくるのは、少し先の話ではありますが、そういったことについてのお考えは品川区としていかがでしょうか。お伺いいたします。

○柏原企画調整課長 指定管理のチェックといいますか、その部分でございます。公会計制度が来年度の稼働であったり、それから今、ちょうど我々のほうでモニタリングのあり方についてもどういった効果的なチェックができるかというのを確認しておりまして、その中で検討していきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、78ページの文化センター使用料、五反田のプラネタリウム・音楽ホール、そして83ページのロケーション・写真撮影等、そして時間があれば106ページ、品川産業支援交流施設運営収入についてお伺いいたします。

まず五反田文化センターのプラネタリウムと音楽ホールですけれども、プラネタリウムは使用料、計上されているのが入場料で、音楽ホールは演奏家等が借りられた分の使用料分だと思いますけれども、それぞれプラネタリウムと音楽ホールの入場者数はどれほどなのか。増えているのでしょうか。そうした入場者数のことについてお伺いいたします。また、それに対しての評価はどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

○鈴木文化観光課長 五反田文化センター、プラネタリウムと音楽ホールについてでございますが、まずプラネタリウムのほうにつきましては、例年、安定した入場者数来ていただいております、一般投影、それから団体投影、それ以外の特別な事業等での入場の方も含めまして、大体2万人前後、毎年お越しいただき、ご利用いただいているところでございます。それから音楽ホールのほうにつきましても、利用率がこの何年間か大体60%を超える数字で、それに附随する楽屋のほうも50%程度ということで、利用もほぼ横ばいか微増というのが現状となっております。評価といたしましては、プラネタリウムにつきましては、かなり、稼働率、上映回数等、ほぼ回数が上限に近いところで活用しております、入場者の方も安定してきておりますので、比較的有効な活用ができていると考えているところでございます。また、音楽ホールのほうの評価につきましては、大きさの規模から言いますと、有料の興行のような使用は少し少ないのですが、通常の区内団体の方の使用、特に音楽団体の使用が好調だというのが近年の経緯でございます。

○筒井委員 大変好評な利用状況だと私も思っております。こうした文化施設、文化事業というのは、やはりますます区としてももっと支援して広めていくべきだと考えております。東京オリンピック・パラリンピックを2020年に迎えますけれども、文化プログラム事業というものもありますし、区としても、こうした文化面、文化事業の強化を行うべきと考えております。それで、先ほど、音楽ホールにつきましては、有料のそうした興行も多少あるというようなご回答をいただきましたけれども、私としましては、最近では著名なクラシック演奏家の利用も増えているということなので、ぜひとも音楽ホール、せっかくある施設ですから、有効活用をさらに進めていっていただきたいと考えております。

先ほど、荏原文化センターの改修を行うよう検討されているということですが、ぜひとも五反田の音楽ホール、今、まだ録音機材にMDを使っている状況なので、この時代になって、まだMDが使われているというのは、かなり時代錯誤というか、少し問題なのかと考えております。先ほど述べましたとおり、著名なクラシック演奏家たちの利用も増えていることから、ぜひとも五反田文化センターの音楽ホール、オリンピック・パラリンピックもあります、文化事業も進めるべきという観点から、こうした録音機材やその他の設備等々、新しく見直していただきたく考えておりますけれども、その点、ど

うお考えでしょうか。

○鈴木文化観光課長 ご質問のありましたMDによる録音でございますが、これは音楽ホールではなくて、各スタジオで録音したいというご利用者に、MDとカセットテープ、要は持ち運びのできるものをお貸しするというものでございます。音楽ホールにつきましては、音響の操作室のほうで、デジタルの録音をしたものを、データとしてはとれるようになっております。あと、建物、音楽ホールの改修についてでございますが、文化センターはご存じのように改修をしてまだ比較的新しい施設でございますので、大規模改修は近いうちに予定はありません。ただ、必要な音響設備等については、老朽化も含め、適切に対応していきたいと考えております。

○筒井委員 もちろん、大規模改修までは必要ないと思うのですが、そうした録音設備や機材の新しい更新というのは、ぜひともできるところから早くやっていただきたいと考えております。これは要望といたします。

そして、ロケーション・写真撮影等についてなのですが、品川区の公園は大変すばらしくて、各地域に個性があって、風光明媚な公園があります。CMでも、あの公園だなというのをよく見かけますけれども、今、どのような形で申し込みが多いのか、すなわち撮影業者が自発的に区に申し込まれている形なのか、また区が積極的に撮影業者に売り込みをかけているのか、そうした状況をお伺いいたします。

○鈴木文化観光課長 ロケーション、撮影等での利用について、まず誘致、呼び込みの部分でございますが、先ほども答弁いたしましたように、今年度、区としてのフィルムコミッション事業についての体制や、それからできる範囲、どこまで積極的にPRするかというようなところの基本の調査をしているところでございますので、現時点では、撮影サイドからの問い合わせに応じて支援するというのが基本となっているところでございます。

○筒井委員 要は、撮影業者から来たものを受け付けるという受け身の体制だと考えているのですが、今、ご答弁されたように、ぜひともシティプロモーション、フィルムコミッションに活用するという、今年度から調査を鋭意、かけていただいていたってほしいと思います。

今、どこの公園が人気なのでしょう。すなわち撮影回数が多く使用されている公園というのは、何公園なのでしょう。

○今井土木管理課長 まず、写真撮影の多かった公園でございますが、平成28年度はやはり水辺ですので、天王洲アイルの第二水辺広場ですとか第三水辺広場、第一水辺広場でございます。ロケーションもやはり天王洲アイルの第二水辺広場、東品川海上公園、そして第一水辺広場ということでございます。

○筒井委員 わかりました。やはり水辺が人気なのかと考えておりますけれども、池田山公園など、すごく趣ある公園もございますので、バランスよく品川区の公園を全体的に広めていただきたく考えております。

そして、品川産業支援交流施設運営収入なのですが、5,600万円、先ほどご答弁がありましたとおり、黒字ということでございます。理由は、ホールの貸し出しによる収入が多いとお聞きしておりますけれども、今後、ホール貸し以外での施設の存在価値、すなわち収入をホール貸し以外で増やす方策の可能性というのはいかがお考えでしょうかということと、SHIPですけれども、五反田バレーなど、新たな企業集積拠点との関係性、今後の連動性というのは、いかがお考えでしょうか。

○山崎商業・ものづくり課長 歳入が実は2億3,000万円ほどありまして、3階ホールは、その

うち1億6,000万円というような比率になっているものがございます。稼働がかなり高いものですから、歳入という意味では、一定程度、ピークかなという感じはしております。ただ、そうしたお金の歳入というよりも、本来、ここの興業施設の設置目的に照らしまして、委員ご案内の第4次産業革命、I o Tに係る時代に対応するべく、この施設の交流創出に努めてまいりたいというようなことで考えているものがございます。

○鈴木（真）委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 成果報告書62ページ、238ページ、決算書の26ページや248ページ、歳入全般と、あと基金についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

成果報告書の62ページを見ますと、歳入過去最高の決算となっていますけれども、配分がとてもバランスが悪いと思います。1点目は、国庫支出金、あと都支出金がとても突出しているということで、決算委員会用に、国と都支出金の状況というのを資料で出していただきまして、これを見ましたところ、土木費のところは過去最高で、何と298億7,000万円余なのです。それで、この後半のところ、何に使われているのかと見ますと、主な幾つかのものだけでも再開発のところは164億円。土木費、最高のところが半分以上は再開発に使われているということで、再開発最優先の品川区の政策があらわれていると思います。この間、一般質問でも取り上げてきましたけれども、ゼネコンやディベロッパーの利益を最優先にする区政。本当に区民は望んでおりません。ぜひこれを転換していただきたいし、この姿勢をやめれば、暮らし、福祉の充実ができると思います。ぜひ転換を求めたいと思います。

続けます。あと基金がとても積み増しになっています。決算書の64ページを見ますと、繰入金、繰越金の問題ですけれども、当初、繰り入れを多く見積もり、基金を多く取り崩すと見せかけて、補正で額を減らしていく。結果、繰出金のほうが多くなって、基金を積み増していく手法が、このところずっと続いています。過去最高の905億円にまで基金が膨れ上がっていますが、使える予算を使わず余らせて、ため込んでいくこの手法は、やめるべきであると思いますが、この見解を伺います。

もう一点、特別区民税の増なのですけれども、決算書26ページに書いてありますが、当初予算よりも36億余増収となっていますが、納税義務者はそうですけれども、所得階層はどこが増えているのか。また区民1人当たりの平均の所得は幾らなのか。あと、非課税者が、前回の質問で8万210人増えている。今後、それが増えていくのかどうか。割合が32.6%ということでしたが、ここがどう動いているのか教えてください。

○秋山財政課長 歳入の話でございます。国の支出金、都支出金の増でございますけれども、委員ご指摘のとおり、土木費の増でございます。歳入のバランスというお話をされておりますけれども、歳出のほうは、あした以降の款別になりますけれども、歳入の国負担金・都負担金につきましては歳出連動ということでございまして、歳出が増えているから増えているということで、歳入だけが aumentando ということではないとご理解いただければと思います。

基金のほうのお話でございます。当初積み入れると見せかけてというご指摘であったと記憶しておりますが、基金がなければ、その年の予算の歳出は賄うことができないわけですから、予算を立てられないということです。予算を立てられないということは仕事ができないということです。基金がなければ歳出を伸ばすことができないということでございますので、結果として歳入が増えているのでこういう状態になったということで、決して基金を増やしたいがために予算を立てているとか、そういうことではないというのをご理解いただければと思います。

○伊東税務課長 私から、まず非課税者の推移というところでございますけれども、委員ご指摘の、

先ほど、昨年が8万210人というところですが、平成28年度に関しましては7万9,969人という形になってございます。

それと、1区民当たりの税収というところでもございますけれども、こちらに関しては、4.7%ほど伸びておりまして、11万4,095円という形になって、平成28年度が伸びているような形になってございます。

それと、階層のところでもございますけれども、いわゆる課税標準額の段階で200万円以下というところで言いますと、平成28年度が10万7,391名、そしてそれを超えて700万円以下というところが8万9,450人、そして700万から1,000万円超というところで1万7,377人という数字になってございます。

○飯沼委員 数字を言っていたのですけれども、私は、所得階層でどこの層が増えているのかと伺ったのですが、数字もよく聞こえなかったもので、後で数字をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

基金のところにはいきますが、決算書の248ページには基金の一覧表があります。年間で90億円積み増しになって、何と905億円膨らんでいます。中でも公共施設整備基金と財政調整基金は合わせて491億円余も積み立てになっているのですが、これは使い勝手が大変よい基金だと聞いています。一部を使って、区民の要求をぜひ実現していただきたいと思っておりますが、どれぐらい、基金のところは取り崩して、使えるのか、その辺も含めて教えていただきたいと思っております。

あと、歳入過去最高なのに、目的別の款別のほうに、歳出にいくつもりはないのですけれども、使い勝手という意味ではとてもバランスが悪いと思っております。成果報告書の238ページの目的別のところも見ても、この間、歳入が増えているにもかかわらず、本当に、全然予算も構成割合も変わっていないものがあるのです。特に商工費などは、土木費と比べると土木費が21.5%にもかかわらず、商工費は1.2%しか構成されていません。品川区の宝物と言える中小企業、商店街支援のためにも強化が必要ではないかと思っておりますので、この辺の見解をお聞かせいただきたいのと、予算の配分について総量規制というのを行われているのでしょうか。特に、民生費、新規事業と引きかえに削減されてしまうような事業があるのかどうか。その辺をお聞かせください。

○秋山財政課長 予算のバランスということでございますけれども、予算の款別の目的別の支出というのは、目的別に支出をするのであって、全体が10%伸びたから、全ての科目が10%伸びるのだというようなことは全くございません。この間、ご指摘のとおり商工費が伸びていないというのは、相対的な話でございまして、商工費自体も、SHIPであるとかIT関係の事業ですとか、いろいろやっております。この間、必要なものはやっているという、その結果だと認識しておりますのでございます。

予算の配分の総量規制というお話でございましてけれども、これも今お話しさせていただいたのと同様に、必要な事業に必要な予算をつけているわけでございますから、そういう意味では、必要な事業があつて歳出が伸びたときには、その財源として基金を使って事業をするというのが私どもの考えでございますので、ほかの何かの事業をやっているから福祉のほうを抑えているというようなことは、全く考えてもございませんし、これからもやるつもりはございません。

○飯沼委員 総量規制がないということなので、ぜひ必要な部分をやっていただく。特に障害児の施策が大変おこなわれていると思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 78ページから81ページにかかる公の施設の使用料ということで質問させていただきます。

す。まず、公の施設は区民の福祉に資するという大前提がありますけれども、この使用料について、基本的な算出の方法、考え方をまず教えてください。

○柏原企画調整課長 公の施設、使用料の関係でございますけれども、それぞれの施設は、条例に基づいて目的を持ってつくっているわけでございます。その中で、例えば集会施設等々の例でございますと、人が集まれるキャパ等も考えながら、基本的には時間帯を分けて、使用する頻度が高いところ、それから夜でありますと、電気代だとか、いろいろな費用がかかる場所がありますので、そういったところの運営にかかるお金等も考えながら、1平米当たり幾らというような基本的な単価を出しつつ、それに平米単価を掛けながら使用料というのを算出していく使う側と運用する側の両方をあわせながら考えていくというのが基本的なところでございます。

○大沢委員 受益と使用者の負担について念頭に置きながら、今、聞かせていただきたいと思いますが、今、さまざまな目的に応じて算出しているということではありますが、このところで例規集を見ると、手数料条例なるものはありますけれども、使用料条例は、規則で定める定めてあるのはわかりませんが、なぜ手数料条例がありながら、使用料条例がこの例規集の中にはないのか、教えてください。

○柏原企画調整課長 使用料の考え方は、先ほど若干触れさせていただいたのですが、それぞれの施設は、個々の施設の目的といったものがあってでき上がっていると。それは、その施設ごとに使い方であるとか、使用料も含めてでございますけれども、その部分で条例化しているということで、それぞれの個別の施設に応じて条例化して、使用料を決めているというところはあります。でするので、使用料を一まとまりにした形での条例ではないというところの違いというものでございます。

○大沢委員 違いではないという、そのない理由を、課長の私見でも結構ですけれども、このような状態でないのではないかとということをお聞かせください。

○柏原企画調整課長 繰り返しの部分はございますけれども、施設そのものの目的に応じて、それぞれ、こういう目的でこういう使い方をしてというところがあります。そういったところの中で、個別と申しますか、その施設ごとにつくっている。それが基本で、使用料については、まとまりではなく、施設ごとにつくるという考え方に立っているということでございます。

○大沢委員 なぜ規則で定めているのか。私の考えるところだと、使用料というのは、やはり社会情勢に応じながら、区民の皆さんのニーズに対応していく必要があるがゆえに、規則でそれを定めるのではないかと考えますけれども、それについてご答弁をお願いします。

○柏原企画調整課長 基本的な施設の使用料の考え方ですが、まず条例で基本的な部分を捉えてつくってあるというところでございます。今ご指摘のありました詳細の部分に関しては、規則に委ねているという部分があります。その中では、例えば今おっしゃっていただいたようないろいろな変動があったり、そういったところも鑑みて、規則のほうで運用できる部分については委ねたりという構成であるということでございます。

○大沢委員 その中で、減免あるいは免除についてですけれども、これについては、区長が必要があると認めるときは区民集会所、あと交流施設等、見たところでは、7項目にわたって、減免することができる旨の規定が書いてあります。これは条例ではなく規則に書いてあるわけですので、本来であれば条例に入れるべきだと私は思うのですが、なぜ条例に入っていないのか教えてください。

○柏原企画調整課長 まずベースのところは、先ほど申し上げたように、使用料の調整に係る事項については条例で定めるということで、これは自治法の規定もございまして、そういった形になってご

ざいます。先ほどの減免等の考え方でございます。これは、施設によって、その施設の利用目的であったり使う方々は個別に変わってきます。そういったところがありますので、その減免の考え方については規則のほうに委ねているという判断だということでございます。

○大沢委員 時間があまりありませんが、仮にこの減免、免除までは結構ですけれども、ある程度、減額範囲を狭める、規則を厳格化するとした場合に、区としてはどのぐらい収入が増えるかということを見積もられていらっしゃるか、あくまでも仮にの話ですけれども、お答えください。

○柏原企画調整課長 何年前かに、そういった内容が行財政改革特別委員会のテーマになったとき、何度か確認といいますか、調査をかけたことがございます。今ちょっと手元に確実な数字はないのですが、一定程度の金額は確かに増えるというのは、その際に確認してございます。その施設ごとによりまされども、全体を大きく変化させるような金額ではなかったと思いますが、でも、そこそこ減免の多い施設につきましては、ある程度金額が増えるというのは記憶してございます。

○大沢委員 確かに公の施設ですから、福祉的な要素は一番大事。福祉の向上にかかっているか、いかなければいけない数字だということは十分にわかっておりますが、使用する人と使用しない人の負担感に対する公平性については、多少なりとも考えなければいけないところがあると思うのですけれども、そのあたりを区はどのように思っているのか、お答えください。

○柏原企画調整課長 受益者負担という考え方のところでございまして、同じ部屋を使用するにしても、例えば集会所等で言いますと、区政に貢献をされている団体であったり高齢者の方々であったり、そういった方に関しては一定程度の減免というのは必要だろうというところはございます。ただ、同じ部屋を使うというところの受益者負担の考え方に立ったとき、施設ごとによって減免の考え方が違うというような部分がございます。そういったところを含めると、減免の考え方はそれぞれ1つの施設というのはありますけれども、トータル、施設全体で考えたときに、そういった整理というのは一定程度必要とは考えてございます。

○大沢委員 施設について、それぞれいろんな立地、設備などというのは十分わかるのですけれども、やはり我々区民が、使う場所については、同じ場所、スポットとしか見られない部分がある。この使用料について、いろいろ、それに付随するものについては、あくまでも行政側の考えであって、一般の区民は、使わせてもらえる場所としか考えていないという方が多いと思いますけれども、なぜ中小企業センターは使用料がこんなに高いのか教えていただきたいと思います。

○柏原企画調整課長 中小企業センターに関しましては、名前のおりではありますけれども、中小企業の振興にかかわる部分での施設の使用、利用ということがあります。そういった理由に鑑みまして、使用料というのを設定させていただいている。さらに、その部分については、たしか区民への減免という考え方はなかったと思うのですけれども、ただ、委員がおっしゃる、場所として使うというところでは、認識といいますか、使う方の考えもございますので、これはトータルの中で、どういうことができるかというのは検討したいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、浅野委員。

○浅野委員 74ページの自動車取得税交付金、75ページの交通安全対策特別交付金、それと時間があれば84ページの住民基本台帳証明手数料について質問します。

自動車取得税交付金ですけれども、こちらは平成21年度から普通税、一般財源になっているということになっておりまして、この交付金について、区としての使い道、そしてまた区の中での配分・分配をどう決めているのか、ひとつ教えてください。

○秋山財政課長 自動車取得税交付金でございますけれど、これは自動車の取得者に対する都税ということで、区市町村、区の道路の延長を面積で案分して交付されるというものでございます。

自動車取得税交付金等につきましては、一般財源扱いということで、使用の目的というのは一般財源に充当させていただいているというものでございます。

○浅野委員 ある意味、区として自由に決められる部分があるのでしょうか。そのような形で使えるということで、かなり有効に使っていただいているかと思えますけれども、ほかの区と比べるとということはできるのでしょうか。例えば品川区のほうは少し多目になっているとか、他区については少な目だとか、そのようなことで差が出ているのかどうか、ひとつ教えていただきたいと思います。

続けます。交通安全対策特別交付金ですけれども、3,200万円ということで、こちらは交通違反の反則金を原資としているということで、交通安全施設整備の経費に充てているということも聞いております。信号ですとか防護柵、カーブミラーなどに使われているということですが、この件について、交通事故発生件数、こちらについて、品川区への交付金は他区などと比べてどの程度のレベルに今なっているのかということも教えていただければと思います。

そして、都が裁量権を持っているのでしょけれども、市区町村分というのは、どのような形で配分されているのか、そちらについても教えていただければと思います。23区が多いのか、それとも市区町村のほうが多いのかと、さまざまあるかと思えます。これも人口集中地区の人口および道路延長などを指標としているとありますけれども、品川区の全体に対するレベルというのでしょうか、それについて教えていただければと思います。

○秋山財政課長 まず交通安全対策特別交付金ですけれども、こちらは委員ご紹介のとおり、交通安全事故の反則金を原資としまして、交通事故の発生件数等を指標に配分されるというもので、品川区は23区中の13番目という形になってございます。それから、そのもとの数字となる交通事故の発生件数は、平成28年度はまだ出ておりませんので、平成27年度は15番目、平成26年度も15番目ということで、いろいろ事故発生件数や人口集中のぐあいですとかということで、交付の計算式がありますので、ストレートに交通事故発生件数がそのまま順番にはなりませんけれども、そのぐらいの形で交付されているというものでございます。

○浅野委員 このような交付金、ぜひともいろいろな意味で有効に使っていただいていると思えますが、そういう意味では、交通安全についての取り組みも今後進めていただきたいと思いますし、またカーブミラーですとか、私もよく、自転車で走りながら見ていますと、ひん曲がっているものもありますし、またガードレールがへこんでいるものもあります。そういうときは、なるべく早く区のほうにもお願いをして対策はとっていただいているのですけれども、やはりそういうことに関しましても、まちの中がどうい状況になっているのか、多分いろいろと調査はしていただいていると思えますけれども、引き続き、区民の皆様の安全のために、ぜひともこのような交付金をしっかりと有効に使っていただいて、区民の方々に理解していただく、また事故の起こらないような形で進めていただければと思いますので、この点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、84ページの住民基本台帳証明手数料ですけれども、こちらにつきましては、個人番号カード再交付というところがありまして、これが81件発生していると出ておりました。再交付の単価が800円ということで、この800円の内容、内訳というのはどのような内容なのか。多分、カードを紛失して、再度、申請するときに支払うお金だと思えますけれども、この800円という、原価といましようか、価格というのでしょうか、それについての考え方を教えてください。

それと、通知カードにつきましては再交付件数が2,596件と多かったかと思えます。この再交付については1件当たり500円ということで、これも費用がかかっております。これも同じような形で、再度、この再交付を受けるための費用かと思うわけですが、紛失した個人番号カード、通知カード、多分あまりないとは思いますが、こちらについて例えば、別の人が拾ったりするなどして、それが再度利用されてしまうということ、間違ってもないとは思いますが、この点について1点、きちんとされているということをお教えいただければと思います。

あと、実際に個人番号カードが交付されていますけれども、これまでにどのぐらいの件数交付されているのか、また全体から言いますと何%ぐらいの方がカードを取得されているのか、教えていただければと思います。

○堤坂戸籍住民課長 マイナンバーカードの再交付の手数料800円、それから通知カードの再交付手数料500円の考え方でございますけれども、まずマイナンバーカード、通知カードともに、紛失して再交付というケースが圧倒的に多くございます。マイナンバーカードにつきましてはICチップなどを搭載しており、通知カードについてはそのようなものを搭載していないので、多少、手数料は違っているのですが、J-LISに作成を委託しておりますので、その辺の手数料という形で、500円、800円と設定しております。これは国のほうで示している金額に沿ったものでございます。あと、紛失したマイナンバーカードを拾得したという届け出はあまり聞いてはございませんが、ICチップに入っている住所や氏名などの情報が悪用される心配はないと考えてございます。あと、現在のマイナンバーカードの交付件数でございますけれども、8月末で4万7,000余となっており、交付率は約12%でございます。

○浅野委員 8月で4万7,000件、全体で12%ということで、まだまだ少ないのかということかと思えます。既にコンビニ交付も始まっておりますし、メリットが多いということもありますので、ぜひとも区民の皆さんにいい意味での宣伝をしていただいて、広めていただければと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 72ページの特別区たばこ税、34億7,200万円余からです。先ほども、いながわ委員や松永委員のご質問にもありましたので、重複するかもわかりませんが、どうぞお許してください。

平成28年度、平成27年度と比べて、約5,000万円弱のマイナスとなっております。お聞きいたします。ここ数年、税収が落ちております。もちろんこれは売り上げが落ちたことが原因ですが、なぜこの売り上げが落ちたのか、主な理由があればお聞かせください。

○伊東税務課長 たばこ税のご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、平成27年度と比較しますと、売り渡し本数で言いますと約1,127万本ほど減少してございまして、収入に関しては先ほど委員のご指摘のとおりでございます。この間、たばこに関しましては、さまざまな周りの状況により、売り上げ自体が減っているというような状況でございます。この傾向はしばらく続くのかと思っているところでございます。以前と比べますと、当然、喫煙率も下がっているということがございます。

それと、先ほども少し話題になりましたけれども、電子たばこのほうが若干、現状では税率が安いというような状況になってございます。さまざま喫煙環境が厳しい状況だということで、減っているのかと思っております。

○木村委員 本区は平成15年10月に「品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例」を施行し、区内全域における歩行喫煙・ポイ捨て防止啓発活動を進めております。確か

に通勤時間は人の往来が多く、歩きたばこにより危険や迷惑が生じるおそれがあります。地域環境の美化が必要と認められる地区については、路上喫煙禁止・地域美化推進地区に指定し、路面シートや横断幕等で喫煙者に注意を促しております。このような危険な行為に当たることは絶対にはいけませんし、ルールは守らなければなりません。喫煙者は、私たちにルールを守らせるためにも、自由に吸える場所を設けてほしいと多分言いたいはずです。喫煙所がないから、灰皿がないから、違反するのです。以前もこのような質問をしましたがけれども、設置の考えはないような返答だったと思います。しかし、たばこの売り上げで入ったお金を喫煙者のために使うことに何ら違和感はないと私は思っております。お聞きいたしますけれども、34億7,000万円余の税金は大きい金額です。せっかく品川区内で買っていただくのですから、喫煙できる場所というものを提供してあげるべきだと思っております。全額ではなく一部を使って、喫煙者のための喫煙場所というものを作っていただきたいと思っております。税込の一部を目的税として使うべきと考えますけれども、お答えをいただければと思います。

○秋山財政課長 たばこ税につきましては、これは一般財源充当ということで、何度かご説明させていただいております。一般財源ということは、税源の種別にかかわらず、基本的には何にでも使える税源だという理解でございます。したがって、税額が幾らあるから直接の施策に幾ら使うというようなことは、特に縛りがないと思っております。ですので、喫煙者の方の喫煙場所を整備するというところは、施策の必要性の中で判断させていただいて、つくるかつくらないかを考えていくというところが基本だと考えております。

○木村委員 少し言い方が悪いかもしれませんが、現状、コンビニや小売店や、また自動販売機を設置して販売しておりますけれども、私から見れば、売るときだけ売って、あとは知らん顔をするような状況なのではないかと感じます。確かに、中には歩きたばこやポイ捨てをするような不届きな区民もおります。巡回指導員を配置し、推進地区内の喫煙禁止等の指導・啓発を行っていることも事実です。お聞きいたします。路上で吸ってはいけません、歩きたばこはもちろんだめです、ポイ捨てはもったいなくてと言われても、喫煙場所がどこにあるのかもわからないという人もたくさんいらっしゃいます。これから今以上に、他区や、また地方から、またオリンピック・パラリンピックに向かって海外からの人も多くなると思います。歯どめをかけるには、これからが一番よいタイミングだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○秋山財政課長 繰り返しのになってしまいますけれど、1つは一般財源であるということと、それからたばこに関する区民の方々の関心というか、もうこれは年を追って変わってきているのだろうと考えてございます。私が入ったころは、職場でまだ吸っておった時代でございますので、そういうころから比べると、世の中の状況というのは変わってきていると思っております。区としましても、そういうたばこに対する区民の皆様の認識というのをどういうふうに施策にあらわしていくかと考えているところでございます。確かに税収が三十何億円ありますので、その一部をというお考えもわからないではないですが、そういう区民の方々のご要望ですとか社会的な状況というのを考えると、現状ではこういう施策を進めていこうということでございます。

○木村委員 本区では、五反田や大崎、また青物横丁、大井町、武蔵小山という駅周辺で、喫煙場所というものを設置しておりますけれども、販売機のそばや、少し広目の空間に、灰皿の1つや2つ用意しておくだけでも、今以上にルールを守り、今以上に売り上げを上げることができると思います。これから約3年後には東京オリンピック・パラリンピックが行われ、また国内外から多くの方々が本区にやってくるということが予想される今、路上喫煙やポイ捨てをなくす努力をすべきだと思っております。

しっかりとしたビジョンを持って計画を実行するときは今だと思います。最後でありますけれども、本区としてのやる気度をお聞かせください。

○秋山財政課長 ポイ捨ての問題、いろいろな区民の方からのご意見がたくさん区に寄せられております。たばこを吸う方も吸わない方も、どこかで折り合いをつけていただくというのが一番いいのでございますけれども、なかなか現状はそういうふうになっていないというところでございます。オリンピック・パラリンピック等、いろいろなところから来訪者の方はいらっしゃると思いますので、どちらの方も気持ちよく過ごしていただけるようなことを、今後も努力してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時14分休憩

○午後3時30分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。西本委員。

○西本委員 成果報告書の62ページですが、歳入の状況の中から幾つかご質問いたします。

まず1つ目は繰入金です。45億円、329.7%増加。これはなぜなのでしょう。このずれの要因というのは何であって、予測できなかったのかということが1点。そして、繰越金が50億円ありますけれど、この50億円余というのは、繰入金の金額にしては妥当なのか、そうではないのか。そしてこれらの繰入金が実際どういう形で運用されることになるのか。ほとんど基金の中で詰め込むという形になるのかと思いますけれども、どういう流れになってくるのでしょうか。あわせて基金のやりくりについてお聞きしますけれども、増額する種類の決め方、そしてそれぞれの項目がありますけれども、目標値の設定というのはどうなっているのでしょうか。そして、目標値として最大どのぐらいというようなめどがついているのでしょうか。以上、聞きます。

そしてまた地方消費税の交付金ですけれども、6.5%減という形になっております。これの要因は何であって、考え方、この成果報告書の240ページの中に、社会保障費として使われていますという表があります。そうなりますと、消費税のあり方によってかなり影響が出てくるのではないかと考えております。今、消費税についていろいろ議論があるようでございますけれども、その影響をどういうふうに考えていくのでしょうかということ。

最後に、児童福祉費に対する国・都の支出金というのは増加しているというお話がありました。これはよいことだと思っておりますけれども、ただ待機児解消ということで、区長の目標であります待機児ゼロということがあって、かなりスピード感を持ってやっていると。しかしながら、この国・都の支出金、補助金等々が増えていかないと、当然ながら、区の負担が増えてくるのではないかと。ということがあります。これらのスピード感に合わせた形で、では、もしも間に合わない場合には、どんどん一般財源、要は区の負担が増えてしまうのではないかと。そして、保育園の将来の待機児童の数から合わせますと、これからどのような財政の考え方が必要になっていくのかお聞きします。

○秋山財政課長 種々、たくさんご質問をいただきまして、漏れがありましたらご指摘いただければと思います。

まず繰入金の考え方でございますけれども、101ページに繰入金を表示してございます。それぞれ基金からの繰り入れにつきましては、目的に照らして基金を繰り入れるというのが基本でございますの

で、次の質問で基金のやりくりや積み立ての仕方ということがございましたけれども、こちらで一緒にご説明させていただきますと、公共施設の整備であれば、特別養護老人ホーム等で使っております。それで、そういうものの需要、必要な公共施設の需要が全体でどのぐらいあるかというのを見ながら、基金の積み立てもしているというところがございます。

それから、増額の決め方というのは、今お話をさせていただきました。

基金のやりくりでございますけれども、これは目的別に基金というのはつくられておりますので、その目的に沿った形で使っているというところがございます。それぞれの目標額は、例えば公共施設の整備基金であれば、350億円ほど持っていれば、その長寿化対策等、今後考えられる需要に対して十分なものになるのではないかとこの予測を、それぞれの基金について行っているというものでございます。

それから地方消費税交付金について平成27年度に比較して平成28年度が減になっているという要因なのですが、1つは平成27年度に消費税の納税の関係、暦日の関係というのですけれども、1期というか、半月分なのですけれども、平成27年度が増えている状態なのです。言ってみれば、13カ月分、平成27年度が入ってきてしまったので、平成28年度は相対して見ると6.何%減っているという、その影響が一番大きいということで、これは消費税、消費のぐあいを示したのではないと、東京都もそういうふうな説明をしているものでございます。

それから社会保障費の充当でございますが、こちらは一番最後のほうに資料で、社会保障4経費にどのぐらい入れているかというのを示してございます。こちらの表を見ていただきますと、もちろん充当額のほうが少ないというところで、社会保障については消費税増税分を充てるということで、こういう形で区としても姿勢を示しているというものでございます。

それから、児童福祉費関係の国や都の支出金でございますけれども、スピード感を持ってということで、この間、待機児童対策については、私立保育園等の補助に品川区も全力で取り組んでいるところでございます。それで、補助金の考え方ですけれども、一応、支出したものについて東京都に申請して、それが都のほうから出てくるという関係もございますので、私どもで支出したものは年度末に申請して、その分が入ってくるということでございます。10分の10とか10分の7とか、いろいろ割合がありますので、それについては東京都のほうから出てくる。一旦、区から払い出した時点と、東京都から入ってくる間で、タイムラグがありますけれども、それが年度内ないしは出納閉鎖期間ということなので、問題がないと考えております。

○西本委員 繰入金の件につきましては、当初予算のときにこれはかかってくるだろうと予測はできなかったのでしょうか。当初の予算の中で、立てられたはずではなかったのだろうかということで、今回、かなり大きなずれが出ているのではないかと考えています。当初でも補正でもいろいろかけられるわけです。その中で、最終的にこれだけのずれが出てしまうということは、やはり途中の計画段階で、少し見立てが甘かったのではないだろうかというところはなかったのか、それをお聞きします。

そして、消費税の件はわかりました。ただ、今、消費税が今後どうなるかわからないという状況においては、かなりこれから増えていく社会保障の中ではやりくりが大変なのではないかと思っておりますので、その方向性といいますか、品川区の手当てはどんなふうにしていくのでしょうか。

それから、児童福祉費に関しましては申請ベースだということなのですが、ただ100%来るわけではないのです。なので、財源として、本来だったら100%いただければ一番いいのでしょうけれども、そうではない中で、やはり増やしていかなければいけない。だけど決まったお金しか来ないということ

になってくると、保育園を、認証にしても私立にしても、どんどん増えていってしまう。あとどのぐらい増やしていこうとしているのか。あと、それが落ち着いてくるという時期があるのかどうか。そういう見立てがどこまでできているのでしょうか。

○秋山財政課長 繰入金予算額が減った理由でございますけれども、基金の繰入金は、予算を立てるときに財源として繰入金を充てるということでございますから、歳出が伸びている分に財源として繰入金を予算で充てないと、予算が立たないということです。繰入金を入れないとすると、歳出はその分、減らさなければいけないので、そういう状況でつけている。ただ、年度内の財政運営で、例えば収入が増えたなどという場合に、この基金繰入金が減額できるというものでございますので、これを見越してということでございますと、歳入が足りなくなるということで、歳出の額を落とさなければいけないということになりますので、そういうことはしたくないと思っております。

それで、社会保障に対するやりくりでございますけれども、これは財政全般の財政運営に係るお話でございますので、社会保障の伸びに従って、いろんな事業を効率化して、その財源を社会保障に入れていくということでございます。保育園については、人材を投下してでも待機児童は解消するという思いでやっておりますので、東京都が出す、出さないにかかわらず、やっていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 107ページの歳出の議会費についてお願いいたします。初めて議会費をやらせていただくのですが、8億円強ということで、品川区の全体の予算に比べると本当にわずかな予算で、一生懸命、皆さん頑張っていただいていると、自分も含めて思うわけでございますが、今、議会改革をずっと続けておりまして、平成23年度より前期のメンバーでやり始め、また今期のメンバーで2年ということになりますが、まずこの決算の中で議会改革関係が入っていましたら、それを教えていただくのと同時に、この間の議会、我々自身の問題ですけれども、事務局として、事務方としての、この間の取り組みの所管について伺いたいと思います。

○久保田区議会事務局長 議会改革の経費につきましては、歳出の議会運営費の中にそれぞれ経費が含まれてございます。主なものといたしましては、議会報告会の会場の使用料ですとか、事務用品の購入経費等が入っているものでございます。

続きまして、議会改革に対して事務局から見たこと、意見等ということでございますけれども、私も昨年の議会報告会は、前職の総務課長として会場にお邪魔させていただきました。議員が全員で取り組んでいる姿を見まして、熱心な議会改革を推進しようという姿勢を感じるとともに、今年度は区議会事務局長として、実際に議会報告会ほか議会改革の検討の場におきまして、皆さん、議員が中心となって改革に取り組んでいることは、他に誇れる取り組みだと私は自負しているものでございます。

○たけうち委員 議会報告会に来ていただいてありがたいことなのですが、議会改革は議会報告会だけではないので。

それで私も実は知らず、事務局に教えていただいたのですが、ある民間の、こういったことに取り組んでいる、格付なども行っている団体の評価で、2016年度、ちょうどこの決算のときですけれども、議会改革度調査で、品川区が、23区の議会の中ではナンバーワンになったと教えていただきました。ホームページを見ますと、情報共有、住民参加、機能強化という3つの分野で評価しておりまして、品川区は前回、去年に比べると、情報共有のところでは23区中15位から12位、住民参加のところでは7位から2位、機能強化のところは5位から5位で変わらずなのですけれども、それでも23区では1位。全国でいくと残念ながら293位と、非常に低いわけですが、この辺のところを事務局から教

えていただいたわけですが、どのように感じていらっしゃるかということと、あと、せっかくこういう、なかなか議会であまり褒められたことがないですから、非常にこういう取り組みをやってきた1つの成果として、例えば区議会だよりですとか、またホームページとか、そういったところにも載せていくということも考えられるのかと。やはり、この間、議会として4年ぐらい取り組んできた1つの成果、結果として、広報もやっていくべきではないかと思うのですが、ご意見を伺いたいと思います。

○久保田区議会事務局長 失礼いたしました。議会報告会だけではなく、議会改革には3つの分科会を設けまして、情報発信部会におきましては、ホームページの見直しや、議案や委員会資料の公開、また今度、4定からは、区議会だよりをA4判化するという見直しを行っています。住民参加部会のほうでも、先ほどは議会報告会のお話をしましたけれども、品川女子学院中等部の生徒との意見交換会を行ったというものでございます。また、機能強化の分科会では議会のICT化を推進し、本年第4回定例会からタブレット端末を導入するというので、それぞれの分科会が成果を上げてきているというものでございます。

先ほど委員のほうからお話がありました、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2016ランキングでは、品川区は23区の中で第1位の評価をいただいたというものでございます。これはそれぞれの分科会の取り組みが評価されたものと私どもは認識しているところでございます。また、それとあわせて、平成23年から議会改革検討会のあり方検討、前身でございますけれども、今日に至るまでの6年間にわたる改革の取り組みがこうした成果を上げて評価されたというものでございまして、私どもといたしましては、こうした取り組みをバックアップし、事務局として支えていながら、さらに前に進めていければと思っております。

○たけうち委員 今ご紹介いただいた、住民参加分科会を主体として、昨年初めて品川女子学院の中学1年生の方々と意見交換会をやらせていただいて、それでこれは同じ分科会に所属していた高橋しんじ議員から伺ったのですが、早稲田大学のマニフェスト研究所の中のいろんな賞がある中で、シティズンシップ推進賞ノミネートということで、賞はまだ取っていないのですが、品川区と新潟市と長野県松本市と、幾つか、5つぐらいの中の一つに選ばれた。これが今後どうなっていくのかわからないのですが、また今年も品川女子学院の方と意見交換会もやっていくわけで、いわゆる自分たちだけではなくて、ある意味では1つの民間の団体なわけですが、着実に、評価を得られてきているという、これをしっかり、我々議会としてもPRし、また皆様で取り組んでいただいているものが着実に芽生えてきているのだということを感じながら、例えば議会報告会についても、なかなかやりたくないという人も一部いるわけですが、その壁を乗り越えて、しっかり、意義あることだということを、ぜひわかっていただきながら取り組んでいくことが大事かと私自身は思っておりますけれども、事務局長のご所見を伺いたいと思います。

○久保田区議会事務局長 委員からお話のありましたシティズンシップ推進賞のノミネートは、品川区議会と品川女子学院の意見交換会をこちらに応募いたしまして、ノミネートされたというものでございます。今後の流れにつきましては、10月5日の木曜日、毎日新聞の紙面で、ノミネートの中から各優秀賞を発表されるということでございますので、今週の木曜日に私どもも、どういう評価がされるかということを目にしていきたいと思っております。また、議会改革につきましては、やはり各議員が主体、中心となって、全員で取り組んでいただくことが大切かと思っております。そうした中で、そういった改革の成果等につきましては、やはり広く区民にPRしていかなければならないと考えてございます。第4回定例会の区議会だよりから、議員がみずから編集委員としてご参加いただくということ

もごさいますので、そういった区議会だよりなどの編集の中で、品川区議会が議会改革に取り組んできたこれらの内容をもっと広くPRできればと思っておりますので、事務局としてもそういったことを支えていきたいと考えております。

○たけうち委員 本場に、何でもそうですが、なかなか持続していくというのは大変なことだと思います。特に事務局には本場に、事務方としていろいろお世話になりますけれども、しっかり我々もPRしながら、また議長や区長におかれましても、いろんな場で、品川区議会はこういう形で頑張っているということを、ぜひ一言、いろんなところで、可能な限りPRしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 私は、成果報告書87ページ、個人番号カードに関連して、それから106ページ、被災地派遣職員給与費負担金に関連して、それから平成28年度歳入歳出決算の数字について質問します。

まず個人番号カードです。これは、先日、自民党の議員が一般質問させていただいて、品川区はたしか現在4万6,000人と記憶しているのですが、非常に少ないということを確認しました。でも、これは国の方向性で、日本国民全てが対象でありますから、これは今のところ、拡大するほかないわけでありまして。なので、これは品川区の努力を超えていると私は思います。やはり国を通してPRしていただかないことには、この数字は進まないと考えますが、品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○堤坂戸籍住民課長 まず、マイナンバーカードの普及につきまして、品川区といたしましては、さまざまな媒体、広報ですとかツイッター、フェイスブック、あと、しながわ産業ニュースなどにも記事を掲載してPRを進めているところでございます。あとは、いろいろなイベントの中でキャンペーンを行うということで、ポスターをつくったり、あとポケットティッシュ、あと救急ばんそうこうなどを、先日の宿場まつりですとか、今週末の、しながわ夢さん橋でも配って、大いにPRをしていきたいと考えております。その場面については広報にも取材をお願いしているところでございます。

ただ、今、委員がご指摘されたとおり、品川区でPRに奮闘しても限界があるということで、その辺りは23区のほかの自治体と共同して、あと東京都にも入ってもらって、国にもPRをお願いしていきたいと考えてございます。

○伊藤委員 衆議院が解散されたので、次の選挙がどうなるかわからないですが、ただ、この法律自体は国の全ての国民が対象でしょうから、品川区の努力がもちろん必要なのですが、やはり国の責任でやっていかないと、1億1,000万人、2,000万人の方々が対象の事業ですから、これは、何とか、なかなか進まない思いがあるので、ぜひ東京都を通して国に働きかけをしていただい、積極的な対応をしていただいようにお願いしておきます。よろしく願いいたします。

次に、被災地の派遣職員の件です。3・11の震災や熊本地震等で品川区から派遣された職員の方々、本当にお疲れさまでございます。心から感謝申し上げる次第でございます。当然、この方々が被災地の現場に行って、事務作業や、さまざまな復興の作業をお手伝いすることは非常に素晴らしいことであると思っておりますけれども、やがて品川区に帰ってくる方々ですよね。それで、私たちが思うのは、そこで見たさまざまな被災地の厳しい現実や、時間の経過とともに変わってくる被災地の要望、それから住民のニーズ、もしかしたら大変深刻な場面もあったのかもしれませんが。それは実は、品川区にあってはおそらく体験できない貴重なものです。むしろ私は、そういう職員の方々が帰ってきた後、その方々が経験した内容や、それからそれぞれの自治体で勉強した内容、反省点や素晴らしい点、相当あると思いま

す。だから、それを、品川区の災害対策やさまざまな場面にさらに活かしていくことまで昇華していかないと、非常にもったいない気がするのですが、いかがでしょうか。お答えください。

○黒田人事課長 平成28年度に被災地に派遣していた職員は、事務職3名、建築職1名、土木1名で、宮古市に5名派遣しておりまして、富岡市に1名、職員を派遣しておりました。それで、派遣が終了しますと区に戻ってまいります。直接、災害対策の部署に配置されるというものではございませんが、そういった経験を活かして、品川区の災害対策、それぞれの担当している仕事の中で活かしていると認識しているものでございます。

○伊藤委員 もちろん、その方向性は正しいですけれども、やはり、さらにもっと踏み込んで、せっかくと言うとおかしいですが、そういう現場は品川区にいる限りは体験できない。そこで学んだ貴重な現場の声や、それから被災地の厳しい現実といったものは、どんなに私たちがマスコミやテレビや新聞、もちろん現地に赴くことがあったとしても、やはりそこに長期間、自治体の職員として接する情報にはかなわないわけです。だから、今、人事課長のおっしゃったことは正しいのですけれども、もったいないです。せっかくそういうあったことをつぶさに見て把握して、職員として、学んだといいますか、体験してきたわけですから、それを危機管理や、いろんな分野に活かせるはずなのです。例えば災害の発生直後はこうだったとか、何回も言うように、発生状況とともにさまざまニーズが変わっていく現実を見てきたということとか、それから当然、市庁舎やまちの庁舎の内容であるとか、貴重な話がたくさんあるはずなのです。だから、それを、何というか、もっと具体的にリアルに活かす仕組みをつくってあげないことにはもったいない気がするのですが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 派遣された職員が戻ってきた場合に、それをすぐ組織の中で大きく政策として活かすというのは、なかなか難しかろうというところもございしますが、例えば技術職の職員であれば、現地で区画整理の仕事を担当したとか、事務職の職員であれば被災地の方とお話をさせていただいて、いわゆる窮状という意味で、区民の方と接するのは違う状況ということを見聞きしているということは、私もヒアリングの中で聞いております。私どものほうでそういった職員の話を知ることでもございまずし、報告書をつくるということもありますが、なかなか全職員に共有するというのは難しいところもありますので、例えば職員提案制度みたいなものの中で、新たな政策としてそういった職員が何か発信できないかということについては、今後検討していきたいと考えてございます。

○伊藤委員 3・11震災の語り部がいっぱいいます。実際にその場を経験された方々が地域でお話をされるということで、私たちも聞いたことがあります。だから、そのイメージを今、すごく思うのです。そういう経験を共有することで、今言った震災の対応はもちろんそうなのですけれども、それ以降のさまざまな事務的な面についても、いろんな品川区の行政にプラスになるはずなんです。それを個人の方々が話をする、報告することも必要ですけれども、それをそれぞれの部署で共有して、さまざまな品川区の災害対策やら復興計画、当然持っておられるわけだから、それに対してさらに命を吹き込んでいく。具体的な現場はこうだったから、だからこういうふうに、最後、詰めていこうというふうに、話をどんどん昇華というか、すばらしくしていくことができると私は思うのです。だから、そういう体制をつくって、せっかく現場で得られたさまざまな体験やノウハウというものを、品川区の行政の中に十二分に活かすシステムを構築すべきではないでしょうかということをお聞きしますので、答弁をよろしくお願いたします。

○黒田人事課長 特に技術職の職員につきましては、庁内での技術会議という会議を持ってございまして、その中では横断的に情報共有も行ってございます。そのほかにも、さまざま今、委員からご指摘

がありましたような情報共有につきましては、職員のほうに共有できるような体制をつくってまいりたいと思います。

あと、去年の、熊本の震災のほうでは、派遣した職員の体験会も、共有ということで、区長のところに職員が直接報告したりいたしました。そういった貴重な体験を共有できるような体制については今後とも検討してまいりたいと考えてございます。

○伊藤委員 特に防災の面ではいろいろ、アイデアではないですが、実例が、こういうところの中に相当あると思うのです。だから、今言った土木系の職員もそうですけれども、おそらくいろいろな部署にかかわる内容が出てくると思うので、今、組織を立ち上げるということなので、ぜひそれを吸収する仕組みをぜひやっていただいて、それぞれの災害現場で見たさまざまなノウハウや経験を品川区民に十二分に還元するシステムを構築してくださるようお願いしておきます。

それから決算の数字のことであります。これは、いろいろ見てまいりますと、全ての決算上の数字については、円単位まで確定して議会に報告されているわけでありまして。これはそのとおりなのですが、品川区議会のホームページの、平成28年度の政務活動費収支一覧の中では、「確定しないため未記入」という表現の記載があるのです。ここで、確定しないと出ているわけです。だから、そういうことを踏まえた上で、このケースはどういうふうに考えればいいのでしょうかということをお伺いしたいです。いかがですか。

○久保田区議会事務局長 この政務活動費に関しましては、使途のことにしまして少し疑義がありますので、ホームページに書かれているものについては確定していないということでございます。決算上の取り扱いのほうを私ども区議会事務局でも確認いたしました。これにつきましては、決算上は特に問題がないということでございまして、政務活動費に関しましては四半期ごとに支給しているというものでございます。それで、不用額が出たものを清算していただいて戻入しているということでございますので、この点につきましては現時点では、決算額としては一度出したものでございますから、もしそれが、修正等があつて戻入されるということであれば、平成29年度の雑入として取り扱うということを確認してございます。

○伊藤委員 すみません。確認ですけれど、円単位で出ている決算書なのです。それで、もうこちらで確定したという表現になっている。だから、単純に会計処理上どういう対応になるのかということが疑問で質問させていただいたのですけれども、そうすると、成果報告書107ページにある政務活動の金額はこれでいいのでしょうかという確認と、それからこれが将来、どういう会計処理がなされるのでしょうかということ。つまり、今審議されているこの議案について、こちらのホームページでは確定しないと書いてあるわけです。でも、この決算書にはその数字が出ているということの整合性を、もう少し詳しく教えてください。お願いいたします。

○久保田区議会事務局長 ホームページ上で確定していないというのは、政務活動費の条例に基づき私どものほうで事務処理をし、金額を報告、区長部局に提出して金額を確定していただくということでございます。それで、私どもが確定していないというものは使途の関係で、疑義が生じてございまして、その部分を確定して区長に報告するというのを今はやめております。それ以外の会派の方々の金額を確定して報告しているということが1点ございます。そして、政務活動費は、先ほども言いましたが、四半期ごとに支出しているというものでございますので、支出に関しては、それぞれの会派、無所属の議員の方々に、年間、請求があつた金額を交付させていただいておまして、最後の清算の段階でもし不用の金額があれば戻していただくということになってございます。こちらの決算上の金額は、今

の確定していない部分、戻入がございませんので、そこに差額はないとして、支出した金額をこちらに計上させていただいているというものでございます。

○伊藤委員　つまり、成果報告書107ページにあるこの数字については、そういうことも踏まえた上で編成されたものであるということの確認でよろしいでしょうか。つまり、議会として、正しくないものを認定するわけにいかないという観点で聞いておりますので、改めて答弁をお願いいたします。

○久保田区議会事務局長　現時点としては、この数字が正しいものということでございます。私どもも、今、当該の方といろいろと話をし、報告書の修正等をお願いしているという状況でございます。

○鈴木（真）委員長　次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員　86ページの国庫負担金と、それから92ページの都負担金で、ともに国民健康保険について伺いたいと思います。

国民健康保険については、年齢構成が高いため、1人当たりの医療費も高く、所得に占める保険料負担が重いということは、区も認める構造的な問題になっています。全国知事会が、被保険者が保険料負担に耐えられる限度を超えて、国保運営が破綻するおそれがあるという危機感から提言を出して、2015年から保険者支援金が国全体で1,700億円出されていますけれども、改めて2016年度、平成28年度の決算で、品川区に国から出された保険者支援金は幾らなのかについてお聞かせください。これを、品川区は保険料引き下げに使わないで一般財源に入れてしまったわけですが、もし保険料引き下げに使える、1人平均幾ら引き下げられる額なのかという点についてもお聞かせください。

それから2つ目に、東京都からの特別調整交付金が出されています。その中で、収納率向上にかかわる取組成績別交付算定表に基づく交付金というのが幾らなのかをお聞かせください。現年度分の収納率、その伸び率、滞納繰り越し分の収納率、その伸び率、差し押さえ件数、口座振替世帯数などの計算の仕方がありますが、合計で結構ですので、合計額で幾ら、この交付金が出ているのかという点についてお聞かせください。また、これをもし保険料引き下げに使うとすれば、1人平均幾らぐらい引き下げられるのかという点についてもお聞かせください。

あともう一点、平成28年度の差し押さえ件数が何件なのかという点についてもお聞かせください。お願いします。

○三ツ橋国保医療年金課長　まず、国の1,700億円のうち、品川区に入っているお金でございますけれども、約1億7,500万円となっております。こちらは1億7,500万円を、被保険者数8万3,000人ございますので、そちらで割り戻しますと、約2,100円となります。

次に特別調整交付金でございますけれども、こちらは約1億6,800万円となっております。こちらは、現年度、都の特別徴収金でございますけれども、収納部門でございますと1億3,500万円、そして滞納処分部門では3,300万円となりまして、合計1億6,800万円となっております。そちらを被保険者数で割りますと、1人平均では約2,000円となっております。また、差し押さえ件数でございますけれども、約830件となっております。

○鈴木（ひ）委員　保険者支援金なのですが、今まで多分、委員会や本会議で答えていた数字と少し違う気がします。3億7,000万円ぐらいと答えられていたと思うのですが、その違いについて改めて、後で結構ですので、お聞かせください。

それで、国民健康保険料が高過ぎるというのは本当に大きな社会問題になっているわけですが、そのような中で来年度から都道府県化がいよいよ始まります。今回、国から出されている1,700億

円の保険者支援金というのは、そのまま出ることになるのか、その見通しについてもお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、この間、保険料がこれだけ高くなったかといえば、保険料負担軽減のために今まで品川区の一般財源から出されていた高額療養費分、13億5,000万円出されていたのを、保険料の値上げで置きかえるという形で、一般財源からの拠出をやめてしまうということが出されていたというのが、保険料値上げの大きな原因にもなっていると思うのです。それは今まで、平成29年度までに、その75%、税金投入をやめるということになりましたけれど、来年度はその残りのいよいよ25%分の税金投入もやめるということになるのか、その点についても見通しをお聞かせください。それで、この25%の一般財源からの税金投入をやめたら、その分の値上げ額というのは1人平均幾らになるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ、今回の都道府県化の中で一番問題になるというのが、今まで法定外繰入金というのを、決算補填ということで、収納率が100%にならなかった赤字分を一般財源から入れていたのを、都道府県化によってなくしていくということが、本当に重大問題ではないかと思うのです。この決算補填等目的の法定外繰入金というのが、今度の都道府県化でいよいよなくなる方向なのか、それとも来年度も続けて出される方向なのか、この点についてもお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長 まず最初の、国からの1,700億円の内訳でございますけれども、委員ご指摘の3億7,000万円でございますが、そちらの2分の1が国からの繰り入れとなっておりますので、約1億7,500万円となっております。

次に、まず来年度からの都道府県化におきまして、国から出ている保険者支援金でございます。今のところの見通しでございますが、こちらはそのままの予定と見通されてございます。また、その間、高額療養費、今、75%繰り入れられていますけれども、来年度、平成30年度以降の高額療養費が100%入った場合の部分でございますけれども、そちらが値上げした場合は、約4,800円となります。

そのほか、決算目的の法定外繰入金でございますけれども、そちらにつきましては、国や都の動向を踏まえながら検討してまいります。できる限り保険料が上昇しないように、区といたしましても検討してまいります。

○鈴木(ひ)委員 保険者支援金は東京都と区のほうからも入るということで、その2倍になるということはわかりました。それはそのまま入るということですので、それも含めて、私は保険料引き下げにぜひ使っていただきたいということを強く要望しておきたいと思っておりますし、また25%の税金投入がやめられると、4,800円、一気にぼんと上がってしまうわけですから、これもそのまま続けていただきたいということを強く要望したいと思います。

それと、決算補填目的という法定外繰入金なのですけれども、この間、9月20日に東京都の国民健康保険運営協議会がありまして、その中では、段階的に解消・削減すべきという方向が出されておりますけれども、同日付の国保新聞では、厚生労働省が9月6日に、全国で3回目の試算を受けて、改めて急激な保険料上昇が生じないよう、都道府県や市町村が取り組むようにというような方向を出した、要請したということが書かれているのです。その中では、法定外繰入金の維持についても検討するようということで、厚生労働省もこういうふうに言っていますので、私はもう、本当にこれだけ国民健康保険が危機的な状況で、全国知事会もこれだけ求めてきて、しかもそれが保険料引き下げにも使われないでしまったということで、どんどん上がり続けているという状況の中、やはり保険料引き下げにぜひと

も力を尽くしていただきたいと思います。そういうところで、ぜひこの法定外繰入金、第2回定例会のときには、部長からも非常にこれをこのまま継続することは困難だという答弁もありましたけれども、でも国としてもそういうふうな方向を打ち出していますので、法定外繰入金はそのまま入れ続ける。それから、国から出てきた支援金、東京都と区の方も含めて、保険料引き下げに使う。そして、高額療養費分の法定外繰入金についての25%も、来年はぜひとも継続していただくということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、続けて聞きたいのが、その中で、払いたくても払えないという状況が本当に大きく広がっていると思うのですが、平成28年度の滞納世帯数を改めてお聞かせいただきたいと思います。それから滞納者に対して、滞納の分析をするようにということを国のほうでも言われていると思うのですが、品川区はどのような分析をされているのか。それから、あと滞納の理由を多い順番に5つ、どんなことで滞納されているかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長 法定外繰入金につきましては、今、品川区では、統一保険料方式を用いておりますので、そちらも23区、特別区全体として考えてまいりたいと思います。

次に滞納理由でございますが、多い順に5つでございます。まず、無財産です。それから次に、借入れが過多となっております。そして次に病気・負傷です。それから4番目、勤労所得の減でございます。最後が事業不振でございます。あと、滞納世帯数でございますが、今、平成28年度末で1万1,000世帯となっております。

○鈴木（ひ）委員 今、言っていた滞納の理由というところからしても、本当に大変な区民の実態というのが、借金だったり病気やけが、本当にお金がないために、払いたくても払えないという実態というのがあると思うのです。そういう点では、ぜひ特別区の中でということですが、品川区のほうから、そういうふうな、ぜひ保険料は引き下げていこうという発言を積極的にしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後にもう一つ、私は子どもの保険証を無条件に支給していただきたいと思いますと思うのですが、窓口にとめ置きという状況になっていると思うのです。子どもはやはりいつ病気になるかわからないので、ぜひそれを、無条件で送っていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長 今現在のところ、短期証でございますけれども、そちらはまずご病気のお子様に関してはすぐに出すようにはしております。しかしながら、大きな収納、全体の中を考えますと、なかなか難しい部分がございます。

○鈴木（真）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 98ページの、都の補助金になりますが、空き家利活用等区市町村支援事業補助金をお聞きしたいと思います。

まず、これは都の補助金として、2分の1の補助で50万円という決算でございます。事業規模としては100万円という金額も載っております。この50万円、または事業規模として100万円と、どのような事業を進めようとして都へ補助申請したのか。これについて、決算金額の内訳とともにお教えいただきたいと思います。

○長尾住宅課長 空き家利活用の補助金の件でございます。こちら、国の補助金について公的な利活用を想定しまして、2件分、予定していたものになっております。

○若林委員 利活用2件に充てようということで、事業規模としては100万円というご答弁でよろしいかと思います。

これは都の補助事業ということで、東京都の空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱にのって補助が出されていると理解しております。そこで、国のほうの法律では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年に施行されました。これはどちらかというと、今の地域活性も含めたいわゆる利活用が主な補助対象と理解しております。また、今月中にも改正の施行予定と聞いておりますけれども、いわゆる新たな住宅セーフティネットの改正の法律。これはどちらかというと、セーフティネットですので、主に住宅確保要配慮者、住宅に困っている方々への法律ということでございます。国において、この大きな2つの法律がある中で、都の要綱との関係というのはどういうふうになっているのかということもお聞きしておきたいと思います。

○長尾住宅課長 すみません。先ほどの1つ目の質問について訂正させていただきます。こちらの都の補助につきましては、空き家等の対策に関する相談窓口として、昨年度、空き家ホットラインというものを設けました。そちらの業務に対しての都補助金で、50万円となっております。こちらの事業につきましては、補助率としては2分の1となっておりますが、上限額が50万円となっておりますので、こちらが上限額が適用されて、50万円の補助を受けているという状況です。

続きまして2つ目のご質問で、平成27年の空き家の法律と平成29年の改正住宅セーフティネット法の関連のご質問です。こちらにつきましては、住宅セーフティネット法の中でも、空き家の利活用というところは1つの方策として挙げられております。空き家の利活用、住宅セーフティネット法上での空き家の利活用ともに、共通する部分もあると思っておりますので、2つの法律については両方、関連するものとして、今現在、検討しているところでございます。

○鈴木（真）委員長 東京都の要綱の関係の質問に対してお答えがないと思います。

○長尾住宅課長 失礼しました。都のほうも国との制度の整合性を確認していると聞いております。

○若林委員 ということは、都の要綱の中に、2つの法律の補助も含めたエッセンスが全部入っていると、こういう整合性を要綱の中でというふうに確認させていただきました。

あと、今の課長の答弁、今回平成28年度で充填された事業としては空き家相談体制整備という項目になるのかというのを1つ確認と、都の要綱ではそのほかに5つ、補助対象があり、空き家の実態調査、空き家対策計画作成、それから住宅としての空き家改修、4つ目に地域活性化施設への改修、5つ目に老朽空き家除去等、6つ目にさきほどの空き家相談体制整備があります。今後、この、そのほかの5つの都の補助金を使って、さらに2つの法律と、またそれが集約された都の要綱に基づいて、空き家のいわゆる住宅への活用ということが進んでいくというふうになっていくと思うのですが、その辺の流れについて教えていただきたい。なぜ今回、そのほかの5つ申請しなかったのかという理由を1つお聞きすると、その流れについて今後も含めてお聞きします。

○長尾住宅課長 都の補助対象といたしまして、先ほどお話しいただきました項目が挙がっております。その中の一つである相談の部分については、昨年度から始めております空き家ホットラインの対応になっております。また、実態調査につきましては、平成26年度、平成28年度と、過去2回実施しており、こちらの補助も受けているところでございます。

あと、空き家の対策計画に関しましては、今までの取り組みを踏まえまして、本年度、対策計画の策定委託を進めているところでございます。

あと、改修のところにつきましては、平成27年度より法的利活用の部分に改修の助成というものを設けておりますけれども、残念ながら実態としては、貸す側、借りる側の意向の調整が整いまして、実績としては出ておりません。あと、残りの住宅改修・除却の部分につきましては、現段階では事業と

しては実施しておりませんが、今後の対策計画の策定の中でも必要性等を検討していきたいと考えております。

○若林委員 それでは最後に、今、課長からもありました空き家等対策計画、これは平成29年度中に策定予定というふうに既に説明があります。都の要綱も含めて、国の補助メニューはさまざまありますけれども、この空き家等対策計画の内容、書きぶりによって、使える補助、使えない補助が出てくると聞いております。要するにセーフティネット、住宅確保要配慮者の方々にも、しっかりと区として補助ができる、また支援できる、そのような空き家対策計画というふうな方向で、今、見通しが立たれているのか、今後のスケジュールにつきましても、順に教えていただきたいと思います。

○長尾住宅課長 現段階で策定しようとしております対策計画の中身についてですが、こちらは今までの取り組みの内容につきましても、また調査の概要等につきましても取りまとめて、区民の皆様にも、区として空き家対策をこういうふうにやっていますというところを、わかりやすくご理解いただくためのツールとしても使えるように作成を進めているところです。住宅セーフティネット法の絡みの部分での事業の位置づけ等につきましては、現段階では盛り込む想定にはしていませんのでありますが、今後の進捗を見ましても、必要に応じて計画の改訂なども行いながら、盛り込むことも検討してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 成果報告書89ページ、国庫補助金、土木費補助金、大崎駅周辺地区再開発事業、西品川一丁目地区について、補助金額は大変高額であり、再開発によってエリア周辺地域が発展されることを望み、質問いたします。

成果報告書の40ページにも書かれているのですが、平成24年12月の市街地再開発事業等の都市計画決定がなされ、平成30年1月には事務所棟、平成30年8月には住宅棟の竣工を目指していると記載されております。この竣工について、全体についてどう捉えているのか、現況をお知らせください。

○稲田都市開発課長 西品川一丁目地区でございます。こちらでございますが、こちらに書いてありますように、事務所棟が平成30年1月に完了。それから平成30年8月に、もう一棟の住宅棟が完了するということでございます。この事業でございますが、補助163号線、大井町・大崎間を結ぶ幹線道路も拡幅整備するということで進めております。ただ、今回、この163号線、新幹線のガード下で、JRの横須賀線線路の土手があるのですが、そちらにトンネルを抜くということで、工事を進めていきますが、これが予定よりおくれておまして、平成34年2月に仮に開通できるのではないかとということで、今、進めております。約4年1カ月強のおくれで、建物の完成後になってしまうところで、こういう状況でございます。

○本多委員 事務所棟や住宅棟は順調に予定が進んでいるのかと思うのですが、それで今、答弁いただいた163号線の新幹線などのガード下、狭隘部分にトンネルをつくる予定でした。それが大幅におくれたということなのですが、もともと竣工のときには完成ではなかったと思うので。竣工の後に工事をやって完成する、トンネルをつくると思うのですが、そもそもの都市計画決定等がなされたころの、竣工して、トンネルが、そのトンネルは歩行者も車道も両方ですけれども、計画があったと思うのですが、そもそもの最初の終わる竣工の予定と、今のお答えいただいた竣工の予定でどのぐらいの差があるのか、詳しく教えていただければと思います。

○稲田都市開発課長 西品川のJR下の工事、163号線の拡幅工事ですが、これは当初の予定では、開発が完了するときに、あわせてこの道路も完了していくということで進めておりました。この原因

についてなのですけれども、当然、JRの線路の土手のところに穴をあけていくというところで、JRとの協議が必要というところがございます。ただJRは、再開発準備組合段階では、まだ確定しておりませんので、協議に応じられないということを言われておまして、当初、JRのコンサルタントのほうと準備組合段階では協議しておりました。当初の予定では、見込みですけれども、2年ぐらいで完成するのではないかという見解がございました。それで、再開発組合が、設立後、JRと本協議を始めていきました。そういう中におきまして、設計の協定を結んだり、そういうのをやっけていながら協議を進めてきたわけですけれども、詳細設計完了におきましては、高圧の電気などが通り、それが複雑になっている現場というところ。それから地面の中で、新幹線の橋脚ぎりぎりのところを通さなければいけないと。それもあるのですけれども、大きなところは電線の移設に時間がかかるということが判明しまして、4年数カ月、全体で言えば5年ちょっと完了時期がおくれるということが判明して、現在に至っております。

○本多委員 わかりました。私が思ったタイムスケジュールと違って、詳しくわかりました。大幅におくれてしまうということなのですが、電気等を生きたまま移設するのでしょうか。その辺を少し教えていただきたいのと、あと、これは、再開発事業の施工ヤードとトンネルをつくる施工ヤードと、どうしても重なってしまうので、その辺の調整というのは、再開発事業とJRが直接やってきたのか、区は関与されなかったのか、その辺だけ教えてください。

○稲田都市開発課長 まず、電力のところですが、JRの鉄道を動かすための高圧電力なのですけれども、こちらはちょっと、正確には聞かないといけないのですが、夜間の電力を落とすときに動かす、あるいは補助、先に仮のものをつくっておいて動かすというようなやり方、いろいろあると思いますが、いずれにしても電車を動かしながらやっていくという工事で、非常に施工時間も限られてくるというところがございます。

それと、施工ヤードの件でございます。トンネルを抜くにはバックヤードというところが必要でございまして、最低でもトンネルの長さ分、それプラス重機類が入ってくるヤードをバックのほうに持って、そこを支えにして押していく等、そういう形のものでやっていく手法の一つでございます。そういう中におきまして、バックヤードの件については、再開発組合とJRが、工事施工ヤードについては協議してきた。ただ、工期を縮めるというところにおきましては、区も、このヤードの使い方をもっと効率的にできないかなどの指導はしてまいったところです。

○本多委員 よくわかりました。電気が生きたままというのは、電車がとまっている時間しか工事をする時間がないという理解でいいのでしょうか。違ったら教えてください。

それと、どうしても年数がかかってしまうというのはわかりました。極力、最短の時間で竣工を目指していただきたいと思うのですが、この全てが完成するまでに数年間、人と車との課題があるかと思うのです。人の動線、163号線の狭隘部分については今でも朝夕、ラッシュ時周辺時間は、もう本当に、人と人、自転車等が、いつぶつかるかわからないような状況で、大変です。これが、オフィス棟、住宅棟が間もなく完成すると、オフィス棟だけで約1万人増えて、住宅棟でも約1,000人増えるということです。今でさえも狭隘部分は相当危険な状況なので、さらに、すぐ人が増えるということで、人の動線、車の動線と、2つに分けて課題があるかと思うのですが、その辺はどういうふうに捉えているのでしょうか。

○稲田都市開発課長 こちら、ご指摘のとおり、混雑が発生してくるということが想定されます。現状も非常にガード下は狭いというところで、もう一本の、西側にあります区道を使いながら、暫定期間

中は歩行者等の交通を確保しようというところがございます。ただ、そうはいつでも、近隣の皆様方には大変ご迷惑をかけるというところで、再開発組合のほうには、交通安全対策や混雑緩和対策をしっかりとやってくださいという指導はしております。そういうところで、組合も指導するとともに、区のほうも警察協議、そういうところにおいては率先してやっていこうというところで、現在、調整等を進めております。地域の皆様にはご迷惑をかけるということで、今後も沿道の方々にはご理解いただけるようなお話し合いをしながら進めてまいりたいと思います。

○本多委員 動線は、163号線に並行した、1本中に入った道で、今のご答弁は、そちらを歩いてくださいということなののでしょうか。方法としては、そういうのは現状でわかるのですけれども、なかなか近隣の皆さんの理解も難しいかと思えます。もう少し、その計画は再開発組合が動線を、絵を描いていると思うのですけれども、それとは別に、そこにできた事業者が、人がなるべく集中しないように、大井町駅や大崎駅へシャトルバス、送迎車をつくる等、できる対策を考えていただいているのですが、そういったものも、やはり措置というか1つの方法で、私は行政として何か方法をやっていただきたいと思うのです。内側の道を通るのも1つの方法なのですが、163号線の完成するまでの間、それを何かしらで使えないか。例えば地域の方からは、この間できた歩道橋、自由通路の百反坂下の歩道橋みたいなデッキ等をスピーディーにつくれないかという要望も出ておりますが、何か163号線のほうで、行政として、人の動線、絵を描けないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○稲田都市開発課長 この混雑緩和についての対策でございますが、再開発組合と区と、どういう対策がとれるかというところで、現状までも協議等を進めてきております。今後もよりよい対策がとれる方法を見つけながらやっていきたいとは考えております。現在のところ、交通整理、ガードマン、そういうものの配置、それから歩道に人がたまるのをなるべく防止しようということで、JRから用地を借りて、歩道脇に少しの空地を設ける。それから、先ほどおっしゃったように、シャトルバス等もできるかどうか。そういうところも今、検討しているというところがございます。何らか、区も入りながら、よりよい対策を考えていきたいと考えております。

○本多委員 この課題につきましては超党派で意見を出し合って、知恵を絞って、何かいい方法がないか、今考えていますので、一緒に考えていただきたいと思います。以前、百反隧道が昭和の中ごろにできたときも、線路の下を通すというので、計画が一向に進まなかった。それで、今は亡き金丸衆議院議員や地元の国会議員が最終的に動いて決定づけたということも伺っておりますので、まさにJR相手に難しいというのは十分わかりますが、諦めずに対策を練っていただきたいとお願いしまして終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 72ページの軽自動車税、101ページの基金の繰り入れ。101ページの基金の繰り入れのほうを先にお尋ねします。

財政全般と基金と、あとインフラの整備などの関係をお尋ねします。区では、公共施設等総合整備や、あとは公立学校の整備などを立てて、基金で対応されています。さまざまな方策、計画が立てられていますが、今後、インフラの対策と経費が毎年どれぐらい必要になるのかということが計画等で算出されていると思うのですが、その点、お尋ねいたします。

○秋山財政課長 まず1点目、公共施設の整備基金でございますけれども、一応、施設の耐用年数等を踏まえて、毎年の改築の必要額が合計で、20年間で350億円程度と見込んでございましたので、1年にすると大体18億円ぐらいですか、そういうふうに見込んでおったところでございます。

○高橋（し）委員　公共施設等総合計画の中で、今後30年で80.9億円ぐらい必要になるということで、現行よりも20億円ぐらい多くなっていくのではないかという試算があって、今、十数億円ということですから、それがかなり増えていくということなのですが、それに対して、基金としては、公共施設関係の基金、それから財調の基金、義務教育施設の基金で、合わせて670億円ということになっているのですが、この基金で果たして対応しているかどうかというお話になるわけです。先ほどは、公共施設の整備基金が350億円程度あれば対応していけるというふうに算出しているとご答弁にありましたけれども、その基金と整備の関係で、総務委員会のほうでも新公会計制度についてご説明があって、私はその委員ではないので、確認を含めてお尋ねいたします。ある会計学専門の大学教授、この方は常勤監査員もされていて、地方の自治体の財政に大変詳しい方ですが、短い論文の中に、貸借対照表を作成すると、減価償却の累計額が必ず計上される。企業は、減価償却累計額と同額の留保分を財源として、耐用年数到来時に古い資産を廃棄して、新しい資産を取得することができる。この発想は、新地方公会計改革で最も大切なポイントであるが、浸透していないという部分がありました。では品川区が今、減価償却累計額がどこにあるかと考えたのですが、財務諸表からは出てこないということで、品川区の財政状況2016の中に、資産老朽化比率を計算しています。これは41.1%ということで、約4割が老朽化ということなのですが、ここの中に減価償却累計額が出ていますけれども、これは幾らになるのでしょうか。

○秋山財政課長　平成27年度の決算の中の減価償却の累計額でございます。こちらにつきましては、1,669億2,517万5,000円という形で、これが老朽度をあらわすということで、資産老朽化比率の計算のもとになっている数字でございます。

○高橋（し）委員　そうすると、この1,670億円が減価償却の累計額ということで、これに対応して内部留保しなければいけないと。例えば半分が補助金だと仮定すると、残りの半分、835億円が必要になってくる。先ほど3つの基金を合わせて670億円というふうなお話をしたのですが、ただ、この減価償却累計額というのは、簿記のやり方の金額ではなく、改修費などは含まれていないということですので、もう少し遠くなるのではないかと思います。そこで新公会計制度を導入して、減価償却累計額は算出されていくのですが、今の数字よりももっと多くなっていくのでしょうか。そして、その金額と、基金、インフラ整備との関係について、私は簿記のこともほとんど素人ですので、わかりやすくご説明いただければと思います。

○秋山財政課長　今、品川区がやっております財務諸表の計算については、まだ統一的基準前の数字でございまして、ここの減価償却累計額につきましては、普通建設の事業費等を年度でまとめたものということで、区としては、こういう公会計制度を始めるときに国から示された数字なので、かなり実態とは違っているとは考えています。今後、これが新しい公会計制度になりまして、固定資産台帳がしっかり、今まさにつくっているところでございますけれども、更新していきますと、この1,670億円余の額が基本的には増えると考えてございます。これはそもそもの設定で、委員おっしゃられたように、まず改修費が入っていないものがあるということがございます。それで、増えていくだろうということになりますと、この減価償却累計額というのが、将来的な施設更新のための原資として使っていくべきものなので、これをしっかり確保していくというのが、財政運営上、必要なことではないかと考えています。

○高橋（し）委員　今、最後のほうにありましたけれども、更新のための費用として留保していくという形です。先ほどの先生の論文の中に、自治体の基金は、留保分として、インフラや施設の更新財源

として全額を位置づけても著しく不足していることになる。基金は将来への余裕資金ではない。喫緊に迫る公共施設の老朽化対策に不可欠な事業のための財源なのである。この基金を使わないで残していると誤解してはならない。残しておかねばならない財源なのであるということだと述べられています。そのような状況の中で、今お話があったように、インフラの整備、そして新公会計制度の導入が、先ほどの減価償却の本来数字も出てくるということで、適切な基金の積み立てと運用をし、インフラに結びつけていっていただきたいと思います。もちろん、あるお金を全部使えばいいというものではないので、公共施設の再配置もあわせて検討していかなければいけないと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○秋山財政課長 公共施設の建設につきましては、財源の構成として特定財源等が充てられる部分があるかと思いますが、全額が一般財源負担ということではないとは考えてございます。ただ、その割合を考えても、1,670億円がもっと増えるわけで、その一般財源部分というふうなことを考えても、それなりの金額が今後、何十年かの間にはかかってくるということでありますので、そこはしっかり考えながら、基金の積み立てもしていかなければいけないでしょうし、かといって、基金の積み立てだけでは事業は進んでいきませんので、この辺のバランスを見ながら、将来のそういう負担についてしっかりと応えられていくような財政運営を今後していかなければいけないと考えております。

○高橋（し）委員 今お話いただきましたが、将来の負担については、本当はかなり十分検討していかなければいけないということですので、ぜひお願いしたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、成果報告書の86ページと92ページの国庫負担金・都負担金の生活保護費について、それと237ページ、予備費、総務管理費の一般管理費について、96ページの就業機会拡大支援事業補助金についてお伺いします。

生活保護費ですが、まず64ページ、65ページに、国庫負担金・都負担金の減の理由が生活保護費だというふうに記載されているのですが、減になっている要因が何だったのかお知らせください。それと、生活保護費において貧困の連鎖がある中で、どのようにその対策をされているのかお知らせください。予備費については、災害被災地への見舞金や支援が行われていると思いますが、この被災地への見舞金や支援について、どのような基準で行われているのか、その基準があるのかどうかお知らせください。それと、就業機会拡大支援事業補助金ですが、これはどのような事業を行っているのか教えてください。

○矢木生活福祉課長 生活保護費の減の主な理由でございますが、こちらにつきましては、扶助費の減が主な理由になっております。

○米田危機管理室長 災害被災地の見舞金の関係でございますけれども、基準は持っておりまして、一定程度の災害の状況があったときに、災害支援の対策本部等に照らして、見舞金を贈呈するのにふさわしいかというようなことを決定し、支給しているものでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 就業機会拡大支援事業につきましては、シルバー人材センターを通じまして、シルバー人材センターの就業を拡大するということが、会員の拡大でありますとか、あるいはシルバー人材センターで確保する企業に働きかけ、支援するという目的で補助金がございます。

○石田（し）委員 生活保護費については、いわゆる生活保護の家庭で育った子どもたちの4人に1人が、大人になってもまた生活保護費を受給されるように、今、いわゆる貧困の連鎖が起こっている中で、どのような対策を行っているのかをお聞きしているのです、その対策についてお知らせください。

それと、予備費については、例えば見舞金の金額などというのは、協定を結んでいる都市と結んでいない都市、また災害の大きさ等で、やはり一定の基準がないと、実際に行うときに非常に混乱を招くのかと思います。例えば姉妹都市でもなく、協定も結んでいないところに見舞金を出すことになったときに、どのぐらいその金額等を出すのかということも含めて、一定の基準を持つべきかと思うのですが、その考え方を持っていられるかどうかお知らせください。

就業機会の拡大支援ですが、昨日から東京都の最低賃金が、いわゆる時間額で958円に改正され、効力が発生したという中で、こういったところをしっかりと、いろいろと就業支援をされている品川区において、どのような広報をされているのか。また、企業にとってはなかなか金額が上がるという負担もかかってくる中で、厚生労働省では、業務改善の助成金だったり、生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割り増しされる等、さまざまな補助金等も用意されています。こういった改正時において、このような補助金もあるので、例えば企業に対しては、そういった支援をぜひ行っていただきたいと思うのですが、その点、どのように考えているか教えてください。

○矢木生活福祉課長 まず、貧困の連鎖を防ぐための生活保護の援助でございますが、こちらといたしましては就学支援ということで、現在、小学4年生から中学3年生、高校3年生までの就学支援ということで、塾代の支援と、あと高校3年生の受験料の支援ということを、今年度の補正予算でお認めいただいたところでございます。それ以外に、委託の業者を通じまして学習支援等の支援、あとアウトリーチ型の巡回相談ということで承っている現状がございます。

○米田危機管理室長 まさしく基準というものを持っておりまして、例えば委員がおっしゃられましたように、被害の状況ですとか、あるいは区と今どれぐらいの関係があるのかというようなことに照らして支出しているものでございます。昨年につきましては、そういった関係で、熊本地震の被災地に100万円を支給しているものでございます。

○山崎商業・ものづくり課長 就業機会の拡大につきましては、区の就業センター、これはもともと国の機関のハローワークと連携しながら対応しております。それで、就業者の支援に加えて、求人を出す企業側へのいろんな対応につきましては、処遇面も含めて適正な法の範囲の中で、しっかりと就業機会の拡大に努めていただくように協議会などの場を通じながら、さまざま対応させていただいているところでございます。

○石田(し)委員 生活保護費についてですが、生活保護を受けながら大学に通うということが、基本的に、原則、禁止されている中で、大学に進学されると、いわゆる子どもが同居していても世帯分離がされて、親の保護費が減額される。そういった中で、いわゆる保護世帯の大学の進学率が19%、これは全体の52%を大きく下回るわけで、進学が将来の生活にも影響を与えるのではないかといいながら、今、国でもさまざま取り組みを行っていかうというふうには動いているのですが、その点について、改めて品川区としてどのように考えているのか。また、例えば独立した大学生の、いわゆる国民健康保険料も払わなければいけない。また、新しい生活のためのお金もかかる。それで、アルバイトなどをして高校生のように蓄えたものというのは、基本的に受験料や入学金などの、いわゆる使途が限定されていて、卒業後も蓄えというふうには認められないといった中で、生活保護を受けられているお子さんが、どうやって大学に進学して、教育を受け、大人になったときにしっかりと働くことができるのかというのを、どのように考えているのか再度教えてください。

○矢木生活福祉課長 生活保護受給家庭の方の大学進学の方でございます。こちらにつきましては昨今、さまざまな議論があるところではございますが、大きな考え方といたしましては、生活保護は国の

第1号法定受託事務でございます。国の中全体で、大学に進学するのが全てのお子さんに対して一般的であると認識される段階になりますれば、これはまた法制度自体も変わってくるころになるかと思いますが、現時点ではなかなかそこまでには至っていないということではないかと思っております。ただし、今後の国等の推移を見守ってまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 83ページ、区民住宅使用料についてと、100ページ、財産売払収入、不動産売払収入について伺います。

まず区民住宅のほうですけれども、区民住宅のうち建設型は8棟ありまして、そのうちの3棟がフラット型家賃形態をとっていますが、ファミリーユ下神明は来年の2月、ファミリーユ西五反田西館は2018年12月、ファミリーユ西五反田東館は2019年3月で家賃補助が切れます。入居率はファミリーユ下神明のほうは132戸中130戸ということで、ほぼ100%で、ほかの2棟も同様に高い入居率だと認識しています。一方で、傾斜型家賃形態をとっているのは5棟ですけれども、それぞれの入居率を伺います。被災者支援や建て替え時の入居など特殊な事情で入居している方がいる住宅については、そちらの方を除いた数値もあわせて伺いたいと思っております。

あわせまして、まず売払収入のほうですけれども、この不動産売払収入7,367万円の中身は何かも伺います。

○長尾住宅課長 建設型の区民住宅の入居率についてですが、全て8月末現在の数値になりますが、ファミリーユ西品川につきましては、入居率が21.1%、ファミリーユ小山が52.6%、ファミリーユ大井の建設型部分が35.3%、ファミリーユ旗の台が52.9%、ファミリーユ南大井で91.1%、ちなみにファミリーユ西品川、ファミリーユ小山、ファミリーユ大井、ファミリーユ旗の台の4棟につきましては、東日本大震災の被災者の方のご入居、あと中延一丁目の区営住宅の建て替えに伴う仮移転もございまして、その入居者の方も含めると、ファミリーユ西品川が63%、ファミリーユ小山が73%、ファミリーユ大井で53%、ファミリーユ旗の台で約70%という数字になります。

○立川経理課長 普通財産の売り払いでございますけれども、全部で15件ございまして、主なものとしたしましては、西五反田五丁目の寄附物件、その他、大崎二丁目の旧水路敷地等でございます。

○安藤委員 区民住宅のほうですけれども、傾斜型住宅の入居率が少し低いと思うのですけれども、区は低いとお考えでしょうか。それとも高いとの認識でしょうか。伺います。あと、ファミリーユ南大井だけ入居率が高くなっている理由は何か伺います。

○長尾住宅課長 入居率に関してでございますが、被災者の方、あとは区営住宅の建て替えに伴う仮移転の方を除いた数値で見ますと、ファミリーユ西品川につきましては、数値としては低いかと思っております。ただ、そういったところを、一時的な利用も入れることによりまして、有効活用を図っているところがございます。

ファミリーユ南大井につきましては、一部まだ家賃助成が残っている点もあり、入居率91.1%ということで高いと捉えております。

○安藤委員 ファミリーユ南大井、建設が平成12年でしたか。比較的残っているということだと思っております。傾斜型というのは20年で毎年3%上がり、フラット型は15年後に一気に家賃助成が終了すると。そうなれば、フラット型も傾斜型も同じような家賃体系になるという説明が、これまでも区のほうからなされています。つまり、フラット型の家賃助成が終了すれば、傾斜型の住宅のような入居率になるということが考えられまして、転出者も出てしまうということになるのではないかについて、伺いた

いと思います。

○長尾住宅課長 入居率につきましては、家賃助成の有無だけではなく、立地であるとか、あと広さ、間取りといったものを含めまして変動してくるものと考えておりますので、必ずしも家賃助成が終わったからといって入居率が落ちてくるとは考えておりません。

○安藤委員 ファミリー南大井の入居率が高い理由が、課長自身が答えていますけれども、明らかに家賃助成が残っているというところで、先ほどの数字から見てわかるように、これがなくなってしまうとかかなり減るといことは、私は事実、数字として出ているのかと思います。区民住宅設置の目的は中堅ファミリー層の定着とありますけれども、今回の家賃助成終了で、多くの方が転出を余儀なくされる可能性があると思います。これは区の目的と逆の事態を生むと思います。

ファミリー下神明では、助成平均額が現在2万3,952円で、少ない方で5,200円、最大で4万3,400円です。それで、例えば3LDKの12万9,100円に住んでいる方は、これが来年の2月を過ぎると17万1,000円ということで、12万9,000円からいきなり17万1,000円になったら、これは毎月のことですから、これは退去というふうに、もう住みかえるしかないと思うのです。ですから私は、やはりこれまでの区民住宅の役割を考えても、区のこれまでの目的から照らしても、家賃助成は継続、あるいは、やはり低廉で安心してファミリー層が住めるような助成のあり方を構築する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○長尾住宅課長 ファミリー下神明のフラット家賃終了の件でございますが、こちらは委員のおっしゃるように、家賃助成を受けている世帯の中には最大で4万円強の家賃上昇が見込まれる世帯もございます。家賃の助成の内容につきましては、入居される時、また募集の段階等で、入居される方に対して丁寧にご説明しながらここまで来ております。4万円強の家賃上昇というところにつきましても、皆様にお伝えしながらご入居していただいているところでございますので、ご理解いただいているものと考えております。

○安藤委員 ファミリー層の定着にならないのではないかと思います。入居者の方に説明しているからという話ですけれども、やはりこれをそのまま終了しますと、先ほどのように、かなり入居率が低くなってしまふということも考えられますので、ぜひ、家賃助成、家賃補助的な制度をつくっていただきたいと強く述べたいと思います。

続きまして、不動産売払収入のほうですが、いろいろ例がありましたけれども、今定例会に、大崎図書館を移転する条例がかかっていますけれども、私はもちろん反対で、御殿山小学校西側敷地には、新たな図書館をつくるべきだと考えております。大崎図書館そのものの跡地活用については、当時の行財政改革担当課長からも、2014年の文教委員会などで、既に29号線道路のための代替地として活用する考えが表明されています。都議団を通して、東京都に直接聞き取りを行いましたところ、建設部の用地課長は、品川区に対して、29号線など特定整備路線の代替地として区有地を活用させてほしいとお願いしていると言っていると。それで、大崎図書館の移転に伴う区有地を、29号線の代替地として活用させてほしいと区に要望していることは確かだと認めたということです。そして、大崎図書館の跡地活用について区との間で協議している段階とも答えておりました。

伺いたいのは、どんな協議をしているのか伺いたいというのが1点。もう一つは、移転した後、区が東京都の29号線の事業に協力する際の流れについてご説明いただきたいのですけれども、通常の道路事業の流れですと、都と権利者間で任意の売買が行われます。土地や家屋などを査定して、売買金額が決定されることになります。品川区は、図書館を更地にして、区有地を東京都に売り払うということに

なるのでしょうか。伺います。売り払うとしたら、およそ売払収入は幾らになると見込んでいるのか伺います。

○柏原企画調整課長 大崎図書館のその後ということであろうかと思えます。私その当時、文教委員会でもお話ししたところでもございますけれども、大崎図書館というよりは、29号線の代替地について、区にも公有地も含めて協力してもらえないかという打診があったというところがあります。それに対して、区としても、そういう事業に対しては協力したいと、その当時はお答え申し上げているということです。

それで、今の状況でございますけれども、実際、流れといたしましては、東京都のほうのいわゆる用地の補償という部分になりますので、そのことに対して、地権者の方と東京都が、いろいろなことについて交渉であるとかお話といったことで、補償できるかという内容をお話しているというところがございます。その細かい部分につきましては、区としても計画の報告等いただいている部分がありますので、この場で詳細の部分をお答えすることはできませんけれども、流れとしてはそれが普通の流れと考えてございます。スケジュール感等々につきましても、そういったところの流れの中で、今後、内容というのが見えてくるのだらうと思っております。

○安藤委員 2つお伺いします。1つは、仮にこれから大崎図書館を移して事業に協力するという事になったら、これは都市計画課とか、そちらのほうになるのかと思うのですけれども、どのような流れになるのか。区が東京都に、区有地、大崎図書館の跡地を売るということになるのですか。そこをはっきりと過程をお伺いしたい。そして、「大崎図書館というよりは」という話でしたけれども、29号線など特定整備路線の代替地として、東京都は区有地を活用させてほしいとお願いしている。品川区は東京都の29号線のために区有地を売るということ。そういうふうに関心があるということなのですか。それは大崎図書館の話ではないということなのですか。ではなくて、もう区有地を道路のために売るという考えがあるのか、ないのか、お伺いします。

○柏原企画調整課長 後段の部分からお話をいたしますと、当時の打診といいますか、その流れの中では、いわゆる道路の事業に関して、区に協力をお願いしたいということがあったということです。それに対して、場合によっては区有地というものもあるということがございます。場所がどこというよりは、区としても事業に対して、打診があった際には協力を考えていきたいというお話をしたものでございます。

それから一般的な流れというのは、直接の担当ではないので私も詳しいところはわかりませんが、基本的には補償に関して東京都が地権者に対してお話をします。それで交渉して、実際に物件に対してどういう話になってくるかというのは、今後、交渉の流れの中で見えてくるのだらうと思っております。

○安藤委員 これは2014年6月に起きているのです。では、当時、行財政改革担当課長は、「東京都のほうから区の土地について打診があったのは事実。品川区といたしましても、大崎図書館移転の後、どういった形がよろしいかというのは、内部でも検討していたところがございますけれども、区としても協力していきたい」と答弁しているのです。その当時のやりとりの中に大崎図書館という名称は一切出てこなかったということなのではないでしょうか。そこをはっきりお答えください。

○柏原企画調整課長 繰り返しのご答弁になりますけれども、当時は、29号線道路の事業に対して協力をいただけないかということで、区有地も含めて、協力できるところについては協議しながら協力したいと申し上げたところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、81ページ、民生使用料の中の知的障害者グループホーム使用料、それからもう一点が、102ページの諸収入の中の歩行喫煙防止過料に関連して、この2点をお伺いしたいと思います。

まず、知的障害者グループホーム使用料、482万4,666円と出ております。これは知的障害者のグループホームを利用されたときの家賃収入だと理解しておりますけれども、まずその確認が1点と、もう一つ確認で、この障害者のグループホームの支援事業を区としてもされていると思いますが、そのグループホームの支援事業の目的を確認させてください。この2点をまずお願いいたします。

○中山障害者福祉課長 知的障害者グループホーム使用料についてのお尋ねでございます。こちらは区立のグループホーム、北品川つばさの家、西大井つばさの家、そして上大崎つばさの家、ここの24戸分の住宅の使用料、グループホームに入られるときの家賃ということになっております。一方、グループホームに対する区の支援というところですが、まず利用者への支援といたしましては、家賃助成というものがございます。それから、あとグループホームの運営者への支援というところでは、平成27年度に行いました、グループホームを建設するときの助成であったり、あるいは重度の方を受け入れたときの、専門家の支援であったり、あるいは精神障害者の家賃助成であったり、そういったことが区の支援としてあるところでございます。

その目的でございますが、やはりグループホームを区内にもう少しつくっていききたいということで、そうした事業者への支援も行っているところでございます。

○こんの委員 いわゆる、この支援事業というのは、利用する障害者の方の負担軽減を図るということも目的に入っているかと思っておりますけれども、そうすると要綱にも出ておまして、今、課長がおっしゃられたように、家賃助成、1つにはこの事業が入っていると思っておりますけれども、品川区が支給決定または措置決定しているものが、支払った家賃の一定額を助成するものとうたっております。そうすると、今、現状、この利用者の方々に助成が行われていると思っておりますが、収入によって助成額が違ってくると思います。その助成額の内訳をお願いしたいと思います。

○中山障害者福祉課長 まず、家賃助成というところでは、国の補足制度で月1万円というものがございます。区単独の制度といたしましては、入居対象者の方の収入額によって、例えば月額7万3,000円未満の方ですと、区単独で1万4,000円の補助、それから7万3,000円から9万7,000円の所得の方であれば2,000円の補助ということで、3段階の補助をしているところでございます。

○こんの委員 そうしますと、今のご説明でいくと、国と都の補助金が入っていると理解していたのですが、そうではなく区の単費で、それは補助金で、独自で出ているという理解なのですか。そこをもう一度。

○中山障害者福祉課長 国の分、1万円というのは、国の負担になります。そのほかに区の単独としまして、1万4,000円と2,000円という、所得に応じて2段階の、これは区の単独補助ということで、どこからも特定財源は入っていないものでございます。

○こんの委員 わかりました。この家賃助成について、区民の方、ご利用者からも声をいただいていたので、いわゆる家賃に対して、障害者の方の収入というのは本当に限られた中の、そしてご自分で生活をしていくという、非常になかなか厳しい現状の中でやりくりをされているというお声も伺っています。そうすると、区でももう少し支援を厚くしてもらえないかという声もいただいていたのですが、そ

のときに聞いたのは、国と都と、助成金が入っていて、品川区は入っていないというお話もあったものですから、そうすると、区の単費で入っていて、都の助成金は使っていないということなのですか。

○中山障害者福祉課長 多分、区の制度が平成16年度にできていますが、そのときに都の制度から区の制度に変わっているのではないかと思います。それまで以前は国の制度と東京都の制度だったものが、現在は都の制度ではなく、区のほうで単独の補助をしているというところでございます。

○こんの委員 わかりました。そうしましたら、そのような、区の単費でもしてくださっているという現状がありますが、障害者の方の生活を支援していく、負担を軽減していくという要綱にもある中で、今後、このような、私が申し上げた区民の方の声がありますが、そのことについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○中山障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、障害のある方、一般企業にお勤めの方もいらっしゃいますが、やはりなかなか、福祉的な就労ですと、収入を得ることが難しいという方もいらっしゃいます。お一人お一人のお声を聞きながら、どういった支援ができるのかというのは、総合的な視点から考えていきたいと考えております。

○こんの委員 どうぞよろしく願いいたします。

次にいきます。歩行喫煙に関してですけれども、これに関しては先ほど何人かの委員からお話がありましたけれども、結局、品川区としては、喫煙所を駅周辺に設置する。それから、今、一定の広さがある公園に喫煙所を設ける。こうしたことをしておりますけれども、一方、都の動きで、先ほどもお話が出ていましたけれども、子どもを受動喫煙から守る条例というのが、今、見通しとして制定に向かっているわけですけれども、その中にこういう案があります。公園等における受動喫煙防止と。喫煙をしようとする者は、公園、児童遊園または広場においても、子どもの受動喫煙防止に努めなければならないという1文が盛り込まれてまいりますけれども、そうすると、今、公園に設置されている喫煙所はどのように考えていかれるのでしょうか。

○溝口公園課長 まず、公園における喫煙に対するこれまでの取り組みと今後についてでございますが、これまで面積の一定要件、また公園の利用状況といったものを勘案して、喫煙所等を設置したところでございます。やはり、地域からの要望といったものもありながら、喫煙所を設置した経緯というのがあります。また、今回、東京都で条例が出ているというのもありますので、国、また東京都といったところの状況を踏まえながら、今後、公園における喫煙のあり方といったものは、しっかりと検討していきたいと考えているものでございます。

○こんの委員 今、設置されているところは、私の知る限りでは、水神公園の中と南大井にもう一カ所、坂下公園に、パーティションをつけて設置されているかと思います。ここの公園は、本当に比較的広いところで子どもたちが遊んでいるとはいえ、パーティションをつけても、目の前の遊具で遊んでいるお子さんがいるという現状があります。また、水神公園に関しては、広い、長い公園ではありますけれども、それでもやはり目の前で、遊具で遊んでいるお子さんがいらっしゃるという現状がある中なので、課長が今後のことでしっかり考えてくださるということですので、南大井地域の方々の声もあります。どうか、あそこには設置しないでほしいという声も具体的に出ておまして、もう少し、設置の仕方というか、場所を考えていただくというのが1つあるかと思えます。公園内ということが条例でうたわれている中ですので、どうかご検討をお願いしたいと思えます。何かそのことに対してあれば、ご答弁お願いします。

○溝口公園課長 公園利用者の方はさまざまおります。そういった、さまざまな意見を聞きながら、

今後の公園のあり方というのを考えていきたいと考えているものでございます。

○鈴木（真）委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　私からは、87ページ、国庫補助金、93ページ、都の補助金、宝くじの助成金等、補助金や助成金に関連してお伺いしたいと思います。特に文化観光、地域振興というところに絞らせていただきます。補助金はいっぱいあるから、そうではなくて、そこだけに絞らせていただきたいと思っておりますが、簡単に言うと、今、東京都でも、ここにもありますが、商店街の活性化推進事業などというのは、組織がしっかりしている商店街があって、政策的に商店街が、やはり元気を出してほしい。それで、なくすわけにはいかないのだと。いろいろな事業を補助していく中で、私のこの言い方が変であれば謝りますけれども、いろいろ商店街が、生き延びて、しっかりやってもらいたい。こういう意味合いもあって出しているのだと思います。補助金を出すからには必ず目的があって、その目的に沿った申請もあれば、その中の、もちろんそれに対する結果報告もあって、それで検証もしていく。これが1つの補助金の出し方だと思っております。その中で、例えば宝くじや外郭団体の補助金もあります。観光や、いろんな形のものがあります。

だから、この決算書に出てこない、例えば私が知っているだけでも、昨年東京都に直接、地域振興の補助金を出した団体が2つ通って、それは新規事業という形の扱いで補助金をもらった団体がある。1つの団体は国に直接、補助金を申請した。けれども、出したほうも結果としてはできなくなってしまって、それを取り下げた。もちろん、取り下げたということもあるのだけれども、地域の方々も地域を活性化するため、みんな一生懸命いろいろなことを考えてやっている。こういうところを、区がもちろん把握していると思います。ここの決算書に載っている補助金はもちろんわかっているだろうけれども、そうではないところも含めて、ここは宝くじぐらいは載っているけれども、そうではなくて、直接、都に出している、国に出している、それを地域振興のために、こういうふうに行うと補助金等を申請しているところを把握されていると思うのだけれど、その辺を教えてください。

○鈴木文化観光課長　文化振興、それから観光に関するものについては、基本的に、国や都への申請を直接、団体からする場合に、地元の自治体の政策との整合性ということで、推薦なり同意書なりというのを添付するケースが多くなっております。その場合には、うちで受けたものに関しては内容を審査させていただいた上で、同意なり推薦なりの書類をお渡しするというので、その場面で把握できている事業が数事業ございます。

○石田（秀）委員　そういう把握をされていて、一緒になってやっというところだと思っております。その中で、観光に視点を当てるとなると、安島先生も青山元副知事も、品川区の観光というのは、やはり水辺だろう、これはもういろいろな場面でもそういう話が出てきます。それで、きのう、おととい、その水辺のイベントを行いました。そのイベントは、9団体の方が中心となって、町会の方々、また企業の方々にもご協力をいただいてやってきたわけでありまして。その中で、その9団体、1団体は初めて参加したというところもありますけれども、ほかの団体は今までのような事業を水辺でやってきて、いろいろな相談事がある、やはりこれは水辺をもっともっと活性化しなくてはいけないのだ。ではみんなで話そうという形になったときに、水辺を活用して、ぜひ観光拠点にしていこう。その9団体ぐらいの方々が、目的は1つで、一応はまとまった。それでは我々議員のメンバーも支援していきながら一緒にやっという形になります。民間の方々の力の中で、一生懸命、それをやろうとしているのなら後押しができればいいかと。それならば、大田区もやりたいという話があったので、大田区も一緒になってやっという形になります。と、ということで、昨日、一昨日と、そういうイベントができたと思っております。

その中で、私どもが見ていてすごくうれしかったのは、必ず何かあって、すごくよかった、皆さんが楽しんでもらってよかったという、関係者の皆さんの話でありました。本当に、涙が出るぐらい、皆さん頑張っていたと思います。そういうことができた中で、ではこれをやったことは評価としてどうでしたかというところでとめます。

○鈴木文化観光課長 今、お話のありました、大田区と連携した、しながわ・おた水辺の観光フェスタでございますが、区としても、さまざまな制度や支援を活用して、協力・連携体制をとったところでございます。私も2日間、会場を拝見しましたが、何よりも一番よかったのは、地域の方が主体になって、また複数の団体が連携して実施していただいたというところでございます。今後もこのような地域の取り組みのモデルケースとして、ほかの地域にノウハウやいろんな情報も提供いただきながら、区全体の観光が振興できるように、区としても引き続き力を入れていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 まさにそうでありまして、皆さん、区民の方々、そういう方々に、もちろん一般社団法人もあればNPOもあつたり、任意団体、組合の方々もいらっしゃる。そういう方々が知恵を出し合って、では区にも大変支援していただけたけれども、自己資金の部分なり事業費が足りない部分は、皆さんが個々に企業を歩き回ったり何なりして、関係者の方が本当に努力されたのかと思っております。その中で、まずやるのがイベントだろう。でも、イベントが目的ではない。1つの目的です。けれども、最終的には、ここを通年で観光拠点にして、通年で観光客にこの品川区を訪れてもらう。このような政策を打っていこうというのは、みんな一致した意見だと思っております。しかしながら、ここは少し残念だけど、やはり9団体もいると思いがいろいろあって、何年か後には限界が来そうな気もしてならない。それには、我々も視察に行かせていただきましたけれども、社団法人で水都大阪パートナーズというところがあって、そこはもう非常に、ある海運会社を中心となったり、ある人がいて、その人が中心となって、そこを回した。あそこのメンバーなどを見れば、関係の企業から団体、全部入って、あそこを1つの一大観光ランドにしよう。10年かかったと言っていましたけれども、本当にそういう形になっていたと思います。そのきっかけが今回できたのかと思っております。

その中で、やはり10年後、20年後を見据え、ぜひ先ほど言った東京都の支援などというのも、新規などというとき必ず単年度。こういうことばかりやっていると、やはり育つものも育たないし、ぜひ長い目で見ていただいて、補助率は下がってきてもいいのだけれども、そこで事業として、ある程度、自己資金がしっかり賄えるぐらいのものを、ぜひ区も一緒になってやっていただければ、10年後、20年後にいい組織になっていく。もちろん我々も、9団体の方、10団体の方と真面目に話をして議論しているわけで、そういう方々とともに歩んでいけるという感じの中に、もちろん区の皆さんも一緒に入っていただいてやってくださっている部分もよく知っておりますけれども、その継続の部分をぜひ改めてお願いしたいのですが、よろしく申し上げます。

○鈴木文化観光課長 今ご指摘のあったように、都のこれまでの観光事業支援については、初期立ち上げの初年度だけというのが多かったことから、地域の皆様からの支援の課題や希望について伺ってきたところがございます。区のほうでは、その地域の実際に取り組む団体等の意見を踏まえて、今年度開始しました観光支援事業については、毎年、少しずつ低減はしますが、4年間、継続して、地域の団体の皆さんがノウハウやネットワークを獲得するまでの間の支援ということを目的に制度を開始したところがございますので、今後も地域のさまざまな取り組みを継続して支援するということで、区内の観光振興を図りたいと考えております。

○石田（秀）委員 その中で、もちろん民間の方々が出ていけるところは限度もあると、今回ののは

やはりソフトの部分。それは、ソフトでも資金調達から何から含めて一生懸命やっている部分はあるのですが、私も何度も、今、大田区までの水辺は船に乗らせていただいて、いろいろな部分で走ったり何をしたりしたけれども、やはりハードの部分というのは、企業なり、もちろんいろいろ鉄道なり、そういう事業者もいたり、なかなかできる部分とできない部分もありますけれども、ハードの部分については、やはり品川区が中心となっていて、東京都、それから国の補助金があるのかどうか、これは制度的に今はないかもしれませんが、その辺のところも含めて一緒にやっていただきたいというのが1点。

それからもう一点、これは屋外広告物の話になりますけれども、先日、オリンピック・パラリンピック委員会で、あるセンターに行ってきました。そのときに、電柱の地中化があって、これは上野動物園だと言っていましたけれども、トランスがありますね。その上に、ある程度、テレビの画像みたいなのをつけて、それで道案内だ、地域の紹介なり、そういうことをやる技術が今あるそうであります。これをやるときに、やはり非常にお金がかかるので、これを運営して回していくには、企業広告がないと、多分回っていかないという話でした。だけれども、どこでつまづくのといったら、屋外広告物条例だと。そこに企業からのそういう部分を入れ込むとなると、屋外広告物条例で企業は入れ込めないという、費用が非常にかさむので、行政側というか自治体側も、それはちょっととなってしまう。そういう部分を地域の中でやれるという形をとるのであれば、そういう方法。そこの中で出てくるのが屋外広告物条例で、必ず出てくる。これは、石原慎太郎東京都知事のとときにやった思いも私は十分わかるけれども、やはりどこかでそういう部分はクリアできるような、公園の部分は児童遊園を都市公園にするとか、いろんな部分はできるけれども、やはり屋外広告物条例の部分については、行政側が、品川区発信でもいいんです。皆さんを、いろいろ仲間をつくっていただいて、ではこういう部分は変えていこうというような話を、品川区発信でやっていただきたいと思っているのですが、その部分についてもよろしくお願ひします。

○今井土木管理課長 屋外広告物条例の関係でございますけれども、今、委員ご紹介の無電柱化に伴う大きな変圧器といいますか、そういうものを地上に出すものの活用などを、今、上野公園で社会実験的にやっていると聞いております。そのような状況を踏まえ、また、それぞれの地域、例えば水辺の地域ですと、景観の計画の中で、地域の皆様がみずから計画を立ててやっているところがございますので、今後、東京都の屋外広告物の審議会等の第30条の特例許可などを活用しながら、地域の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

○石田（秀）委員 ぜひ、皆さん結構、気合いが入っています。イベントでしたけれども気合を入れて、私は海上公園に万単位の人が来て、通行もできないぐらいの人が来たのは初めてだと思っております。反省点もいろいろあって、トイレがなくて大げんかしたなどというのがありますけれども、それはそれでいろいろありますけれども、皆さん気合いを入れて、それなりにやっけていこうとしているので、ぜひそれはどこかで一本化できるように、我々もお願いしますし、区のほうでもお願いしていただいて、どこかが中心となって、しっかりその部分をやっけていかないと、限界が来て崩壊してしまう。それぞれ単体で事業をやっけていけばいいのだぐらいの、自弁でやっけていけばいいのだぐらいの話にならないように、我々も全力で努力しますので、区の皆様も、それをぜひよろしくお願ひします。

これは要望で終わります。

○鈴木（真）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、あす午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

○午後5時43分閉会

委員 長 鈴木 真 澄